

512

97

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10¹⁹m 1 2 3 4 5

始



判事法學士 棚橋愛七序
判事法學士 上野魁春著

刑事訴訟法詳解

自治館出版

512-97

刑事訴訟法詳解

判事法學士 棚橋愛七序
判事法學士 上野魁春著

自治館出版

12.6.2
内交

刑事訴訟法詳解序

宮城控訴院判事上野魁春氏は篤學の士にして常に法學の研究に精勵し造詣頗る深し大正十一年五月法律第七十五號を以て刑事訴訟法を公布せらるるや平素の蘊蓄を傾倒して逐條註釋を施し題して刑事訴訟法詳解と謂ふ今就きて之を見るに各條文の意義を剖折解説し或は判例を引用し或は學說を批評し懇切に其應用を指示せるを以て學生の參考書に適するのみならず實務家も亦

之に依りて裨益する所鮮少にあらざるへし余斯の如き良書の發行せらるることを喜ひ一言を呈して小序と爲す

大正十二年二月二十七日仙臺官舎に於て

宮城控訴院長 棚橋愛七 撰

自序

從來法典を解釋するに二主義あり、一を教科書體と謂ひ一を逐條註釋體と謂ふ、前者は學理的研究を爲すに便にして後者は各正條の意義を闡明するに便なり、本書は主として實務家の便益に資せんか爲逐條註釋體を採用し各條に付其の字義及意義を解説し實際の運用を明かにすることを努めたり然れとも本法は舊法に比すれば其の組織及立法例を異にし且多數新設の條項を加へられたる爲十分の研鑽を積むに非

されば了解し得ざる個所尠からず、著者公務多端の傍僅に少閑を割きて之が執筆を試みたるを以て其の意の盡さざる所多かるべく誤謬の點亦尠からざるへし大方諸君の叱正を得て後日の完成を期せんことを欲す

大正十二年二月二十八日
 著者 森の都に於て
 著者 森の都に於て

自序

凡例

本書中『舊法』若ハ『舊刑訴』トアルハ明治二十三年法律第九十六號刑事訴訟法ノ略、『裁構』トアルハ裁判所構成法ノ略、『民訴』トアルハ民事訴訟法ノ略ナリ、又『本法』トアルハ大正十一年法律第七十五號刑事訴訟法ヲ指シタルモノニシテ單ニ括弧中ニ法條ノミヲ摘記シタルハ同法ノ條文ヲ指シタルモノナリ。

刑事訴訟法詳解目次

第一編 總 則

第一章 裁判所ノ管轄	二
第二章 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避	六五
第三章 訴訟能力	九七
第四章 辯護及輔佐	一〇三
第五章 裁判	一一六
第六章 書類	一二八
第七章 送達	一五六
第八章 期間	一七〇
第九章 被告人ノ召喚、勾引及勾留	一七七
第十章 被告人訊問	一八四
第十一章 押收及搜索	二四五
第十二章 檢證	二八五

第十三章 證人訊問	二九五
第十四章 鑑定	三三九
第十五章 通譯	三六四
第十六章 訴訟費用	三四八

第二編 第一審

第一章 搜查	三五九
第二章 公訴	三八九
第三章 豫審	四一〇
第四章 公判	四三八
第一節 公判ノ準備	四四〇
第二節 公判手續	四四九
第三節 公判ノ裁判	四八〇

第三編 上 訴

第一章 通則	五一五
--------	-----

刑訴法

目次

第二章 控訴	五三
第三章 上告	五九
第四章 抗告	六〇
第四編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟	六三
第五編 再審	六三
第六編 非常上告	六七
第七編 略式手續	六八
第八編 裁判ノ執行	六八
第九編 私訴	七〇
第一章 通則	七〇
第二章 第一審	七六
第三章 上訴	七五
附則	七三

附錄 陪審法

第一章 總則	七四
第二章 陪審員及陪審ノ構成	七五
第三章 陪審手續	七五
第一節 公判準備	七五
第二節 公判手續及公判ノ裁判	七五
第三節 上訴	七六
第四章 陪審費用	七六
第五章 罰則	七六
第六章 補則	七六
附則	七六

目次終

刑事訴訟法詳解

法學士 上野 魁 春 著



第一編 總則

釋義 一 本編 刑事訴訟法ノ全部ニ通シテ比較的多少適用サルヘキ規定ヲ網羅シタルモノナリ、本法ニ於テ 總則ノ外通則ナル語ヲ使用セリ、第三編第一章、第九編第一章、通則モ總則ト同意ニシテ全部ニ通スル法則ノ意義ナレトモ本法ニ於テハ刑事訴訟法ノ全體ニ通用スル法則ノ意義ニ使用スルトキハ總則ナル文字ヲ使用シ刑事訴訟法中ノ各編ノ一ニノミ通用スル法則ヲ規定スルトキハ通則ナル語ヲ使用セリ、故ニ本法ノ解釋上ニ於テハ總則ト通則トノ間ニハ自ラ廣狹ノ區別アリ。

二 本法ニ於テ刑事訴訟法ノ全體ニ通スルモノトシテ總則ニ掲記シタルハ (一) 裁判所ノ管轄(一條乃至三二條) (二) 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避(三四條乃至三五條) (三) 訴訟能力(三六條乃至三八條) (四) 辯護及輔佐(三九條乃至四七條) (五) 裁判(四八條乃至五三條) (六) 書類(五四條乃至五九條)

第一編 總則 第一章 裁判所ノ管轄

至七四條(七)送達(七五條乃至八〇條)(八)期間(八一條乃至八二條)(九)被告人ノ召喚及勾留(八三條乃至一三二條)(一〇)被告人訊問(一三二條乃至一三九條)(一一)押收及搜索(一四〇條乃至一七四條)(一二)檢證(一七五條乃至一八三條)(一三)證人訊問(一八四條乃至二一八條)(一四)鑑定(二一九條乃至二三一條)(一五)通譯(二三二條乃至二三六條)及(一六)訴訟費用(二三七條乃至二四五條)トス以下順次説明スヘシ。

第一章 裁判所ノ管轄

釋義 一 裁判所ノ意義

裁判所ナル用語ニハ廣狹ノ二義アリ左ニ區別シテ之ヲ説明スヘシ。

甲 廣義ニ於ケル裁判所ノ意義

廣義ニ於ケル裁判所トハ廣ク國家ノ機關トシテ司法權ヲ行使スル官廳ヲ謂フ。天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總覽シ給ヘトモ親ヲ司法權ヲ行フコトナク法律ノ外何等ノ羈束ヲ受ケサル機關ヲシテ之ヲ行ハシム裁判所是ナリ(憲法五七條)廣義ニ於ケル裁判所ハ憲法上又ハ裁判所構成法上ノ裁判所ノ意義ニ合スルヲ以テ一ニ之ヲ國法上ノ裁判所又ハ裁判所構成法上ノ裁判所ト謂フ。又此ノ意義ノ裁判所ニ於テハ司法裁判ノ外司法行政ヲモ行フヲ以テ一ニ之ヲ司法行政上ノ裁判所トモ謂フ。

乙 狹義ニ於ケル裁判所ノ意義

狹義ニ於ケル裁判所トハ廣義ニ於ケル裁判所ノ一部局ニシテ各個ノ訴訟事件ニ付實際裁判權ヲ行フ官廳ヲ謂フ。合議裁判所(地方裁判所、控訴院及大審院)ノ

各部豫審判事又ハ裁判所ノ單獨判事ハ此ノ意義ニ於ケル裁判所ナリ。狹義ニ於ケル裁判所ハ訴訟法上ノミニ使用セラルル裁判所ノ意義ナルヲ以テ一ニ之ヲ訴訟法上ノ裁判所ト謂フ。

二 裁判所ノ種類

裁判所ノ種類モ廣義裁判所ト狹義裁判所トニ依リ其ノ類別ヲ異ニス左ニ區別シテ説明スヘシ。

甲 廣義ノ裁判所ノ種類

廣義ニ於ケル裁判所ハ司法權ヲ行使スル方面ヨリ觀察シテ通常裁判所及特別裁判所ニ區別セラル。

第一 通常裁判所

通常裁判所トハ民事刑事ヲ裁判スル裁判所ニシテ細別スレハ(一)區裁判所(二)地方裁判所(三)控訴院及(四)大審院ノ四種ト爲ル(裁權一條二條)而シテ民事ヲ裁判スル裁判所ヲ民事裁判所ト謂ヒ刑事ヲ裁判スル裁判所ヲ刑事裁判所ト謂フ。本法ニ於テ單ニ裁判所ト稱スルハ通常刑事裁判所ヲ意味スルモノトス。

第二 特別裁判所

民事、刑事ノ裁判ハ通常裁判所ニ於テ之ヲ爲サシムルヲ原則トスレトモ土地ノ狀況被告人ノ身分又ハ訴訟事件ノ性質ニ依リテ之ヲ通常裁判所以外ノ裁判所ニ於テ裁判セシムルコトヲ便宜トスルコトアリ。故ニ憲法ニ於テモ特別裁判所ナルモノヲ認め

或民事、刑事事件ハ其ノ裁判所ニ委ネ通常裁判所ニ於テ其ノ權限ナキモノトヒリ(憲法六〇條、裁權二條)故ニ特別裁判所トハ裁判所構成法以外ノ法律ニ依リテ構成セラレタル裁判所ヲ謂フ。現行法上特別裁判所ト認メラルルハ(一)陸海軍ノ軍法會議(二)朝鮮總督府裁判所

(三)臺灣總督府法院 (四)南洋廳法院 (五)關東都督府法院及 (六)領事裁判所ノ六者トス。

乙 狹義ノ裁判所ノ種類 狹義ニ於ケル裁判所ハ觀察方面ヲ異ニスルニ從ヒ次ノ如ク區別ス

ルコトヲ得。

第一 第一審裁判所、控訴裁判所、及上告裁判所ノ區別 是レ判決ヲ爲ス方面ヨリ觀察シタル

區別ニシテ第一審裁判所ハ區裁判所又ハ地方裁判所(但シ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付テハ大審院ハ第一審裁判所ニシテ同時ニ終審裁判所ナリ)ニシテ控訴裁判所ハ區裁判所ノ控訴ニ對シテハ地方裁判所地方裁判所ノ控訴ニ對シテハ控訴院ナリ、而シテ上告裁判所ハ常ニ大審院ナリトス、上告裁判所ノ下シタル判決ニ對シテハ最早上訴ノ途ナキヲ以テ該裁判所ヲ終審裁判所トモ稱ス、控訴裁判所ハ第一審裁判所ノ判決ニ對シテ不服ヲ申立ツル裁判所上告裁判所ハ控訴裁判所又ハ第一審裁判所ノ判決ニ對シテ不服ヲ申立ツル裁判所ニシテ順次ニ階級ヲ爲スニ依リ相互ニ上級裁判所又ハ下級裁判所ナル名稱ヲ付シ同一階級ノ裁判所ニ於テハ同等裁判所ナル名稱ヲ付スルコトアリ。

第二 單獨裁判所及合議裁判所ノ區別 裁判所ヲ構成スル判事ノ單獨ナリヤ否ニ依リ爲ス區

別ニシテ單獨裁判所トハ單獨ノ判事ニテ裁判ヲ爲ス裁判所ヲ謂ヒ合議裁判所トハ三人又ハ五人ノ判事ヲ以テ組織シ此等ノ判事合議ノ上裁判ヲ爲ス裁判所ヲ謂フ、裁判所構成法ニ依レハ單獨裁判所ハ區裁判所ノミニシテ地方裁判所以上ノ裁判所ハ皆合議裁判所ナリト

ス。

第三 抗告裁判所及原裁判所ノ區別 是レ決定ヲ爲ス方面ヨリ觀察シタル區別ニシテ決定ヲ

下シタル裁判所ヲ原裁判所ト謂ヒ之ニ對シテ不服ヲ申立テラレタル裁判所ヲ抗告裁判所ト謂フ。

三 裁判所ノ地位 裁判所ハ國家ノ機關トシテ司法權ヲ行使スルモノニシテ其ノ地位ハ獨

立不羈ニシテ法律ニ服從スル外他ノ羈束ヲ受ケサルモノトス、而シテ裁判所ノ不羈獨立ナルコトハ裁判所其ノ者ノ地位竝之ヲ組織スル裁判官ノ地位ニ關スル憲法及裁判所構成法等ノ規定ニ依リ確保セラル、裁判所其ノ者ノ地位ニ依ル確保ハ裁判官カ行政官廳ト相分離シ何等干渉ヲ受ケサルト、裁判所ノ外司法權ヲ行フモノナキ點ニ存シ(憲法五七條)裁判官ノ地位ニ關スル確保ハ裁判官カ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ因ル外其ノ職ヲ免セララルコトナク其ノ任官ノ終身ニシテ獨立不羈ナル點ニ存ス(憲法五八條二項、裁權六七條)蓋裁判所ト行政官廳トヲ分離スルコトナク互ニ干渉ヲ許スニ於テハ到底公正ノ裁判ヲ求ムルコト難ク又裁判ノ神聖ヲ攪亂スルコト甚大ナルヘケレハナリ。

四 裁判所ノ構成 通常刑事裁判所ノ構成ハ左ノ如シ。

第一 區裁判ノ構成 區裁判所ハ唯一ノ單獨裁判所ニシテ單獨判事ヲ以テ構成ス、區裁判所

ニ於テモ事件ヲ多ク取扱フ裁判所ニハ二人以上ノ判事ヲ置クコトアルモ裁判ノ實行ハ合

議ニ非スシテ各自分配ヲ受ケタル事務ニ付區裁判所ヲ代表シテ單獨ニテ之ヲ實行スルモノトス、判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ一人ヲ監督判事ト稱シ之ニ行政事務ヲ委任ス。(裁構一一條)

第二 地方裁判所ノ構成 地方裁判所ニハ一若ハ二以上ノ刑事部(狹義ノ裁判所)ヲ設ケ一人若ハ二人以上ノ豫審判事ヲ置ク、刑事部ハ三人ノ判事ヲ以テ組織シ其ノ中一人ヲ裁判長トス、地方裁判所ニ於ケル公判審問及裁判ハ常ニ合議體タル刑事部ニ於テ之ヲ行ヒ豫審ハ豫審判事ニ於テ之ヲ行フ、(裁構一九條二一條三二條)廣義ニ於ケル地方裁判所ニハ長官アリ、地方裁判所長ト謂ヒ、裁判所ノ一般事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス又各部ニ部長ヲ置キ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム。(裁構二〇條)

第三 控訴院ノ構成 控訴院ニモ一若ハ二以上ノ刑事部ヲ置キ刑事ノ審問及裁判ヲ行ハシム、刑事部ハ三人ノ判事ヲ以テ組織シ其ノ中一人ヲ裁判長トス廣義ノ裁判所タル控訴院ニハ控訴院長ヲ置キ控訴院ノ一般事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督セシム、又各部ニ部長ヲ置キ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定メシム。(裁構三四條三五條四〇條)

第四 大審院ノ構成 大審院ニモ一若ハ二以上ノ刑事部ヲ置キ刑事ノ審問及裁判ヲ爲サシム、刑事部ハ五人ノ判事ヲ以テ組織シ其ノ中一人ヲ裁判長トス、大審院ノ或部ニ於テ上告事件ヲ審理シタル後法律上ノ同一爭點ニ付曾テ一若ハ二以上ノ部ニ於テ爲シタル判決ト相

反スル意見アルトキハ其ノ部ハ大審院長ニ報告シ大審院長ハ其ノ報告ニ因リ事件ノ性質ニ從ヒ刑事ノ總部又ハ民事及刑事ノ總部ヲ聯合シテ之ヲ再ヒ審問シ及裁判スルコトヲ命スルコトトセリ此ノ場合ニ聯合シタル部ヲ聯合部ト稱ス、聯合部ノ審判ハ聯合部ノ判事少クトモ三分ノ二以上列席シテ之ヲ爲スコトヲ要ス、又大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ニ付テハ大審院長ハ大審院判事ニ豫審ヲ命スヘク但シ便宜ニ依リ各裁判所ノ判事ニ豫審ヲ爲サシムルコトヲ得(裁構四三條四九條五三條乃至五五條)廣義ノ裁判所タル大審院ニハ大審院長ヲ置キ大審院ノ一般事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督セシム、又各部ニハ部長ヲ置キ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定メシム。(裁構四四條)

五 裁判權ノ意義 裁判權ニモ廣狹ノ二義アリ、廣義ニ於テハ廣ク司法ヲ實行スル權ヲ裁判權ト謂ヒ狹義ニ於テハ單ニ裁判所ニ於テ裁判ヲ爲ス權ヲ裁判權ト謂フ、元來司法權ハ國家ノ統治權ノ一作用ニシテ之カ實行ノ權ハ國家ノ固有ノ權力ニ屬ス、故ニ廣義ニ於ケル裁判權ヲ原始的裁判權又ハ國家ノ裁判權ト稱ス、裁判機關ヲ設置シ之カ行動、範圍ヲ規定シ得ル國家固有ノ權力即チ是ナリ、憲法ニ所謂司法權トハ此ノ裁判權ヲ指稱シタルモノニ外ナラス、(憲法五七條)裁判所ニ於テ裁判ヲ爲スノ權ハ此ノ原始的裁判權ヨリ傳來スルモノニシテ國家ノ裁判權ニ基キ法規ニ依リ之カ實行權ヲ賦與セラレ茲ニ始メテ裁判ヲ行使シ得ルニ依リ狹義ニ於ケル裁判權ハ一ニ之ヲ傳來的裁判權又ハ附從的裁判權ト稱ス、廣義ノ裁判權ハ前叙ノ如ク廣ク司法權ヲ實

行スル權ナルヲ以テ狹義ニ於ケル裁判權ノ外ニ司法行政權ヲモ包含ス、司法行政權トハ司法實
行ニ必要ナル機關ノ設置並之カ組織及監督等裁判事務ニ直接關係ナキ事項ニ對シ行使スル權
ヲ謂フ。

六 裁判權ノ種類

裁判權ハ其ノ目的タル事物ノ性質ニ從ヒ (一)民事裁判權 (二)刑事裁判
權及 (三)行政裁判權ノ三種ニ分ツコトヲ得、而シテ刑事裁判權ハ (イ)通常刑事裁判權ト (ロ)特
別刑事裁判權トニ區別ス、前者ハ通常裁判所ニ於テ行使スル裁判權ニシテ後者ハ特別裁判所ニ
於テ行使スル裁判權ナリ、本法ニ於テ裁判權ト稱スルハ通常刑事裁判所ニ於テ行使スル裁判權
ヲ指スモノトス。

七 裁判所ノ管轄

通常刑事裁判所ハ通常刑事事件ニ付審理裁判ヲ爲スヘキ權限ヲ有スル
カ故ニ若シ各裁判所ニ何等ノ制限ヲ設ケサルニ於テハ各裁判所カ隨意ニ各刑事事件ヲ審判シ
得ルコトト爲リ各裁判所間ニ紛糾錯雜ヲ來スハ勿論事務ノ負擔ニ偏頗ヲ生シ且訴訟關係人ニ
對シテ非常ニ不便ヲ來スコトヲ免レス、茲ニ於テカ各裁判所ノ裁判權ノ行使ニ付一定ノ制限ヲ
付スルノ要アリ、是レ裁判所ノ裁判權ノ行使ニ付管轄ノ規定ヲ設クル所以ナリ、故ニ刑事裁判所
ノ管轄トハ刑事裁判所カ刑事事件ニ關シ裁判權ヲ行使シ得ル範圍ヲ謂フ、裁判所カ自己ノ管轄
ニ屬スル事件ハ他ノ裁判所ノ裁判權ヲ排除シ自ラ之ニ對シテ裁判權ヲ行使シ得ル權利ヲ有ス
ルニ依リ管轄ヲ此ノ方面ヨリ觀察シテ管轄權ト稱ス、然レトモ裁判所ハ一面裁判權ヲ有スルト

同時ニ自己ノ管轄ニ屬スル事件ニ付テハ其ノ事件ヲ裁判スルコトヲ強要セラルルモノニシテ
一面義務ノ性質ヲ帶フルモノナリ。

八 裁判所ノ管轄ノ種類

通常刑事裁判所ノ管轄ハ三種ニ區別セラル (一)事物ノ管轄 (二)
土地ノ管轄及 (三)職務ノ管轄是ナリ、事物ノ管轄トハ刑事事件ノ性質、輕重又ハ審級ニ依リテ定
メラレタル裁判所ノ管轄ヲ謂ヒ、土地ノ管轄トハ土地ノ區域ニ依リテ定メラレタル管轄ヲ謂ヒ、
職務ノ管轄トハ裁判所ノ行フヘキ職務ノ方面ヨリ觀察シ同一事件ニ付各裁判所ノ關與スヘキ
作用ニ從ヒ定ムル管轄ヲ謂フ、裁判所ノ職務ノ管轄中階級ニ依リテ職務ノ管轄ヲ定ムルモノト
階級ニ依ラスシテ職務ノ管轄ヲ定ムルモノトアリ、法律ハ上訴ノ途ヲ開キ同一事件ニ對シ三階
級ノ裁判所ハ第一審裁判所トシテ控訴裁判所トシテ又ハ上告裁判所トシテ關與スルコトヲ許
セリ、從テ第一審裁判所、控訴裁判所及上告裁判所等ノ階級ノ管轄ハ之ヲ職務ヲ行フ方面ヨリ觀
察シテ階級ニ依ル職務ノ管轄ナリトス、又法律ハ訴訟上一切ノ行動ヲ受訴裁判所ニ於テノミ爲
サスシテ或行爲ハ他ノ裁判所ニ囑託シテ爲スコトヲ許セリ、故ニ一事件ノ審理ニ付受訴裁判所
ト受託裁判所トノ區別ヲ生ス、此ノ受託裁判所及受託裁判所カ同一事件ニ付各關與シ得ル階
級管轄ニ對シ管轄ニ依ラサル職務ノ管轄ナリトス。

九

本章ハ裁判所ノ管轄中土地ノ管轄及事物ノ管轄ニ關スル事項ヲ規定シタルモノナリ、
然レトモ事物ノ管轄ニ付テハ裁判所構成法ニ詳細ノ規定アルヲ以テ其ノ規定ニ從フヘタ唯本

章ニ於テハ先ツ裁判所ノ土地ノ管轄ヲ定メ其ノ他土地ノ管轄及事物ノ管轄ニ關係アル事項ニシテ裁判所構成法ニ規定アルモノ及之ニ變更ヲ加フヘキモノニ付一般ノ法則ヲ掲ケタリ。

第一條 裁判所ノ土地管轄ハ犯罪地又ハ被告人ノ住所、居所若ハ現在地ニ依ル

帝國外ニ在ル帝國艦船内ニ於テ犯シタル罪ニ付テハ前項ニ規定スル地ノ外其ノ艦船ノ本籍若ハ船籍ノ所在地又ハ犯罪後其ノ艦船ノ繫泊シタル地ニ依ル

字解 土地ノ管轄 トハ土地ノ區域ニ依リテ定メラレタル裁判所ノ管轄ヲ謂フ。

犯罪地 トハ犯罪ノ構成要素タル事實ノ發現シタル土地ヲ汎稱ス、從來犯罪地ノ意義ニ付テハ多數ノ學說アリ、第一ハ行為地說ニシテ犯罪行為ノ行ハレタル土地ノミヲ犯罪地ト爲スモノヲ謂ヒ、第二ハ結果地說ニシテ犯罪行為ニ基因スル結果ノ發生シタル土地ノミヲ犯罪地ト爲スモノヲ謂ヒ、第三ハ行為及結果地說ニシテ犯罪行為ノ行ハレタル土地及其ノ結果ノ發生シタル土地ヲ併セテ犯罪地ト爲スモノヲ謂ヒ、第四ハ犯罪構成要素地說ニシテ犯罪ノ構成要素タル事實ノ發現シタル土地ヲ汎稱シテ犯罪地ト爲スモノヲ謂フ、而シテ第一ノ行為地說中ニハ犯罪行為ヲ犯人ノ身體ノ動作ノミニ極限シ犯人ノ動作ノ在リタル土地ノミヲ犯罪地ト爲シ犯人ノ使用シタル器械カ其ノ作用ヲ實現シタル場所ヲ犯罪地ヨリ除外スル者アリ、例ヘハ甲地ニ在ル犯人カ殺人ノ目的ヲ以テ乙地ニ在ル者ニ發砲シタル場合ニ於テ發砲ニ關スル犯人ノ動作ノ存シタル甲地ノミヲ犯罪地ト爲シ發砲ノ作用カ其ノ效力ヲ發生シタル乙地ヲ犯罪地ト爲ササル說ナリ、學者此ノ說ヲ稱シテ動作地說ト名付ク、之ニ反シテ犯人ノ動作ノミナラス犯人カ器械トシテ使用シタル

者(間接正犯ノ場合)又ハ器械ノ作用ヲモ包含シテ廣ク犯人ノ行為ト爲シ其ノ行為ノ行ハレタル土地ヲ犯罪地ト爲ス者アリ、是レ廣義ノ行為地說ニシテ學者此ノ說ヲ實行地說トモ名付ク、此ノ說ニ從ヘハ前例ニ於ケル甲、乙兩地ハ共ニ犯罪地ナリトス、以上數種ノ學說中第四說即チ犯罪構成要素地說ヲ以テ最モ妥當ナル學說ナリト信ス、判例モ亦然リ、大正四年六月四日大審院判例(何ントナレハ犯罪ノ構成要素タル事實ノ一部カ發現シタル土地ハ犯罪自體ノ實現地タルコト疑ナキノミナラス他ノ學說ニ比スレハ其ノ適用ノ範圍ヲ擴大ニシ且各種ノ犯罪ニ對シ之カ適用容易ナルヲ以テナリ、第一說ハ犯罪構成ノ一要素タル結果ヲ度外視スル弊アリ、故ニ例ヘハ殺人罪ニ於テ犯人カ甲地ニ於テ乙地ニ在ル者ニ發砲シ其ノ者カ丙地ニ到リテ死亡シタル場合ノ如キ又放火罪ニ於テ犯人カ甲地ヨリ器械カノ作用ニ依リテ乙地ノ家屋ニ放火シタルモ燒燬ノ程度ニ達セスシテ未達ニ終リ却テ飛火ノ結果丙地ノ建物ヲ燒燬シタル場合ノ如キ第一說ニ從ヘハ甲地及乙地(動作)ニ依レハ甲地ノミヲ犯罪地ト爲シ殺人罪又ハ放火罪ノ一要素タル死亡又ハ燒燬ノ事實ノ發生シタル丙地ヲ犯罪地ヨリ除外スルコトト爲ルヘシ、第二說ハ第一說ニ反シ犯罪ノ結果ノミヲ重要視シ同シク犯罪構成ノ一要素タル犯罪行為ヲ全然度外視スル缺點アルノミナラス該說ハ結果ノ發生シタル既遂犯ニハ適用容易ナルモ結果ノ發生セサル未遂犯ニ對シテハ之カ適用困難ナルヲ弊アリ、該說ニ從ヘハ前例ニ於テハ丙地ノミカ犯罪地ニシテ甲、乙兩地ハ犯罪地ニ非ス、第三說ハ行為及結果ノ發生シタル雙方ノ土地ヲ犯罪地ト爲スモノニシテ前述ノ批難ヲ免レ多クハ第四說ト其ノ適用範圍合致スルモノニシテ前兩者ニ比スレハ優ルアリト雖該說ハ主トシテ殺人罪及放火罪ノ如キ結果犯ニ對シテ觀察スルモノニシテ不作爲犯ニ對シテハ其ノ適用困難ヲ來スノ弊アルヲ免レス。

住所 トハ各人カ生活ノ本據ト爲ス場所ヲ謂フ、(民法二一條)生活ノ本據トハ各人ノ生活ノ中心ヲ意味スルモノニシテ一定ノ場所カ其ノ人ノ住所ナリヤ否ハ一ニ其ノ人ノ生活ノ中心點カ其ノ場所ニ存スルヤ否ノ客觀的事實ヲ標準トシテ之ヲ決スヘキモノトス、勿論生活ノ中心カ或場所ニ存スル場合ニハ其ノ人ハ其ノ場所ヲ生活ノ中心ト爲ス意思ヲ以テ定ムルコト普通ニシテ斯ル意思(主觀的事實)ノ存スルコトハ住所ノ觀念上常素ト爲スノミナラス斯ル意思ノ存否如何ハ實際上生活ノ中心タル客觀的事實ヲ認定スル上ニ於テ影響スル所アリト雖之ヲ以テ住所ノ要素ト爲スヲ得ス、若シ然ラストモハ意思能力ヲ缺如スル幼者又ハ禁治產者ノ如キハ全然住所ヲ有シ得サルコトトナリ常識ノ觀念ト相容レサレハナリ、又住所ハ普通各人常住ノ場所ニシテ常住ノ如何ハ多クハ住所ヲ定ムルノ標準ト爲レトモ必スシモ間斷ナク繼續シテ常住スルヲ以テ住所ノ要素ト爲スヲ得ス、假令長途ノ旅行ヲ爲シテ從來ノ住所ヲ久シク不在ト爲シ又ハ避暑ノ爲別邸ヲ構ヘ營中ノ間別邸ニ居住スルモ其ノ人ニシテ他日從來ノ住所ニ歸來スルノ意思アリテ生活ノ中心ヲ變更セサル以上ハ仍ホ從來ノ場所ヲ以テ住所ト爲ササルヘカラス又住所ハ生活ノ中心ナルヲ以テ各人ハ一個ノ住所ヲ有スルノミニシテ如何ナル富豪ト雖二個以上ノ住所ヲ有スルヲ得サルモノトス又住所ノ所在地ト本籍地トハ多クハ一致スル所ナリト雖此ノ兩者ハ全ク觀念ヲ異ニスルモノナルヲ以テ之ヲ同一視スルヲ得サルナリ。

居所 トハ多少ノ時間繼續シテ在スル場所ニシテ生活ノ本據ト爲ササル所ヲ謂フ、廣義ニ於テハ人ノ在スル場所ハ總テ之ヲ居所ト稱シ住所モ居所ノ一種ニ屬スレトモ住所ト居所トヲ區別スルトキハ生活ノ本據ト爲ス居住ハ之ヲ住所ト稱シ生活ノ本據ト爲ササル居住ノミヲ居所ト稱スルモノトス、本條ニ所謂居所ハ住所ト對立スルモノニシテ

狹義ノ居所ノ意義ナリトス、居所タルニハ住所ト同シク在住ノ客觀的事實アルヲ以テ足ルモノニシテ必スシモ在住ヲ爲スノ意思(主觀的事實)ヲ要スルモノニ非ス故ニ居住ノ意思ヲ放棄スルモ現ニ其ノ場所ニ在住スル以上ハ仍ホ其ノ場所ヲ以テ其ノ者ノ居住ト爲スニ妨ケナシ、又居所タルニハ單ニ一時繼續シテ在住スルヲ以テ足ルカ故ニ住所ニ反シ居所ハ一人ニ於テ同時ニ數個ノ居所ヲ有スルコトヲ得ルモノトス、然レトモ居所タルニハ多少ノ時間繼續シテ在住スルヲ要スルカ故ニ旅行者カ單ニ一二日宿泊スル旅館ノ如キハ現ニ所謂現在地ニシテ居所ニ非サルナリ。

現在地 現在地トハ現ニ人ノ存在スル土地ヲ謂フ、此ノ場合モ單ニ現在ノ客觀的事實アルヲ以テ足ルモノニシテ現在スル意思アリタルヤ否ハ之ヲ問ハサルナリ、從テ現在スルニ至リタル原因ノ如何ノ如キハ敢テ之ヲ論スル所ニ非ス、故ニ或人カ任意ニ現在スル處所ハ勿論強制力ニ依リ拘禁セラルル土地モ仍ホ現在地タルニ妨ケナシ。

帝國外 トハ日本帝國ノ版圖以外ヲ謂フ、日本帝國ノ版圖トハ日本帝國ノ主權ノ行ハルル場所ヲ指スモノニシテ日本ノ國土及領海ヲ謂フ、故ニ其ノ以外ノ場所ハ總テ日本帝國外ナリトス、從テ外國ノ版圖ニ屬スル國土及領海ハ勿論何レノ國ノ領域ニモ屬セサル公海ノ如キモ仍ホ帝國外ナリトス。

艦船 トハ軍艦及其ノ他ノ船舶ヲ總稱ス、本條ニ所謂艦船トハ廣義ノ船舶ト同意義ニシテ水上ヲ航行スル建造物ヲ汎稱ス、故ニ軍艦タルト其ノ他ノ船舶タルト海商法等ノ適用ヲ受クル船舶タルト然ラサルモノタルトハ之ヲ問フ所ニ非サルナリ、商法及民事訴訟法ニ於テハ端舟其ノ他櫓櫓ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓櫓ヲ以テ運轉スル舟ハ船舶中ヨリ除外スルモ(商法五三八條、民訴七一七條二項)本法ノ船舶ニ於テハ斯ル小舟ヲモ除

外スルコトナシ、又船舶法施行細則ニ依レハ挽船ノ力ノミニ依リテ進行スルモノニシテ、推進器ヲ有セサル波濤船ハ之ヲ船舶ト看做ササレトモ(船舶法施行細則一條二項)本法ノ船舶タルニハ妨ケナキナリ、又本條ニ所謂艦トハ主トシテ軍艦ヲ指稱シ船舶トハ其ノ他ノ船舶ヲ指稱シタルモノニシテ軍艦ト稱スルモ廣義ノ軍艦ノ意義ニシテ海軍所屬ノ艦船全部即チ戰艦、巡洋艦、砲艦、海防艦、水雷母艦、哨艇及水雷艇ハ勿論附屬ノ小蒸氣船ツモ之ニ包含ス然レトモ艦船タルニハ水上ヲ航行スル建造物タルコトヲ要スルカ故ニ假令水上ニ存スル建造物ナルモ航行ノ用ニ供セサル建造物例ハ浮標、浮橋、燈臺船、比重箱等ハ艦船ニ非ス、又水上ヲ航行スルモ建造物ニ非サルモノ例ハ筏ノ如キハ船舶ニ非サルナリ。

帝國艦船 トハ日本帝國ノ軍艦及日本船舶ヲ意味スルモノニシテ日本船舶トハ 一、日本ノ官廳又ハ公署ノ所有ニ屬スル船舶 二、日本臣民ノ所有ニ屬スル船舶 三、日本ニ本店ヲ有スル商事會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員、合資會社及株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ屬スル船舶 四、日本ニ主タル事務所ヲ有スル法人ニシテ其ノ代表者ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ屬スル船舶ヲ謂フ。(船舶法一條)

前項ニ規定シタル地 トハ本條第一項ニ記載シタル犯罪地、被告人ノ住所地、居所地及現在地ヲ指稱ス。 艦船ノ本籍若ハ艦籍ノ所在地 海軍所屬ノ艦船ハ其ノ所屬ノ鎮守府ニ本籍ヲ有シ(海軍艦船條例一條)其ノ他ノ一般船舶ハ所有主ノ指定ヘル港ニ於テ船舶ヲ有スルモノトス(船舶法四條)船舶法施行細則三條(一)本條ニ所謂本籍ノ所在地トハ海軍所屬ノ艦船ノ籍所

在地即チ鎮守府ノ所在地ヲ指示シ船舶ノ所在地トハ其ノ他一般ノ船舶ノ籍所ノ存スル船舶港ヲ指示シタルモノトス。

艦船ノ繫泊シタル地 トハ軍艦其ノ他ノ船舶カ寄港シタル總テノ土地ヲ指稱スルモノトス、碇泊ノ時間ノ多少ハ之ヲ問フ所ニ非ス、故ニ短時間ニテモ投錨ノ上寄港スル以上ハ仍ホ其ノ港ハ繫泊地ナリトス又寄港ノ原因ハ之ヲ問ハサルナリ、故ニ船長ノ意思ニ基キテ寄港スル土地ハ勿論源著シタル土地モ繫泊地ナリトス。

釋義 一 本條ハ土地ノ管轄ニ關スル標準ヲ規定シタルモノナリ、同等ノ裁判所ハ同種ノ事件ニ付平等ニ審判スヘキ權限ヲ有スレトモ其ノ間ニ何等ノ制限ヲ設ケサルニ於テハ仍ホ實際ノ取扱上不便ナルヲ以テ法律ハ一面ニ於テ事物ノ管轄ヲ設クルト同時ニ他方ニ於テ土地ノ管轄ヲ設ケ一定ノ區域ヲ各裁判所ノ所屬ト爲シ各裁判所ハ其ノ区域内ニ特殊ノ關係アル事件ノミニ付審判シ得ルコトト爲シタリ、而シテ各裁判所カ其ノ区域内ニ如何ナル關係ヲ有スルトキ其ノ事件ニ付土地ノ管轄ヲ有スト爲スヘキヤ、換言セハ土地ノ管轄ノ標準ハ如何ニスヘキヤニ付テハ從來ノ立法例一樣ナラス、治罪法ハ犯罪地ヲ第一位ニ置キ犯罪地分明ナラサルトキ始メテ逮捕地ヲ以テ管轄ノ標準ト爲シ(治罪法四〇條)舊法ハ犯罪地及被告人所在地ノミヲ一般ノ標準ト爲シ(舊刑訴二七條)タレトモ本法ニ於テハ實際ノ便益ニ鑑ミ (一)犯罪地 (二)被告人ノ住所地 (三)被告人ノ居所及 (四)被告人ノ現在地ヲ何レモ同列ニ置キ土地ノ管轄ヲ定ムル一般ノ標準ト爲シタリ、蓋犯罪地ニハ證據物件多ク存在シ、證人ト爲スヘキ者多數存在シ、審理上最も便宜

ナルヲ以テ其ノ標準ノ一ニ爲シタルモノニシテ其ノ他ノ土地即チ被告人ノ住所、居所及現在地ハ證據ノ蒐集ニ付犯罪地ニ次テ便宜ナルノミナラス取調ノ著手ヲ容易ナラシムル利益アルヲ以テ其ノ標準ノ一ト爲シタルモノナリ、以上四個ノ土地ハ何レノ犯罪ニモ共通ニシテ土地ノ管轄ヲ定ムル標準ヲ爲スモノナルカ本條第二項ハ帝國外ニ在ル艦船内ニ於テ生シタル犯罪ニ付テハ前示土地ノ外 (五) 艦船ノ本籍(海軍所屬ノ艦船ニ付テ謂フ)若ハ船籍(一般ノ船舶ニ付テ謂フ)ノ所在地及 (六) 犯罪後其ノ艦船ノ繫泊シタル總テノ土地ヲ以テ管轄ノ標準ト爲シタリ、蓋此等ノ犯罪ニ付テハ帝國内ニ犯罪地ナルモノ殆ントアルコトナク而シテ斯ル犯人中ニハ内地ニ住所及居所ヲ有セサルモノモ往々存スヘク又航海中犯人他ニ逃走シタルカ如キ場合ニハ内地ニ於ケル現在地モ存セサルコトアリ第一項ノ標準ノミニ依リテハ其ノ犯人ノ何人ナルカ判明シ居ラサル場合ニ於テハ土地ノ管轄ヲ定ムルコト不能ナル場合存スルヲ以テ此ノ特別規定ヲ必要トシタルナリ、其ノ特別標準トシテ艦船ノ本籍若ハ船籍ノ所在地及艦船ノ繫泊地ヲ選ミタルハ第一項ノ土地ト同シク證據ノ蒐集其ノ他ノ審理上便宜多カルヘキヲ以テナリ。

二 外國ノ立法例ニ於テハ舊治罪法ニ於ケルカ如ク土地ノ管轄ヲ定ムル標準ニ付其ノ間優劣ノ區別ヲ設ケ一ヲ主タル標準ト爲シ他ヲ補充標準ト爲スモノアレトモ本法ハ一般ノ標準ニ付テモ特別標準ニ付テモ其ノ間何等ノ優劣又ハ先後ノ順序ヲ設クルコトナク總テ之ヲ同列ニ置キ自己ノ區域内ニ右ノ標準地ノ存スル裁判所ハ各固有ノ管轄權ヲ有スルコトト爲セリ、故ニ

例ヘハ甲地方裁判所管内ニ住所、乙地方裁判所管内ニ居所ヲ有スル犯人カ丙地方裁判所管内ニ於テ殺人罪ヲ犯シ逃走シテ現ニ丁地方裁判所管内ニ現在スルトキハ甲、乙、丙、丁ノ各地方裁判所ハ何レモ一個ノ該殺人被告事件ニ付土地ノ管轄權ヲ有スヘク又例ヘハ外國ニ在ル日本商船内ニ於テ犯シタル殺人罪ニ付其ノ犯人カ内國ニ住所及居所ヲ有スル外起訴當時現ニ逃走シテ船籍港繫泊港竝犯人ノ住所、居所以外ノ地ニ現在スルトキハ該殺人罪ニ付テハ船籍港繫泊港ノ裁判所ノ外犯人ノ住所、居所及所在地ノ裁判所モ亦其ノ管轄權ヲ有スヘシ。

三 帝國外ニ在ル帝國艦船内ノ犯罪ニ付テハ其ノ犯罪多クハ公海又ハ外國ノ領海内ニ於テ行ハルルモノニシテ帝國内ニ殆ント犯罪地ノ存セサルコト前叙ノ如シト雖、斯ル犯罪ニ付テモ帝國内ニ犯罪地ノ存スルコト絶無ナルニ非ス、例ヘハ公海ト帝國領海ノ境界附近ニ於テ公海航行中ノ日本商船内ノ甲旅客カ帝國領海内ニ於テ漁業シ居ル漁船内ノ乙者ニ對シ殺人ノ目的ヲ以テ發砲シ乙者ヲ銃殺シタル場合ノ如キ又公海航行中ノ日本商船内ノ甲旅客カ殺人ノ目的ヲ以テ乙旅客ニ毒藥ヲ供シタルモ即死セシテ該商船カ日本領海内ニ入りタル後死亡シタル場合ノ如キハ殺人罪ノ構成要素ノ一部タル殺人ノ爲ニ使用シタル銃砲ノ使用並死亡ノ結果カ帝國領海内ニ發生シタルヲ以テ斯ル場合ニハ帝國外ノ外帝國内ニモ犯罪地存スト謂ハサルヘカラス。

四 犯罪地ノ意義ニ關シテハ刑事訴訟法上ニ於ケルカ如ク刑法上ニ於テモ議論ノ存スル所

ナルノミナラス刑事訴訟法上ノ犯罪地ノ意義カ刑法上ノ犯罪地ノ意義ト同意義ナリヤ否ニ付テモ亦議論ノ存スル所ナリ、然レトモ刑法上ニ於テハ國際關係上内國刑法ノ及フ範圍ヲ定ムル爲犯罪地ノ意義ヲ定ムルコトヲ要シ、刑事訴訟法上ニ於テハ内國刑法ノ刑罰權定マリタル後其ノ犯罪ニ付何レノ裁判所カ土地ノ管轄權ヲ有スルヤ否ヲ定ムル爲犯罪地ノ意義ヲ明ニスルコトヲ要スルモノナレハ兩者各其ノ目的ヲ異ニスルカ故ニ理論上必スシモ一致ヲ要スルモノニ非ス、然リト雖兩者其ノ範圍ヲ異ニスルニ於テハ一面刑法上刑罰權ナキ犯罪ニ付テモ刑事訴訟法上ニ於テハ内國ニ管轄權存スルカ如キ奇觀ヲ呈スルト同時ニ一面刑法上内國ニ刑罰權ノ存在ヲ認メラルル犯罪ニ付テモ刑事訴訟法上内國ニ於テハ犯罪地ニ基ク裁判管轄權存セサルカ如キ奇觀ヲ呈スヘキニ依リ成ルヘク兩者ノ見解ヲ一致セシムルヲ以テ解釋上妥當ナリトス、要スルニ犯罪地ノ意義ハ字解ニ於テ説明スルカ如ク犯罪構成ノ要素タル事實ヲ發現シタル土地ヲ汎稱スト解スルヲ以テ兩者ニ共通スル犯罪地ノ意義ナリト信ス。

五 犯罪地ノ意義前叙ノ如クナルヲ以テ此ノ意義ニ從ヒ各種ノ犯罪ニ付二三ノ適用ヲ左ニ例示スヘシ。

(一) 實行正犯ニ付テハ犯罪構成ノ各要素カ實現シタル地ヲ以テ各正犯者ニ對スル犯罪地トス、然レトモ教唆ヲ受ケタル土地及幫助行爲ヲ受ケタル土地ハ正犯ニ對シテハ獨立シテ犯罪地ト爲ラス。

- (二) 教唆犯ニ付テハ實行正犯ノ犯罪地及教唆行爲ノ地ヲ以テ犯罪地ト爲ス、蓋教唆犯ハ實行正犯ノ加擔行爲ナルノミナラス實行正犯ハ教唆行爲ノ結果ナルヲ以テ教唆犯ニ付テハ教唆行爲ヲ爲シタル土地ノ外實行正犯ノ犯罪地モ共ニ犯罪地ト認ムルヲ至當トスレハナリ。
- (三) 從犯ニ付テモ實行正犯トノ關係ハ教唆犯ト同様ナルヲ以テ幫助行爲ヲ爲シタル土地及實行正犯ノ犯罪地ヲ以テ從犯ノ犯罪地ト爲スヘキモノトス。
- (四) 不作爲犯ニ付テハ法律上命セラレタル行爲ヲ爲スヘカリシ地ハ犯罪地ナリ、但シ結果ノ發生ヲ必要トスル不作爲犯ニ付テハ右ノ土地ノ外結果發生地モ亦犯罪地ナリ、例ヘハ甲地ニ於テ扶養スヘキ老者ヲ遺棄シタル爲其ノ老者ハ乙地ニ於テ死亡シタル場合ニ於テハ該遺棄罪ノ犯罪地ハ甲地及乙地ナリトス。
- (五) 間接正犯ニ付テハ器械トシテ利用セラレタル者カ行爲ヲ爲シタル土地及其ノ行爲カ結果ヲ生シタル土地並間接正犯者カ其ノ者ニ行爲ノ原因ヲ與ヘタル土地ハ共ニ犯罪地ナリ。
- (六) 未遂犯ニ付テハ行爲ノアリタル土地ハ犯罪地ナリ、若シ之ニ因リ未遂的結果發生シタルトキハ其ノ地モ亦犯罪地ナリ、例ヘハ甲地ヨリ乙地ノ者ヲ殺害スル目的ヲ以テ發砲シ砲丸ハ乙者ニ命中シタルモ治療宜シキヲ得タリシ爲死亡ニ至ラサル場合ノ如キハ甲、乙兩地ハ共ニ犯罪地ナリ。
- (七) 豫備陰謀ヲ爲シタル土地ハ普通犯罪地ニ非ス、然レトモ豫備陰謀ヲ獨立ノ一罪トシテ處罰

スル犯罪ニ付テハ其ノ行爲ヲ爲シタル土地ハ犯罪地ナリ、若シ此ノ場合ニ於テ豫備陰謀ノ行爲ヲ爲シタル者カ進ンテ實行行爲ヲ爲シタルトキハ豫備陰謀地及實行行爲地ハ共ニ犯罪地ナリ。

(八) 出版物ニ關スル罪ニ付テハ其ノ出版物ノ發行セラレタル土地ハ犯罪地ナリ、然レトモ之ニ依リテ更ニ他ノ犯罪ヲ構成シタル場合ハ其ノ公布ノ場所モ亦犯罪地ナリトス、例ヘハ當選妨害ノ目的ヲ以テ新聞紙ニ依リ議員候補者ニ關シ虚偽ノ事項ヲ公ニスル罪ノ如キニ於テハ新聞紙ノ發行地ハ勿論其ノ新聞紙ヲ配付シタル土地モ亦犯罪地ナリ。(大正四年六月四日大審院判決)

六 土地ノ管轄ノ種類トシテハ(一)犯罪地ノ管轄 (二)被告人ノ住所地ノ管轄 (三)被告人ノ居所地ノ管轄 (四)被告人ノ所在地ノ管轄 (五)艦船ノ本籍地若ハ船籍所在地ノ管轄及(六)艦船繫泊地ノ管轄ノ六個存スルコト前説明ノ如シ而シテ此等ノ管轄中(一)犯罪地ノ管轄及(六)艦船繫泊地ノ管轄ノ二者ニ付テハ其ノ管轄ハ此等ノ土地方犯罪地タリ、繫泊地タリシ一事ニ依リテ確定シ既ニ一旦確定シタル以上ハ被告人其ノ他ノ者ノ行動ニ依リ管轄ニ影響ヲ及ホスコトナシト雖(二)乃至(五)ノ管轄ニ付テハ何レモ起訴當時ヲ標準トシテ之ヲ定ムヘキモノナルカ故ニ起訴前ニ於テハ被告人ノ住所、居所、並現在地ノ變動及艦船ノ本籍若ハ船籍港ノ變更ニ伴ヒ土地ノ管轄ニモ變動ヲ來スラ免レス。

第二條 事物管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スルトキハ上級裁判所併セテ之ヲ管轄スルコトヲ得

字解 事物ノ管轄 トハ刑事事件ノ性質、輕重又ハ審級ニ依リテ定ムタル裁判所ノ管轄ヲ總稱ス、事物ノ管轄中審級ニ依リテ定ムタル管轄ハ特ニ之ヲ審級管轄ト稱ス、通常事物ノ管轄ト稱スルハ第一次ノ審判ニ關スル管轄ノミヲ指稱スルモノニシテ犯罪ニ對スル刑ノ輕重、犯人ノ身分、犯罪ノ性質及豫審ヲ經タルト否トヲ以テ之カ標準ト爲スモノナリ、本條ニ所謂事物ノ管轄ノ意義モ第一次ノ審判ニ關スル管轄ノミヲ意味ス、事物ノ管轄ハ主トシテ裁判所構成法ノ規定スル所ニシテ次ノ如シ。

甲 區裁判所ノ事物ノ管轄ニ關シテ第一、第二次ノ審判ニ關スル管轄權ノミヲ有スルモノニシテ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス。(裁權一六條)

第一 拘留又ハ科料ニ該ル罪、該ル罪トハ實際犯人ニ言渡スヘキ刑ヲ指シタル地ノニ非スシテ法定刑ヲ指ス、故ニ選擇刑中實際科スヘキ刑ハ拘留又ハ科料ニ相當スル場合ト雖選擇刑中拘留以上ノ刑ノ存スル場合ハ本條ニ該當セサルナリ。

第二 短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ヲ除ク外有期ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪、但シ該罪ニ付テハ豫審ヲ經サルモノニ限ル故ニ如何ニ輕微ノ事件ト雖豫審ヲ經タルトキハ區裁判所ノ管轄ヨリ離脱スルニ至ルヘシ、又大審院ノ特別權限ニ屬スル事件モ區裁判所ノ管轄ヨリ除外セラル、本條ノ事件ニ付豫審ヲ求ムヘキヤ否ハ一ニ檢事ノ意思ニ存スルヲ以テ公訴提起以前ニ於テハ區裁判所ノ管轄ニ屬スルヤ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルヤハ全然不定ナリトス、故ニ此等ノ事件ニ付テハ一ニ檢事カ豫審ヲ求メタルヤ否ニ從テ其ノ管轄ヲ決定スヘキ、從テ一旦檢事ニ於テ豫審

ヲ求ムル必要ナシトシテ事件ヲ區裁判所ニ提起シタル以上ハ假令其ノ事件錯雜固
雖ナリト雖區裁判所ニ於テハ管轄違ノ言渡ヲ爲シ得サルナリ。

乙 地方裁判所ノ事務ノ管轄 地方裁判所ハ第一次ノ審判ニ關スル管轄權ヲ有スル外
審級管轄トシテ區裁判所ニ對シ第二審トシテ審判權ヲ有ス、其ノ管轄權ニ屬スル事件
左ノ如シ。(裁務二七條)

第一 第一審トシテ區裁判所ノ權限竝大審院ノ特別權限ニ屬セサル事件、但シ本來區
裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ト雖一旦地方裁判所ニ起訴セラレタルトキハ地方裁判
所ニ於テ其ノ事件ニ付管轄ヲ有スルニ至ルモノトス。(三五六條)

第二 第二審トシテ
(イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴、但シ控訴書トシテ受ケタル事件ニ付地方裁判所
カ第一審トシテ固有ノ管轄權ヲ有スルトキハ第一審判決ヲ取消シ更ニ其ノ事件
ニ付第一審判決ヲ爲スヘキモノトス。(四〇二條二)

(ロ) 大審院ノ權限ニ屬スルモノヲ除ク外區裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メ
タル抗告

丙 控訴院ノ事務ノ管轄、控訴院ハ審級管轄トシテ地方裁判所ニ對シ第二審トシテノ
審判權ヲ有スル外第一次ノ審判ニ關スル管轄權ヲ有スルコトナレ、其ノ管轄權ニ屬ス
ル事件左ノ如シ。(裁務三七條)

第一 地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴 區裁判所ノ第一審判決ニ對シテハ地
方裁判所ニ控訴セラルルヲ以テ控訴院ニ於テ覆審スヘキ事件ハ地方裁判所ニ於テ

第一審トシテ爲シタル事件ニ限ルモノトス。
第二 大審院ノ權限ニ屬スルモノヲ除ク外地方裁判所ノ第一審トシテ爲シタル決定
及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告、第一審トシテ爲シタル決定、命令トハ地方裁
判所カ本案事件ヲ第一審トシテ審理中ニ爲シタル決定及命令ノ意義ニシテ決定及
命令ヲ第一審トシテ爲シタル意義ニ非ス何トナレハ決定及命令ニ付テハ普通ニ第
一審、第二審ト稱セサルノミナラス地方裁判所ハ本案ノ第二審裁判所ニ於テ爲シタ
ル決定、命令ニ付テモ控訴院ニ抗告ヲ爲シ得ルトセハ本案ニ付テハ管轄權ナキニ拘
ラス抗告ノミニ付管轄ヲ有スル奇觀ヲ呈スヘケレハナリ、故ニ地方裁判所カ本案ニ
付第二審トシテ審理中ニ爲シタル決定、命令ニ付テハ新ナル決定、命令ト雖、之ニ對ス
ル抗告ハ控訴院ニ非スシテ大審院ニ爲スヘキモノトス。

丁 大審院ノ事務ノ管轄 大審院ハ第一次ノ審判ニ關スル管轄トシテ特別管轄ヲ有ス
ルノミナラス審級管轄ヲモ併有ス、其ノ管轄ニ屬スル事件左ノ如シ。(裁務五〇條)

第一 終審トシテ
(イ) 上告、上告ハ地方裁判所及控訴院ノ第二審判決ニ對スルヲ原則トスレトモ(四
〇八條)本法ハ特定ノ場合ニ限リ區裁判所又ハ地方裁判所ニ於テ爲シタル第一審
判決ニ對シ控訴ヲ爲サスジテ直チニ上告ヲ爲スコトヲ認メリ。(四一六條)

(ロ) 地方裁判所ノ第二審トシテ爲シタル決定及命令竝控訴院ノ決定及命令ニ對ス
ル法律ニ定メタル抗告。

(ハ) 地方裁判所又ハ區裁判所ノ爲シタル上告棄却ノ決定ニ對スル抗告(四二〇條)

第一編 第一章 裁判所ノ管轄(第二條)

三

第一編 總 則 第一章 裁判所ノ管轄(第二條)

第二 第一審ニシテ終審トシテ、一、皇室ニ對スル危害罪、(刑法七三條) 二、内亂罪(刑法七七條乃至七九條) 三、皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキモノニ付テノ豫審及裁判、此等ノ事件ヲ特ニ大審院ノ管轄ト爲シタルハ犯人カ特別ナル身分ヲ有スルト事件カ重大ナルトニ因ル此等ノ事件ヲ審理スルニ當リテ大審院カ必要ナリト認ムルトキハ事件ノ審問及裁判ヲ爲ス爲、控訴院若ハ地方裁判所ニ於テ法廷ヲ開クコトヲ得、而シテ此ノ場合ニハ其ノ半數ヲ超エサル範圍ニ於テ控訴院判事ヲ部員ニ加フルコトヲ得。(裁構五一條)

事物管轄ヲ異ニスル數個ノ事件 トハ一、區裁判所ノ管轄ニ屬シ他ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スルカ如ク二個以上ノ事件カ事物ノ管轄ヲ異ニスル場合ヲ謂フ。

牽連 トハ數個ノ事件カ牽連事件タル關係ヲ有スル場合ヲ謂フ。(八條)
上級裁判所 トハ下級裁判所ニ對シテ階級ノ上位ナル裁判所ヲ指ス、故ニ區裁判所ニ對シテハ地方裁判所、控訴院、大審院ノ三者カ上級裁判所、地方裁判所ニ對シテハ控訴院、大審院ノ二者カ上級裁判所、控訴院ニ對シテハ大審院ノミカ上級裁判所ナリトス、但シ本條ニ所謂事物ノ管轄ハ第一次ノ審判ヲ爲ス裁判所ノミニ關スルモノナルヲ以テ上級裁判所ヨリ第一次ノ審判權ヲ有セサル控訴院ハ除外セラルヘシ。

釋義 一 本條ハ事物ノ管轄ニ關シ牽連事件ノ管轄ヲ規定シタルモノナリ、事物管轄ノ規定ハ裁判所構成法ノ規定スル所ニシテ事件ノ性質ニ從ヒ一定ノ制限アリ互ニ相侵スコトヲ得サルハ勿論ナリト雖、元來管轄ノ問題ハ事件審判上ノ便宜ノ爲法律上特ニ設ケタルモノナルヲ以テ必要ニ應シ其ノ制限ヲ解クノ要アリ、法律ハ牽連スル數多ノ事件ニ付テハ之ヲ同一裁判所ニ屬

セシメ一個ノ訴訟手續ニ依リテ審判セシムルヲ以テ却テ便宜トスルコトアルヲ認メ本條ニ於テ事物ノ管轄ニ關スル上級裁判所ノ管轄ヲ擴張シ本來下級裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ニ付テモ上級裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ト牽連スル事件ナルニ於テハ上級裁判所ニモ其レニ付管轄權アルコトト爲シ上級裁判所ヲ自己ノ固有管轄事件ト併合シテ審判スルコトヲ得セシメタリ、故ニ本條ノ管轄ハ牽連事件ニ付上級裁判所ニ固有ノ管轄ノ外特別ノ管轄ヲ賦與スルモノナルヲ以テ事物ニ關スル牽連事件ノ管轄ト稱ス。

二 本條ノ特別管轄ハ單ニ上級裁判所ノ管轄權ヲ擴張シタルニ止マリ之カ爲、下級裁判所ノ固有ノ管轄權ヲ喪失セシムルモノニ非ス、故ニ斯ル牽連事件ニ付テハ上級裁判所カ全部ノ牽連事件ニ付併合シテ管轄權ヲ有スルト同時ニ牽連事件中下級裁判所ノ固有ノ管轄ニ屬スル事件ニ付テハ下級裁判所モ依然トシテ其ノ管轄權ヲ有スルナリ、例ヘハ一人ニテ住家ニ對スル放火罪ト窃盜罪トヲ犯シタルトキ放火罪ハ短期五年以上ノ懲役ニ該ル罪(刑法一〇八條)ナルヲ以テ地方裁判所ノ管轄(裁構一六條二七條)ニ屬シ窃盜罪ハ豫審ヲ經サル限り本來區裁判所ノ管轄ニ屬スト雖、斯ル場合ハ牽連事件(八條)ナルヲ以テ上級裁判所タル地方裁判所ハ放火罪ト併セテ豫審ヲ經サル窃盜罪トニ付テモ管轄權ヲ有スヘシ、然レトモ窃盜罪ノミニ付テハ豫審ヲ經サル限り、本來區裁判所ノ管轄ニ屬スルヲ以テ同時ニ下級裁判所タル區裁判所ニ於テモ其ノ管轄權存スヘシ、區裁判所又ハ地方裁判所ノ事物ノ管轄ニ屬スル事件ト大審院ノ特別管轄ニ屬スル事件

(裁構五〇條)トノ内ニ牽連關係アル場合モ同様ニシテ區裁判所又ハ地方裁判所ハ其ノ本來ノ管轄權ヲ喪失セサルト同時ニ大審院ハ全部ノ事件ニ付管轄權ヲ有スヘシ。

三 上級裁判所カ牽連事件ニ付特別管轄ヲ有スルハ自己ノ固有管轄ヲ有スル事件ト牽連シテ併合審理ヲ爲スヘキ場合ニ限ルヲ以テ其ノ管轄ヲ有スル時期ハ固有管轄事件ニ付訴ヲ受ケタルニ始マリ之カ判決ヲ爲シタルニ因リテ終了スヘシ、何ントナレハ起訴前及判決後ハ上級裁判所ニ於テ之ヲ併合審理スルニ途ナケレハナリ、然レトモ上級裁判所ニ於テ單ニ固有ノ事件ニ付審理ヲ終了シタルニ止マリ未タ判決ヲ爲ササル間ハ仍ホ牽連事件ニ付本條ノ特別管轄權ヲ有スヘシ、何ントナレハ此ノ場合ニ於テハ固有事件ハ未タ上級裁判所ニ繫屬シ居ルノミナラス再開ニ依リテ併合審理ヲ爲スヘキ途存スヘケレハナリ、又上級裁判所カ本條ノ特別管轄ヲ有スルハ固有ノ管轄ヲ有スル事件カ上級裁判所ニ適法ニ繫屬スルコトヲ要スルカ故ニ若シ上級裁判所ニ繫屬スル事件カ公訴棄却ノ原因又ハ管轄違ナルトキハ牽連事件ニ關スル特別管轄權モ亦喪失スヘシ、但シ地方裁判所ハ其ノ管轄内ニ在ル區裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ニ付テハ別個ニ特別管轄權ヲ有スルヲ以テ單ニ牽連事件ニ付特別管轄ヲ喪失シタル理由ノミニ因リ管轄違ノ言渡ヲ爲シ得サルナリ。(三五六條)

四 本條ハ第一次ノ審判ニ關スル場合ノ事物管轄ニ付テノ規定ナルカ故ニ第一次ノ審判ニ關スル管轄權ヲ有セサル控訴院ハ本條ノ場合ノ特別管轄權ヲ有スル場合存スルコトナク又地方裁判所ニ在リテモ第二審トシテ受理シタル事件トノ間ニ牽連スル事件ニ付テハ本條ノ管轄

權ヲ有セサルナリ。

五 本條ハ事物ニ關スル例外規定ナレトモ便宜上ノ理由ニ基キ牽連事件ニ關シ上級裁判所ニ特別ノ管轄ヲ認メタルモノナルヲ以テ該牽連事件ニ付テハ上級裁判所ニ於テ必スシモ土地ノ管轄權ヲ有スルヲ要セサルモノトス。(大正十一年十一月刑事局長回答参照)

第三條 事物管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件上級裁判所ノ公判ニ繫屬スル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセサルモノアルトキハ上級裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル下級裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ得

字解 審判 トハ事件ヲ審理判決スルヲ謂フ。

下級裁判所 トハ上級裁判所ニ對シテ階級ノ下位ナル裁判所ヲ謂フ、本條モ第一次ノ審判ニ關スル事物ノ管轄ノ規定ナルヲ以テ下級裁判所中ニハ控訴院ヲ包含セス。

管轄權ヲ有スル下級裁判所 トハ固有ノ事物ノ管轄權ヲ有スル下級裁判所ノ意義ニシテ大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ト牽連スル事件ニ付テハ斯ル裁判所ハ地方裁判所又ハ區裁判所ニシテ、地方裁判所ト區裁判所トノ關係ニ於テハ區裁判所ハ下級裁判所ナリ、移送 トハ受訴裁判所カ其ノ審理ニ係ル事件ヲ他ノ管轄權ヲ有スル裁判所ニ繫屬セシムルコトヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ事物ノ管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件カ上級裁判所ニ併合シテ起リタルト

キ之ヲ分離スル場合ノ規定ナリ、數個ノ牽連事件ニ付テハ上級裁判所カ牽連管轄ヲ有スルヲ以テ此等ノ牽連事件ヲ併合シテ上級裁判所ニ起訴セラレタルトキ上級裁判所カ併セテ之ヲ審判スルヲ普通トスレトモ事案ニ依リテハ却テ之ヲ分離シ本來ノ管轄ヲ有スル下級裁判所ヲシテ之ヲ審判セシムルコトヲ以テ便益トスルコトアリ、故ニ斯ル場合ニ於テハ上級裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ本來ノ管轄權ヲ有スル下級裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ得ルコトトセリ。

二 上級裁判所カ移送ノ決定ヲ爲スニハ其ノ裁判所ノ檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ要スルモ檢事ノ意見ハ移送決定ヲ爲スニ付裁判所カ參考ニ供スル迄ニシテ其ノ意見ニ拘束セララルコトナシ、故ニ檢事カ移送ニ付反對意見ヲ表スル場合ニ於テモ裁判所カ其ノ必要ヲ認メタルトキハ之カ移送決定ヲ爲スニ毫モ妨ケラルルコトナシ。

三 牽連事件カ公判ニ繫屬中ナルニ於テハ上級裁判所ハ何時ニテモ本條ノ移送決定ヲ爲スコトヲ得ヘシ、審理ニ著手前ナルト審理中ナルト將又審理終結後タルトハ之ヲ問ハサルナリ、故ニ假令審理ヲ終結スルモ併合シテ判決ヲ爲スヲ不適當ナリト認メタルトキハ上級裁判所ハ移送決定ヲ爲シテ事件ヲ分離スルコトヲ得ヘシ。

四 上級裁判所カ移送ノ決定ヲ爲シタルトキハ該決定ニ因リテ事件ハ上級裁判所ノ繫屬ヲ離脱シ移送ヲ受ケタル下級裁判所ニ當然繫屬スルモノナリ、故ニ此ノ場合下級裁判所ハ其ノ移送ヲ受ケタル事件ニ付新ナル公訴ヲ受ケタルコトナク曾テ上級裁判所カ受ケタル曩ノ公訴ヲ其ノ儘繼續セシメ審判スヘキモノトス。

第四條 事物管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件各別ニ上級裁判所及下級裁判所ノ公判ニ繫屬スルトキハ上級裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ下級裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ヲ併セテ審判スルコトヲ得

字解 各別ニ 數個ノ牽連事件中上級裁判所ノ固有管轄ニ屬スル事件ト下級裁判所ノ固有管轄ニ屬スル事件ト存スル場合ニ分離シテ前者ハ上級裁判所ニ後者ハ下級裁判所ノ公判ニ繫屬スルコトヲ意味ス。

上級裁判所(二條字解參照) 下級裁判所(三條字解參照)

釋義 一 本條ハ前條ト反對ニ數個ノ牽連事件カ上級裁判所ト下級裁判所トニ分離シテ繫屬スル場合ニ之ヲ上級裁判所ニ併合スル場合ノ規定ナリ、事物ノ管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件ニ付テハ上級裁判所ト下級裁判所トハ各其ノ固有ノ管轄ヲ有シ上級裁判所カ全部ノ牽連事件ニ付牽連管轄(二條)ヲ有スルニ至リタル場合ニ於テモ下級裁判所ノ固有ノ管轄權ニ影響ヲ及ボサザルコト第二條ニ於テ説明シタルカ如クナルヲ以テ檢事カ牽連事件ヲ分離シテ上級裁判所ノ固有ノ管轄ヲ有スル事件ニ付テハ下級裁判所ニ起訴スルコトハ固ヨリ適法ニシテ斯ル分離ノ起訴アリタルトキハ各裁判所ハ各獨立シテ審判スルヲ妨ケス然レトモ牽連事件ニ付テハ寧ロ牽連管轄ヲ有スル上級

裁判所ニ全部ノ事件ヲ併合シテ一個ノ訴訟手續ニ依リテ審判スルヲ便宜トスル場合存スルヲ以テ斯ル場合ニ於テハ上級裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ下級裁判所ニ繫屬シ居ル事件ヲ併合シテ審判スルコトヲ得セシメタリ。

二 事物ノ管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件ノ一カ上級裁判所ニ起訴セラレタルトキハ起訴ト同時ニ上級裁判所ハ他ノ牽連事件全部ニ關シ管轄權ヲ有スレトモ本條ニ依リテ上級裁判所カ下級裁判所ニ繫屬スル事件ニ付併合決定ヲ爲スニハ上級裁判所ノ事件カ既ニ公判ニ繫屬シ居ルコトヲ要ス、故ニ假令牽連事件ノ一カ上級裁判所ニ起訴セラレタルモ未タ豫審ニ繫屬中ハ事件ノ併合決定ヲ爲スヲ得ス。

三 上級裁判所カ下級裁判所ニ繫屬スル事件ノ併合決定ヲ爲シタルトキハ之カ爲ニ下級裁判所ハ固有事件ノ管轄權ヲ喪失セサルモ上級裁判所ノ決定ニ漏束セラレ事件ヲ上級裁判所ニ移送セサルヘカラス從テ此ノ場合ニ於テハ下級裁判所ハ之カ移送ヲ爲スニ付別ニ決定ヲ要セサルナリ。

四 上級裁判所カ本條ニ依リ事件ノ併合決定ヲ爲スニ付テハ數個ノ牽連事件カ各別ニ上級裁判所ト下級裁判所ニ分離シテ繫屬スル場合ニ限ルヲ以テ雙方ノ事件カ未タ判決ヲ經サルコトヲ要ス何ントナレハ判決ニ因リ事件ハ裁判所ヨリ離脱スルニ至レハナリ、然レトモ未タ判決言渡以前ニ於テハ假令審理ヲ終結スルモ仍ホ事件カ其ノ裁判所ノ公判ニ繫屬中ナルヲ以テ上

級裁判所ニ於テ本條ニ依ル事件併合ノ決定ヲ爲スコトヲ得ヘシ、但シ上級裁判所カ辯論終結後ニ於テ下級裁判所ニ繫屬スル事件ニ付併合決定ヲ爲シタルトキハ辯論再開ノ上更ニ併合シテ審判セサルヘカラス。

第五條 土地管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スルトキハ一個ノ事件ニ付管轄權ヲ有スル裁判所併セテ他ノ事件ヲ管轄スルコトヲ得

字解 土地管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スルトキトハ數個ノ牽連事件カ互ニ土地ノ管轄ヲ異ニスル場合ヲ謂フ、例ヘハ一人カ甲、乙、丙地ニ於テ各殺人罪ヲ犯ス如キ場合ノ如シ、此ノ場合ニ於テ三個ノ殺人事件ハ牽連關係ヲ有シ且犯罪地ニ依ル本來ノ土地ノ管轄ハ甲、乙、丙ノ各地方裁判所ノ管轄ニ屬スヘシ。

釋義 一 本條ハ土地管轄ニ關シ牽連事件ノ管轄ヲ規定シタルモノナリ、土地管轄ヲ異ニスル

二個以上ノ事件カ互ニ牽連關係ヲ有スルトキ(八條)ハ一個ノ事件ニ付管轄權ヲ有スル裁判所ハ他ノ事件ヲモ併セテ管轄スルヲ得ルコトトセリ、故ニ此ノ場合ハ本來管轄權ヲ有セサル裁判所ニ事件カ牽連スル理由ニ基キ他ノ同等裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ニ付テモ法律ハ別個ニ管轄權ヲ賦與スルモノナルヲ以テ此ノ管轄ヲ土地ニ關スル牽連事件ノ管轄ト稱ス。

二 土地ニ關シ特別ニ牽連事件ノ管轄ヲ認メタルハ事物ニ關シ特別ニ牽連事件ノ管轄ヲ認メタル(一條)ト其ノ立法理由ニ於テ異ルコトナク一ニ便宜ノ爲管轄ノ範圍ヲ擴張シタルニ過キス、故ニ此ノ場合ニ於テモ一ノ裁判所カ牽連事件全部ニ付併セテ管轄權ヲ有スル爲、本來ノ管轄

權ヲ有スル他ノ同等裁判所カ其ノ管轄權ヲ喪失スルコトナシ。

三 本條ノ規定ハ同等裁判所間ニ於ケル牽連事件ニ關スル管轄規定ナルカ故ニ其ノ關係ハ相互ノ裁判所ニ於テ同等ナリトス故ニ此ノ場合ニ於テハ數個ノ牽連事件ニ付一ノ裁判所カ事件全部ニ對シ牽連管轄權ヲ有スルト同時ニ他ノ同等ノ裁判所モ事件全部ニ對シ牽連管轄權ヲ有スヘシ。

四 本條ノ牽連事件ノ存續期間ハ事物ニ關スル牽連管轄ノ場合ト同シク本來ノ管轄權ヲ有スル事件カ起訴セラレタルニ始マリ判決アルニ至リテ終ル又一ノ裁判所カ本來管轄權ヲ有セサル事件ニ付本條ノ特別管轄權ヲ有スルハ牽連事件ノ一ニ付管轄權アルコトヲ前提要件トス故ニ審理ノ結果其ノ基本タル事件ニ付法定ノ管轄權ヲ有セサルコト確定シタルトキハ本來管轄權ナキ事件ニ付テハ牽連管轄權カ發生セサル關係ト爲ルヲ以テ管轄權ノ言渡ヲ爲ササルヘカラス但シ土地管轄ニ付管轄權ノ言渡ヲ爲スニハ被告人ノ申立ヲ要ス(三一一條三五七條)

第六條 土地管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件同一裁判所ノ公判ニ繫屬スル場合ニ於テ併せて審判スルコトヲ必要トセサルモノアルトキハ其ノ裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル他ノ裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ得

土地管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件同一裁判所ノ豫審ニ繫屬スルトキ亦前項ニ同シ
字解 同一裁判所ノ公判ニ繫屬スル場合 トハ數個ノ牽連事件カ總テ同等裁判所ノ内

一個ノ裁判所ニ起訴セラレ公判ニ繫屬スル場合ヲ謂フ。

管轄權ヲ有スル他ノ裁判所 トハ數個ノ牽連事件中其ノ内一個又ハ數個ノ事件ニ付本來ノ管轄權(牽連事件)ノ管轄ニ依ラザルヲ有スル他ノ同等裁判所ノ意義ナリ。

釋義 一 本條ハ土地ノ管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件カ一個ノ裁判所ニ併合シテ起リタル場合之ヲ分離スルノ規定ナリ土地ノ管轄ヲ異ニスル數個ノ牽連事件ニ付テハ前條ノ規定ニ從ヒ一ノ管轄裁判所ハ他ノ牽連事件全部ニ付管轄權ヲ存スルヲ以テ檢事カ牽連事件全部ヲ併合シテ一ノ管轄裁判所ニ起訴シタル場合ニ於テハ其ノ裁判所ハ其ノ事件全部ニ付之ヲ審判セザルヘカラス然レトモ事案ニ依リテハ併合審理ヲ爲スヲ以テ便宜ナラスト爲ス場合ナキニ非ス斯ル場合ニ於テ其ノ裁判所カ事件ヲ分離スルヲ適當ナリト認メタルトキハ其ノ裁判所ノ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ本來ノ管轄權ヲ有スル他ノ同等裁判所ニ事件ヲ移送スルコトヲ得ルコトトセリ。

二 本條ノ移送決定ハ牽連事件カ公判ニ繫屬スル場合タルト豫審ニ繫屬スル場合タルトヲ問ハス同様ニ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ公判ニ繫屬スルトキハ公判裁判所ハ其ノ裁判所ノ檢事ノ意見ヲ聽キ移送決定ヲ爲スヘク豫審ニ繫屬スル場合ニハ豫審判事ハ判事所屬ノ裁判所ノ檢事ノ意見ヲ聽キ移送ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス本條第二項ニハ「豫審ニ繫屬スルトキ亦前項ニ同シ」ト規定シ該條項ノミヨリスルトキハ豫審判事ノ爲ス移送ノ裁判モ裁判所ノ爲ス移送裁判ノ

如ク其ノ裁判ノ方式決定ナリト爲スヘキカ如シト雖決定ノ方式ニ依ル裁判ハ裁判所ノ爲ス裁判ニシテ豫審判事ノ爲ス裁判ハ豫審終結決定ニ於ケルカ如ク(三〇九條以下)特ニ明文アル場合ノ外命令ノ方式ニ依ルヘキモノナレハ本條ノ裁判モ豫審判事ノ爲ス場合ハ命令ナリト解スルヲ穩當トス。

三 移送ノ裁判ヲ爲スヘキ時期ハ公判ニ於テハ判決言渡以前豫審ニ於テハ豫審終結決定前タルコトヲ要ス、然レトモ事件カ公判又ハ豫審ニ繫屬中ハ審理著手前タルト審理中タルト將又審理終結後タルトハ之ヲ問ハス、公判裁判所又ハ豫審判事ニ於テ適當ト認メタル時期ニ於テ移送ノ裁判ヲ爲シテ事件ヲ分離スルコトヲ得ヘシ。

四 本條ノ移送裁判アリタルトキハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ移送シタル裁判所ノ裁判ニ屬スルコトヲ要ス、然レトモ事件カ公判又ハ豫審ニ繫屬シタルト同一状態ニ於テ當然繫屬スルモノトス、故ニ公判裁判所ニ於テ移送決定ヲ爲シタルトキハ更ニ起訴ヲ待タスシテ事件ハ移送ヲ受ケタル他ノ裁判所ノ公判ニ繫屬スヘク又豫審判事ニ於テ移送ノ裁判ヲ爲シタルトキハ新ニ起訴ヲ受ケルコトナクシテ事件ハ移送ヲ受ケタル裁判所ノ豫審ニ繫屬スヘシ。

第七條 事物管轄ヲ同シクスル數個ノ牽連事件各別ニ數個ノ裁判所ノ公判ニ繫屬スルトキハ各裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ之ヲ一ノ裁判所ニ併合スルコトヲ得
事物管轄ヲ同シクスル數個ノ牽連事件各別ニ數個ノ裁判所ノ豫審ニ繫屬スルトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ場合ニ於テ各裁判所ノ決定一致セサルトキハ各裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ事件ヲ一ノ裁判所ニ併合スルコトヲ得

字解 事物ノ管轄ヲ同シクスル數個ノ牽連事件 トハ數個ノ牽連事件ノ何レモカ其ノ固有ノ事物管轄ヲ同等裁判所カ有スル場合ヲ謂フ、例ヘハ甲、乙、丙ノ三罪カ牽連事件ナルトキ其ノ固有ノ管轄カ三罪共區裁判所ニ屬スルカ又ハ地方裁判所ニ屬スル場合ノ如シ。直近上級裁判所 トハ階級ノ上位ニ在ル裁判所即チ上級裁判所中下級裁判所ニ最モ近キ裁判所ヲ謂フ、故ニ區裁判所ニ採リテハ地方裁判所ハ直近上級裁判所ニシテ控訴院、大審院ハ上級裁判所ナレトモ直近上級裁判所ニ非ス。各裁判所ニ共通スル直近上級裁判所 トハ關係アル總テノ裁判所ニ近接スル上級裁判所ヲ謂フ、故ニ例ヘハ關係裁判所カ何レモ區裁判所ニシテ同一地方裁判所ノ管内ニ在ルトキハ其ノ地方裁判所ハ各區裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ナレトモ關係裁判所カ區裁判所ナルモ地方裁判所ノ管轄ヲ異ニスル場合又ハ地方裁判所カ關係裁判所ナルトキハ此等ノ裁判所ヲ共通シテ管轄スル控訴院ハ直近上級裁判所ナリ、又關係裁判所カ所轄控訴院ヲ異ニスル區裁判所又ハ地方裁判所ナルカ若ハ控訴院ナルトキハ此等ニ共通スル直近上級裁判所ハ大審院ナリ。各裁判所ノ決定一致セサルトキ 牽連事件カ甲、乙ノ同等裁判所ニ繫屬シタル場合ニ於テ檢事カ甲裁判所ニ事件ヲ併合スルヲ適當ト認メ甲、乙裁判所ニ對シテ斯ル請求ヲ爲シタルニ甲裁判所カ併合ノ決定ヲ爲シタルモ乙裁判所ハ其ノ請求ヲ却下シタル場合ノ如シ。

釋義 一 本條ハ同等裁判所ニ分離シテ起訴セラレタル數個ノ牽連事件ヲ一ノ裁判所ニ併合スル場合ノ規定ナリ、牽連事件ニ付テハ同等裁判所カ相互ニ牽連管轄ヲ有スルト(五條)同時ニ固有ノ管轄權ヲモ有スルヲ以テ檢事ハ牽連事件ヲ分離シテ固有ノ管轄權ヲ有スル各裁判所ニ起訴スルヲ得ヘク之カ起訴ヲ受ケタル各裁判所ハ獨立シテ之カ審判ヲ爲スコトヲ得ヘシ、然レトモ牽連事件ニ付テハ却テ一ノ裁判所ニ併合シテ審判スルヲ適當トスル場合アリ、故ニ斯ル場合ニ應スル爲本條ニ於テハ各裁判所ヲシテ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ一ノ裁判所ニ牽連事件ノ全部ヲ併合スルコトヲ得セシメタリ。

二 本條ノ併合決定ニハ檢事ノ請求アルコトヲ要件ト爲スヲ以テ裁判所ハ檢事ノ請求アルニ非サレハ自ら進ンテ之カ併合決定ヲ爲スコトヲ得サルナリ、然レトモ檢事ノ請求アルモ裁判所ハ其ノ請求ニ因リテ何等ノ羈束ヲ受クルコトナシ、故ニ檢事ヨリ併合ノ請求アルモ裁判所ニ於テ併合ヲ適當ナラスト認メタルトキハ其ノ請求ヲ却下スルコトヲ得ヘシ。

三 本條ノ併合モ公判ニ繫屬中タルト豫審ニ繫屬中タルトヲ問ハス同様ニ之ヲ爲スコトヲ得、公判ニ繫屬スルトキハ其ノ裁判所ノ檢事ノ請求ニ因リ公判裁判所ニ於テ其ノ決定ヲ爲スヘク豫審ニ繫屬スルトキハ豫審判事ノ屬スル地方裁判所ノ檢事ノ請求ニ因リ豫審判事ニ於テ其ノ裁判ヲ爲スヘシ、本條ノ場合ニ於テモ前條ト同シク公判裁判所ニ於テ爲ス裁判ノ方式ハ決定ナレトモ豫審判事ノ爲ス裁判ノ方式ハ命令ナリトス、而シテ公判裁判所ニ於テ之カ決定ヲ爲ス

ニハ各牽連事件カ何レモ他ノ同等裁判所ノ公判裁判所ニ繫屬スルコトヲ要スヘク豫審判事ニ於テ之カ裁判ヲ爲スニハ各事件カ他ノ同等裁判所ノ豫審ニ繫屬スルコトヲ要スルモノトス、故ニ公判裁判所ニ於テ豫審ニ繫屬中ノ事件ニ對シテ併合決定ヲ爲シ得サルト同時ニ豫審判事モ亦公判ニ繫屬中ノ事件ニ對シテ併合裁判ヲ爲スコトヲ得ス、從テ豫審繫屬中ノ牽連事件ヲ公判裁判所ニ於テ併合センニハ豫審終結決定アルヲ待テ之ヲ爲ササルヘカラス。

四 同等裁判所間ニ於ケル各裁判所ノ權限ハ同一ナルヲ以テ一方ノ裁判所ノ決定ヲ以テ他ノ裁判所ヲ羈束シ得サルハ當然ナリ、故ニ牽連事件カ同等裁判所間ニ各別ニ繫屬スル場合ニ於テ一ノ裁判所ノミカ併合ノ決定ヲ爲スモ他ノ裁判所ニ於テモ同様ノ決定ヲ爲シ其ノ裁判所ヨリ事件ヲ離脱スルニ非サレハ併合ノ效果ヲ生セシムルコトヲ得サルモノトス、從テ本條ノ場合併合ノ效果ヲ發生セシムル爲ニハ檢事ニ於テ先ツ牽連事件ノ繫屬スル各裁判所ニ對シテ一様ニ其ノ内ノ一個ノ裁判所ニ事件ヲ併合セシムヘキ旨ノ決定ヲ求メ次ニ各裁判所ヨリ一致シタル決定ヲ得サルヘカラス、故ニ例ヘハ三個ノ牽連事件カ甲、乙、丙ノ三個ノ地方裁判所ニ各別ニ繫屬シタル場合、檢事ニ於テ甲裁判所ノミニ對シテ事件ヲ甲裁判所ニ併合センコトヲ請求ヲ爲シ其ノ旨ノ決定ヲ受クルモ之ノミニ依リテハ未タ併合ノ效果ヲ生スルコトナシ、檢事ハ更ニ進ンテ乙、丙ノ裁判所ニ對シテモ同時ニ乙、丙裁判所ニ繫屬スル事件ヲ甲裁判所ニ繫屬スル事件ニ併合セシムルノ請求ヲ爲シ乙、丙ノ裁判所ヨリモ同様ノ決定ヲ得タルトキ始メテ併合ノ效果ヲ生

スヘシ、叙上ノ場合甲、乙、丙裁判所ノ一致シタル決定カ同時ニ爲サレタルトキハ其ノ時ニ於テ併合ノ效力發生スルモ其ノ決定ノ時期相異ナルトキハ最後ノ決定アリタルトキ其ノ效力ヲ發生スヘシ、何ントナレハ其ノ時ニ於テ始メテ各裁判所ノ決定一致スルニ至ルヘケレハナリ、又牽連事件ノ全部ニ付併合ノ效果ヲ發生セシムルニハ各裁判所ノ決定カ全部一致スルコトヲ要スルモ各裁判所ノ決定カ一部ニ付一致スルトキハ其ノ部分ノミニ付併合ノ效力發生スルモノトス、例ヘハ前例ニ於テ丙裁判所カ併合ノ請求ヲ却下スルモ甲、乙兩裁判所カ一致シタル併合ノ決定ヲ爲シタルトキハ三個ノ牽連事件中甲、乙裁判所ニ繫屬シタル事件ニ付甲裁判所ニ併合ノ效果ヲ發生スヘキカ如シ。

五 檢事ノ請求ニ因リ各裁判所ノ意見カ一致シ併合ノ決定カ同様ニ出テタルトキハ牽連事件ノ全部カ一ノ裁判所ニ繫屬スルニ至ルヲ以テ他ノ管轄裁判所ハ其ノ繫屬スル事件ヲ併合審判スヘキ裁判所ニ移送セサルヘカラス、之ニ反シテ牽連事件ノ併合ニ關シ檢事ヨリ請求アルモ各裁判所カ何レモ其ノ併合ヲ不適當ト認メ其ノ請求ヲ却下シタルトキハ事件ハ依然トシテ各裁判所ニ分離シテ繫屬シ各裁判所ハ各自獨立シテ其ノ審判ヲ進行セシムルコトヲ得ヘシ。

六 叙上ノ如ク牽連事件ノ併合ニ關シ檢事ヨリ請求アリタル場合各裁判所ノ決定カ同様ニ出テタルトキハ其ノ決定ノ内容カ檢事ノ請求ヲ許容スルニ出テタルト却下スルニ出テタルトヲ問ハス何等ノ問題ヲ生スルコトナク又事件ノ進行ニモ妨ケアルコトナシ、然レトモ各裁判所

ノ權限ハ各自獨立ナルヲ以テ其ノ決定ハ必スシモ同様ニ出ツルモノニ非ス、一ノ裁判所カ併合ヲ適當ト認メ之カ許容ノ決定ヲ爲スモ他ノ裁判所ニ於テハ之ヲ不適當ト認メ却下ノ決定ヲ爲スコトアルヘシ、此等ノ場合ニ於テハ事件ノ進行上障害ヲ來スコトヲ免レス、故ニ之カ調和ヲ圖ランカ爲本條ハ第三項ニ於テ規定ヲ設ケ各裁判所ノ決定一致ヲ缺キタルトキハ此等ノ裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ヲシテ其ノ裁判所ノ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ一ノ裁判所ニ全部ノ事件ヲ併合スルコトヲ許容セリ、直近上級裁判所ニ於テ斯ル決定ヲ爲シタルトキハ事件ノ全部カ其ノ指定ヲ受ケタル一ノ裁判所ニ併合セラレ他ノ裁判所ハ當然其ノ羈束ヲ受クルニ至ルヲ以テ自己ノ繫屬中ノ牽連事件ハ其ノ裁判所ニ移送セサルヘカラス。

第八條 數個ノ事件ハ左ノ場合ニ於テ牽連スルモノトス

- 一 一人數罪ヲ犯シタルトキ
- 二 數人共ニ同一又ハ別個ノ罪ヲ犯シタルトキ
- 三 數人通謀シテ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ
- 四 數人同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ

犯人藏匿ノ罪、證據湮滅ノ罪、偽證ノ罪、虛偽ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ト其ノ本犯ノ罪トハ共ニ犯シタルモノト看做ス

字解 一人數罪ヲ犯シタルトキ トハ同一犯人カ二個以上ノ獨立シタル罪ヲ犯シタルトキヲ謂フ、故ニ假令外形上一個以上ノ犯罪行為存スルモ法律上其ノ罪ヲ單獨ノ一罪ト

シテ取扱フトキハ此ノ場合ニ該當セス例ヘハ (一)數個ノ行為カ相互ニ手段結果ノ關係アルトキ即チ刑法ノ所謂牽連犯(刑法五四條) (二)連續犯(同一罪名ニ觸ルル數個ノ行為カ相連續シテ行ハルル場合)(刑法五五條) (三)營業犯(私營業罪ノ如ク數回同種ノ行為ヲ反覆スルコトヲ目的トスル罪) (四)常習犯(常習賭博罪ノ如ク同種ノ行為ヲ反覆スル罪) (五)繼續犯(監禁罪ノ如ク同一狀態カ長時間繼續スルモノ罪タル罪) (六)結合犯(強盜傷人罪ノ如ク數個ノ行為カ結合シテ一罪ヲ構成スル罪)ノ如キハ之ヲ一罪トシテ取扱フヲ以テ犯人カ數罪ヲ犯シタル場合ト謂フヲ得ス。

數人共ニ同一又ハ別個ノ罪ヲ犯シタルトキ トハ二人以上ノ者カ共同シテ一個ノ罪又ハ別罪ヲ犯シタル場合ヲ謂フ前者ハ刑法上ノ純然タル共犯ニシテ後者ハ必要ノ共犯ノ場合ニ生ス甲乙共謀シテ丙ヲ殺害スルカ如キハ純然タル共犯ニシテ二人カ共同シテ同一ノ罪ヲ犯シタル場合ニ屬スヘク甲ハ乙ニ贈賄シ乙ハ之ヲ收賄シタルカ如キハ必要ノ共犯ニシテ二人カ共同シテ別罪(甲ハ贈賄罪乙ハ收賄罪)ヲ犯シタル場合ニ屬スヘシ。

數人通謀シテ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ トハ二人以上ノ者カ通謀シタルモ各自ニ共同關係ヲ生スルニ至ラサル別罪ヲ犯シタル場合ヲ謂フ故ニ例ヘハ甲乙兩者カ通謀シテ竊盜罪ヲ犯サント通謀シ甲者ハ丙ノ内ニ忍入り乙者ハ丁ノ内ニ忍入りテ各金品ヲ奪取シタル如キ場合ハ單ニ通謀ノミニ止マリ共同ノ行為ヲ爲ササルヲ以テ實行正犯、教唆犯及從犯ノ何レニモ該當セサルニ依リ刑法上ニ於テハ共犯ト稱スルヲ得サルモ仍ホ本號ノ場合ニ該當スヘシ但シ詐欺恐喝罪又ハ文書偽造罪ノ如キ所謂知能の犯罪ノ遂行ニ付テハ其ノ構成要件タル行為ニ對シテ身體的加功ヲ必要トスル外精神的加功ヲ要求スル場

合最モ多キニ居リ身體的加功ヲ爲ササルモ精神的加功ヲ爲シタル者ハ刑法ノ共同正犯ト爲ルヲ以テ此ノ場合ハ前號ニ該當シ本號ニ入ラサルヘシ。

數人同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ トハ二人以上ノ者ノ犯シタル罪カ時ト場所ト同カスルノミニテ其ノ間ニ通謀又ハ共同ノ關係ヲ有セサル場合ヲ謂フ例ヘハ甲者ハ乙者ヲ毆打シ丙者ハ丁者ヲ毆打スルトキ甲丙者間ニハ何等ノ意思ノ聯絡ヲ有セサルモ其ノ毆打ノ時間及場所カ同一ナルトキハ本號ニ該當スヘシ又二人カ共同過失ニ因リテ他人ヲ死傷ニ致シタル場合ノ如キモ互ニ意思ノ聯絡ナキヲ以テ共犯ト爲ラサルモ本號ノ場合ニ該當スヘシ犯罪ノ時間又ハ場所ノ同一ナリト否ハ普通ノ社會觀念ニ從ヒ之ヲ決スヘク各場所ノ狀況ニ因リテ一概ニ之ヲ論スルヲ得ス。

犯人藏匿罪 人の庇護罪ノ一種ニシテ罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシムル行為ヲ謂フ(刑法一〇三條)

證據湮滅罪 該犯罪モ人の庇護罪ノ一種ニシテ他人ノ刑事被告事件ニ關スル證據ヲ湮滅シ又ハ偽造變造シ若ハ偽造變造ノ證據ヲ使用スル行為ヲ謂フ(刑法一〇四條)

偽證ノ罪 國家ノ審判權ヲ危害スル罪ノ一種ニシテ法律ニ依リ宣誓シタル證人カ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル行為ヲ謂フ(刑法一六九條)

虛偽ノ鑑定及通譯ノ罪 該罪モ國家ノ審判權ヲ危害スル罪ノ一種ニシテ法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事カ虛偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタル行為ヲ謂フ(刑法一七一條)

贓物ニ關スル罪 物的庇護罪ノ一種ニシテ贓物ヲ收受、運搬、寄託、故買又ハ牙保シタル行為ヲ謂フ(刑法二五六條)

本犯トハ一ノ犯罪ノ基本ト爲リタル犯罪ヲ謂フ、換言セハ第二次ノ犯罪ノ前提ト爲ルヘキ第一次ノ犯罪ヲ謂フ、例ヘハ窃盜犯人ヲ藏匿シタル場合、犯人藏匿罪ニ對シ窃盜罪ハ本犯タルヘク又殺人罪ニ關シテ偽證及虚偽ノ鑑定又ハ通譯行ハレタルトキハ偽證罪及虚偽ノ鑑定又ハ通譯ニ對シテ殺人罪ハ本犯ナリ、何ントナレハ窃盜罪又ハ殺人罪カ前提ト爲リテ次ノ犯人藏匿罪、偽證罪及虚偽ノ鑑定又ハ通譯ノ罪行ハレタレハナリ。

共ニ犯シタルモノト看做ス トハ真正ノ意義ニ於ケル共犯ニ非サントモ刑事訴訟法ニ於テハ共犯ト爲シ純然タル共犯ト同一ニ取扱フヘキモノナルコトヲ意味ス。

釋義 一 本條ハ本法ニ所謂牽連犯ノ意義ヲ明カニシタルモノナリ、牽連事件ノ範圍ヲ如何ニ定ムヘキヤニ付テハ立法例一定セス、一人數罪ヲ犯シタル場合及共犯ノ牽連ハ事件カ相互ニ關聯スルコト顯著ナルヲ以テ舊法ニ於テハ此ノ場合ニ限り牽連事件ト爲シタレントモ(舊刑訴二八條)牽連事件ノ範圍ヲ其ノ場合ニ局限スルハ實際ノ取扱上不便尠カラサルヲ以テ本法ニ於テハ實際ノ便益ニ鑑ミ其ノ範圍ヲ擴張シタリ。

二 牽連事件トハ數個ノ事件カ犯罪ノ狀況上相互ニ關聯スル場合ヲ指稱スルモノニシテ本條ニ依レハ (一)一人數罪ヲ犯シタルトキ (二)數人共同シテ一罪ヲ犯シタルトキ (三)數人共同シテ別罪ヲ犯シタルトキ (四)數人通謀シテ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ (五)共同又ハ通謀ノ關係ナクシテ數人カ同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ及 (六)準共犯ノ場合ヲ牽連事件ト稱セリ(二)ノ場合ハ數個ノ事件カ一人ノ被告人ヲ中心トシテ牽連スル場合ナルヲ以テ主

觀的牽連事件ト稱シ、其ノ他ノ五個ノ場合ハ何レモ數人カ一罪又ハ數罪ヲ犯シタル場合ナルヲ以テ客觀的牽連事件ト稱ス。

三 一人カ數罪ヲ犯シタルトキ又ハ共同シテ數人カ一罪ヲ犯シタルトキ即チ純共犯ノ場合ニ事件カ相互ニ關聯アルコト論ヲ俟タス、必要的共犯ノ場合例ヘハ贈賄ト收賄ノ關係ノ如キ場合ハ共同犯ナレトモ數人カ一罪ヲ犯シタルニ非サルヲ以テ純然タル共犯ト稱スヘキニ非ス、然レトモ此等ノ犯罪モ相互ニ牽連關係アルコト共犯ノ場合ト異ラサルヲ以テ本條ニ包含セシメタリ、又數人カ通謀シタルノミニテ犯罪構成要素ニ屬スル實行行為ヲ各別ニ爲シタル場合、刑法上ニ於テハ共犯ニ非サルモ其ノ關係ニ於テ之ニ準スヘキ場合ナルヲ以テ此ノ場合ヲモ本條ニ包含セシメタリ、又數人カ何等通謀ヲ爲サシテ同時、同所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタル場合ノ如キハ共犯ニ非サルハ論ナシト雖、同時、同所ニ起リタル事件ナルヲ以テ此ノ場合モ亦共犯ニ準シテ取扱フ爲スヲ便益トス、故ニ本條ニハ此ノ場合ヲモ包含セシメタリ。

四 本條ニ於テハ以上ノ外庇護罪、又ハ事後加擔罪ト稱スル罪人藏匿、證憑湮滅及贓物ニ關スル罪ト其ノ本犯竝偽證罪又ハ虚偽ノ鑑定及通譯ノ罪ト其ノ本犯トノ間ニモ相互ニ密接ノ關係アルコト共犯ニ準スヘキモノアルヲ認メ此等ノ事件ニ付テハ共犯ト看做シテ之ト同様ニ取扱フコトト爲シタリ。

五 本法ノ外陸海軍刑法ノ運用法タル陸海軍軍法會議法及通常司法官憲ト陸海軍司法官憲

トノ間陸海軍司法官憲ト朝鮮、臺灣、關東州ノ司法官憲其ノ他ノ特別司法官憲トノ間並陸軍司法官憲ト海軍司法官憲トノ間ニ於ケル各刑事交渉ノ事件ニ付規定シタル刑事交渉法ニ於テモ牽連事件ノ意義ニ付テハ本法ト同様ニ規定シ五ニ一致セシメタリ(陸海軍軍法會議法各二三條、刑事交渉法一條)

第九條 同一事件事物管轄ヲ異ニスル數個ノ裁判所ノ豫審又ハ公判ニ繫屬スルトキハ上級裁判所ニ於テ之ヲ審判ス

上級裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル下級裁判所ヲシテ其ノ事件ヲ審判セシムルコトヲ得

字解 上級裁判所(二條字解参照) 下級裁判所(三條字解参照)

釋義 一 本條ハ同一事件ニ付上級裁判所ト下級裁判所トノ間ニ管轄ノ競合スル場合之ヲ調和スル爲ノ規定ナリ、裁判所構成法ニ基ク固有ノ事物ノ管轄ニ付テハ上級裁判所ト下級裁判所トノ間ニ一定ノ制限アリ互ニ侵スコトヲ許ササルヲ以テ同一事件ニ付兩者間ニ管轄ノ競合ヲ來スコトナシト雖牽連事件ニ關シテハ本法ニ於テ一面下級裁判所ニ固有ノ管轄權ヲ保有セシムルト同時ニ上級裁判所ニモ牽連管轄(二條)トシテ下級裁判所ノ固有管轄事件ニ付管轄ヲ認ムルニ依リ此ノ場合ニ於テハ同一事件ニ付上級裁判所ト下級裁判所ト雙方ニ管轄權アル場合ヲ生スヘシ、此ノ場合合同一事件カ上級裁判所ト下級裁判所トノ雙方ニ繫屬スルトキハ起訴ノ先後

ニ拘ラス上級裁判所ノミニ於テ其ノ事件ヲ審判セシムルコトトセリ、故ニ同一事件カ上級裁判所ニ繫屬スルモ此ノ一事ニ依リ下級裁判所ハ其ノ事件ノ管轄權ヲ喪失スルコトナキモ爾後審判ヲ爲シ得サル結果ヲ生スヘシ、從テ斯ル場合ニ於テハ下級裁判所ハ三、五條八號三、六、五條二項三號ニ依リ公訴棄却ノ決定ヲ爲ササルヘカラス。

二 本條ノ場合、下級裁判所ニ繫屬スル事件ト同一事件カ上級裁判所ニ繫屬スル以上ハ上級裁判所ノ公判ニ繫屬スルモ豫審ニ繫屬スルモ同様ナリ、而シテ下級裁判所カ此ノ場合ニ於テ審判權ヲ喪失スルハ一ニ上級裁判所ニ爲サレタル起訴ヲ標準トシテ之ヲ決スヘシ、故ニ上級裁判所ノ起訴ハ下級裁判所ノ起訴ニ先立タルトキハ下級裁判所ハ起訴當時ヨリ審判權ヲ有セサルヘク下級裁判所ノ起訴ハ上級裁判所ノ起訴ニ先立トキハ上級裁判所ノ起訴アル迄ハ審判權ヲ有スルモ上級裁判所ノ起訴ト同時ニ其ノ審判權ヲ喪失スルニ至ルヘシ。

三 同一事件ニ付上級裁判所ト下級裁判所トノ間ニ管轄ノ競合スル場合ハ原則トシテ上級裁判所ヲシテ審判セシムルコトハ叙上説明ノ如シ、然レトモ事案ニ依リテ下級裁判所ノ固有管轄事件ニ付テハ下級裁判所ヲシテ審判セシムルヲ便益ト爲スコトアリ、故ニ斯ル場合ニ關シ本條ハ第二項ニ於テ規定ヲ設ケ下級裁判所カ固有管轄ヲ有スル事件ニ付テハ上級裁判所ヲシテ檢事ノ請求ニ因リ自ラ其ノ事件ノ審判ヲ爲スコトヲ止メ決定ヲ以テ下級裁判所ヲシテ其ノ事件ノ審判ヲ爲サシムルコトヲ得セシメタリ。

第十條 同一事件事物管轄ヲ同シクスル數個ノ裁判所ノ豫審又ハ公判ニ繫屬スルトキハ最初ニ公訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テ之ヲ審判ス

各裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ後ニ公訴ヲ受ケタル裁判所ヲシテ其ノ事件ヲ審判セシムルコトヲ得

字解 共通スル直近上級裁判所(七條字解参照)

釋義 一 本條ハ同一事件ニ付同等裁判所間ニ於ケル管轄ノ競合スル場合之ヲ調和スル爲ノ規定ナリ、土地ノ管轄ニ付テハ本法ハ第一條ニ於テ犯罪地及被告人ノ住所居所並現在地等ヲ標準トシテ各同等裁判所間ニハ平等ニ管轄權ヲ認ムルカ故ニ同一事件カ二個以上ノ裁判所ニ同時ニ繫屬シ互ニ管轄ノ競合ヲ來スコトアルヘシ、此ノ場合ニ於テハ最初ニ公訴ヲ受ケタル裁判所ノミニ審判權ヲ與フルコトトセリ、故ニ同一事件ニ付後ニ公訴ヲ受ケタル裁判所ハ審判權ヲ有セサルヲ以テ三一五條八號他ノ同等裁判所ニ起訴セラレタル事件ニ付更ニ檢事ヨリ豫審ヲ請求セラレタル場合(三六五條一項三號他ノ同等裁判所ニ起訴セラレタル事件ニ付更ニ檢事ヨリ公判ニ起訴セラレタル場合)ニ依リ公訴棄却ノ決定ヲ爲ササルヘカラス、然レトモ本法ハ同一事件カ一ノ裁判所ニ起訴セラレタル爲他ノ裁判所ノ本來ノ管轄權ヲ奪フモノニ非サルヲ以テ後ニ起訴セラレタル裁判所ハ之ニ對シテ管轄違ノ言渡ヲ爲スヲ得サルモノトス。

二 本法ハ同一事件ニ付同等裁判所ノ管轄權カ競合スル場合一ノ裁判所ノミニ審判權ヲ與

フル標準ヲ一ニ公訴ヲ受ケタル時期ニ依リテ定メタリ、故ニ最初ニ公訴ヲ受ケタル裁判所ハ事件ノ審理ノ有無又ハ審理著手ノ先後ニ拘ラス後ニ起訴セラレタル裁判所ニ優先シテ其ノ事件ノ審判權ヲ有スルモノトス、而シテ本條ノ場合モ事件ガ豫審ニ繫屬スル場合ト公判ニ繫屬スル場合トニ依リ差違アルコトナシ、故ニ同一事件カ同等ノ裁判所ニ繫屬スル場合最初ニ起訴セラレタル裁判所ハ其ノ事件カ豫審ニ起訴セラレタルト、公判ニ起訴セラレタルトニ拘ラス後ニ起訴セラレタル裁判所ニ優先シテ其ノ事件ニ關シテ審判權ヲ有スヘシ。

三 同一事件ニ付同等裁判所間ニ管轄ノ競合スル場合ハ最初ニ起訴セラレタル裁判所ニ優先審判權アルコト前述ノ如シ、然レトモ事案ニ依リテハ却テ後ニ起訴セラレタル裁判所ヲシテ審判セシムルヲ便益ト爲スコトアリ、故ニ本法ハ此ノ場合ニ應スル爲、本條二項ニ於テ後ニ起訴セラレタル裁判所ヲシテ之ヲ審判セシムルノ途ヲ開ケリ、之カ爲ニハ各裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ヨリ其ノ決定ヲ受クルヲ要スルモノニシテ該直近上級裁判所ハ其ノ裁判所ノ檢事ノ請求ヲ待テ之カ決定ヲ爲スヘキモノトス、從テ(一)同等裁判所ハ雙方區裁判所ニシテ同一地方裁判所ノ管内ニ在ルトキハ其ノ地方裁判所又(二)雙方ノ區裁判所カ地方裁判所ノ管轄ヲ異ニスル場合ハ之ヲ共通シテ管轄スル控訴院又(三)雙方ノ區裁判所カ控訴院管轄ヲ異ニスル場合ハ大審院カ直近上級裁判所ナルヲ以テ(一)ノ場合ニハ右地方裁判所(二)ノ場合ニハ右控訴院(三)ノ場合ニハ大審院ニ於テ其ノ決定ヲ爲ササルヘカラス、同等裁判所カ地方裁判所ナルトキモ其

ノ關係同一ナリ、大審院ハ最高裁判所ニシテ他ニ上級裁判所ナキヲ以テ同一事件カ大審院ノ特別管轄ト區裁判所又ハ地方裁判所ノ管轄ト競合スル場合ハ大審院ハ常ニ共通ノ直近上級裁判所ナリ。

第十一條 裁判所ハ事實發見ノ爲必要アルトキハ管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ハ豫審判事及受命判事ニ之ヲ準用ス。

字解 管轄區域外 各裁判所ハ其ノ職務ヲ行フニ付法律ニ依リテ分配セラレタル一定ノ地域ヲ存シ(職務四條、明治二三年法律六二號)其ノ以外ノ地域ニ於テハ職務ヲ行ヒ得サルナリ。其ノ職務ヲ行ヒ得ル地域ヲ管轄區域ト謂ヒ其ノ以外ノ土地ハ管轄區域外ナリ。

豫審判事 トハ刑事ニ關スル被告事件ニ付豫審手續ヲ行フ判事ヲ謂フ。

受命判事 トハ或訴訟行爲ヲ爲スニ付指令セラレタル合議裁判所ノ部員ヲ謂フ。

準用 トハ或規定ヲ其ノ儘適用スルヲ得サル場合之ヲ類推シテ適用スルヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ管轄區域外ニ於テモ職務執行ヲ爲シ得ル場合ヲ規定セリ、各裁判所ハ法律ニ依リテ分配セラレタル一定ノ管轄區域ヲ有シ其ノ區域内ニ於テノミ職務ヲ行ヒ得ルヲ原則トス、故ニ管轄地域以外ニ於テ或處分ヲ爲スコトヲ要スルトキハ囑託ノ手續ニ依ラサルヘカラス、然レトモ管轄地域以外ニ於テハ絕對ニ職務ヲ執行シ得サルモノトセハ事件ノ審判上非常ニ不便ヲ感スルコト多々存スヘシ、例ヘハ檢證ノ現場カ兩管轄區域ニ跨ル場合ノ如キ他ノ管轄區域

ニ付テモ同時ニ檢證ヲ行ヘハ事件進行上容易ナルニ管轄區域外ニ於テ絕對ニ職務ヲ行ヒ得サルモノトセハ更ニ囑託ノ手續ニ依ラサルヘカラス、又檢證ノ如キハ事案ニ依リテハ直接ニ行フヲ以テ事件ノ心證ヲ得ル點ニ於テ最モ必要トスルモノナルニ犯罪地以外ニ於テ事物管轄ヲ有スル裁判所ハ直接犯罪ノ場所ヲ檢證シ得サル不便ヲ生スルカ如シ、故ニ本條ニ於テハ此等ノ不便ヲ救済スル爲右ノ原則ニ例外ヲ設ケ事實發見ノ爲必要アルトキハ管轄區域外ニ於テモ檢證、搜索、差押其ノ他ノ職務ヲ行フコトヲ得ルコトトセリ。

二 管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フノ必要アル關係ハ單ニ裁判所ニ於テノミナラス、豫審判事及受命判事カ職務ヲ行フ場合ニ於テモ同様ナルヲ以テ前示ノ例外規定ハ豫審判事及受命判事ニモ之ヲ認ムルコトトセリ、故ニ豫審判事及受命判事ノ管轄區域ハ其ノ判事ノ所屬スル裁判所ノ管轄區域ト同様ナルモ事實發見ノ爲必要アルトキハ其ノ區域外ニ於テモ職務ヲ行フコトヲ得ルナリ。

三 以上ノ例外規定ハ裁判所、豫審判事及受命判事ノミニ限ルモノトス、故ニ受託判事ニハ其ノ適用ナシ、元來本條ノ例外規定ハ自己ノ管轄ニ屬スル事件ヲ審理スルニ當リ事實發見ニ付直接ノ行動ヲ必要トスル爲ニ設ケタル規定ナレハ受託判事ノ如ク直接ニ事件ヲ審判スルヲ得サル判事ニ付テハ特ニ此ノ例外規定ヲ設クル必要ナケレハナリ。

四 管轄區域外ニ於テ職務ノ執行ヲ爲シ得ル場合ハ例外規定ナルヲ以テ之ヲ嚴格ニ解スヘ

ク事實發見ノ爲必要止ムヲ得サル場合ノミニ限ルヘシ、此ノ規定アルヲ利用シテ濫ニ管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フコトハ法ノ許容セサル所ナリ、然レトモ管轄區域外ニ付テハ一定ノ制限ナキヲ以テ必スシモ管轄ノ近接スルコトヲ要セス、必要ノ場合ニハ非常ニ遠隔ノ地ニ於テモ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ルナリ、例ヘハ樺太ニ於テ行ハレタル殺人罪ノ犯人ノ住所地カ長崎ニ在ル爲長崎地方裁判所ニ起訴シタル場合長崎地方裁判所ノ豫審判事カ事實發見ノ爲檢證ヲ必要トスルトキハ犯罪地タル樺太ニ出張シ檢證ヲ爲シ得ルカ如シ。

第十二條 訴訟手續ハ管轄違ノ理由ニ因リ其ノ効力ヲ失ハス

字解

訴訟手續 トハ訴訟ニ關シ裁判所、訴訟當事者又ハ訴訟代理人カ法律ノ規定ニ從ヒテ行フ手續ヲ謂フ、本條ノ場合ハ主トシテ裁判所ノ爲シタル訴訟手續ヲ指示シタルモノナリ。

其ノ効力ヲ失ハス トハ効力ハ依然トシテ存在ストノ意義ニシテ換言セハ有效ナルコトヲ意味ス。

釋義 一 本條ハ管轄權ヲ有セサル裁判所ノ爲シタル訴訟手續ノ効力ヲ規定シタルモノナリ、裁判所カ管轄違ノ言渡ヲ爲シタルトキ其ノ以前ニ爲シタル裁判所ノ訴訟手續カ有效ナリヤ否ニ付テハ議論ノ存スル所ナリ、本條ハ此ノ點ニ於テ明文ヲ設ケ訴訟手續ハ管轄違ノ理由ニ因リテハ其ノ効力ヲ失フコトナク有效ナル旨ヲ規定シ該問題ヲ解決セリ。

二 管轄違ノ言渡アルモ其ノ言渡前ニ爲サレタル訴訟手續ニ付テハ管轄違ノ理由ニ因リテ

ハ無効ニ歸スルコトナク依然トシテ其ノ効力ヲ有スルヲ以テ其ノ間ニ爲サレタル被告人竝證人、鑑定人ノ訊問調書及檢證調書等ハ管轄權ヲ有セサル裁判所ノ作成シタル調書ナレトモ仍ホ有效ノ調書ト爲スヘク後日該調書ヲ判決ノ證據ニ供シ得ルハ論ヲ俟タス。

第十三條 裁判所ハ管轄權ヲ有セサルトキト雖急速ヲ要スル場合ニ於テハ事實發見ノ爲必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規程ハ豫審判事及受命判事ニ之ヲ準用ス

釋義 一 本條ハ管轄權ヲ有セサル裁判所ノ爲シタル特別處分ニ關シテ規定シタルモノナリ、其ノ受理シタル事件ニ付管轄權ヲ有セサル裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スヘク(三〇九條三一一條三五五條三五七條)管轄ヲ有セサル事件ニ關シテハ何等ノ處分ヲ爲シ得サルヲ原則トス、然レトモ急速ヲ要スル如キ場合モ管轄ヲ有セサル裁判所ニ於テ何等ノ處分ヲ爲シ得サルモノトセハ後日事件ヲ審理スル上ニ於テ非常ニ不便ヲ感スル場合ナキヲ保セス、本條ハ斯ル場合ニ應スル爲右ノ原則ニ特別ノ例外ヲ認メ急速ヲ要スル場合ニ限り管轄權ヲ有セサル裁判所ニ對シテモ事實發見ノ爲必要ナル處分ニ付テハ之ヲ爲シ得ルコトヲ認メタリ、故ニ斯ル處分ニ付テハ管轄權ヲ有セサル裁判所ノ爲シタルモノナリト雖固ヨリ有效ナリ。

二 以上ノ例外規定ハ第一一條ノ場合ニ於ケルカ如ク豫審判事又ハ受命判事ニ採リテモ必要ナルヲ以テ本條第二項ニ於テ右ノ例外規定ヲ豫審判事又ハ受命判事ニモ準用スルコトトセ

リ、故ニ豫審判事又ハ受命判事ハ自己ノ屬スル裁判所ノ管轄ニ屬セサル事件ニ付テモ急速ナル場合ニ於テハ事實發見ニ必要ナル處分ヲ爲シ得ルモノトス。

三 本條モ事件ニ對スル應急處分トシテ管轄權ノ大原則ニ對シテ特ニ認メタル例外規定ナルヲ以テ眞ノ應急處分ノミニ止ムヘク其ノ範圍ヲ超脱セサルコトニ注意セサルヘカラス。

第十四條 檢事ハ左ノ場合ニ於テ關係アル第一審裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ニ管轄指定ノ請求ヲ爲スヘシ

一 裁判所ノ管轄區域明確ナラサル爲管轄裁判所ノ定ラサルトキ

二 管轄違ヲ言渡シタル確定裁判アリタル事件ニ付他ニ管轄裁判所ナキトキ

字解 共通スル直近上級裁判所(七條字解參照)

管轄指定 トハ被告事件ヲ審判スヘキ管轄裁判所ヲ確定シ得サル場合一ノ裁判所ヲ指示シテ其ノ事件ノ管轄裁判所ト爲ス場合ヲ謂フ、之ヲ指示スルニハ(一)未確定ナル管轄ヲ確定スル場合(二)確定裁判ニ依リテ管轄權ナシトシタルモノ、ノ内ヨリ更ニ管轄裁判所ヲ選定スル場合(三)新ニ管轄裁判所ヲ創設スル場合ノ三種存ス。

管轄違ヲ言渡シタル確定裁判 管轄違ヲ言渡ハ事件カ豫審ニ繫屬シタル場合ハ豫審判事ニ於テ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘク(三〇九條)公判ニ繫屬シタル場合ハ公判裁判所ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ爲スヘキモノナルカ(三五五條)其ノ何レニ依リタルトナ問ハス其ノ裁判カ確定シタル場合ヲ總稱ス、從テ確定ノ方法モ上訴ニ至ラスシテ確定シタル場合ト上訴(豫審終結決定ニ對シテハ抗告、判決ニ對シテハ控訴、上告)ノ結果確定シタル場合トハ之ヲ

同ハサルナリ。

釋義 一 本法ハ管轄指定ノ場合ニ付テハ本條及次條ニ規定セリ、而シテ本條ハ直近上級裁判所ニ於テ指定ヲ爲スヘキ場合ニシテ次ノ二個ノ事由中其ノ一アルコトヲ要ス。

(一) 裁判所ノ管轄區域明確ナラサル爲管轄裁判所ノ定ラサルトキ、裁判所ノ管轄區域ハ法律ニ於テ指示シタル一定ノ行政區劃ニ依ルヘキモノナルカ行政區劃不明確ナル爲裁判所ノ土地ノ管轄區域モ不明確ナル場合アリ、例ヘハ犯罪地ヲ唯一ノ標準トシテ土地ノ管轄ヲ定ムルニ當リ犯罪地ノ現場ハ明確ナルモ其ノ現場ハ甲行政區劃ニ屬スルカ乙行政區劃ニ屬スルカ不明確ナル爲從テ甲裁判所ノ管轄區域ニ屬スルカ乙裁判所ノ管轄區域ニ屬スルカモ不明確ヲ來シタル場合ノ如シ、

(二) 管轄違ヲ言渡シタル確定裁判アリタル事件ニ付他ニ管轄裁判所ナキトキ、本條ハ裁判所構成法第十條第四號ト同趣旨ニ出テタルモノニシテ二個以上ノ裁判所ニ於テ各管轄ヲ有セストノ管轄違ノ裁判ヲ爲シ其ノ裁判ハ何レモ確定シタルモ其ノ事件ニ對スル管轄權ハ此等ノ裁判所ノ一ニ存シ他ニハ管轄裁判所存セサル場合即チ是ナリ、單ニ本號ノ字句ノミヨリ見レハ管轄違ノ確定裁判カ二個存スルコト及管轄違ヲ言渡シタル裁判所ノ一ニ客觀的管轄權ノ存スルコトヲ要セサルカ如キ觀アレトモ本條ハ此ノ場合ニ於ケル管轄指定ノ裁判所ヲ關係アル第一審裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ナリト規定シ確定裁判ヲ爲シタル二個以上

ノ裁判所ノ存在スルコトヲ前提トスルノミナラス管轄違ノ言渡ヲ爲シタル確定裁判ハ客觀的事實ニ適合シ且他ニモ管轄裁判所ナキトキハ次條ニ所謂法律ニ依ル管轄裁判所ナキトキニ該當スルニ拘ラス特ニ本號ニ規定ヲ設ケ共通スル上級裁判所ニ其ハ指定權ヲ賦與シタル精神ヨリ觀ルモ以上二個ノ條件ヲ要スルコト自ラ明カナリ殊ニ同號ニハ他ニ管轄裁判所ナキトキト規定シ管轄違ヲ言渡シタル裁判所以外ニハ管轄裁判所ナク却テ管轄違ヲ言渡シタル裁判所ニ其ノ管轄權アルコトヲ包含セシメタル趣旨ナルニ徴シテモ之ヲ推知シ得ヘシ。

二 以上二個ノ場合ハ客觀的ニハ管轄裁判所ノ存在スヘキコト明確ナルニ拘ラス管轄區域ノ不明確ノ爲又ハ不當ノ確定裁判アリタル爲現ニ審判スヘキ事件ニ付之ヲ審判スヘキ裁判所ヲ確的ニ指定シ得サルモノトス故ニ此等ノ場合ニハ當該關係裁判所ノ檢事ニ管轄指定ノ請求權ヲ認メ關係アル第一審裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ヲシテ現實ニ事件ノ審判ヲ爲スヘキ裁判所ヲ指定セシムルコトトセリ。

三 指定裁判所ハ關係アル第一審裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ナルヲ以テ第二號ノ場合ノ管轄違ヲ言渡シタル裁判ハ控訴、上告ヲ經テ確定シタル場合ニ於テモ其ノ直近上級裁判所ヲ定ムル標準ハ控訴、上告ノ裁判所ニ依ラスシテ第一審裁判所ヲ標準トシテ定ムヘキモノトス、故ニ例ヘハ管轄違ヲ言渡シタル二個ノ區裁判所ノ判決ハ一ハ第一審限リニテ確定シ他ハ控訴、上告ヲ經テ確定シタル如キ場合兩個ノ區裁判所カ同一地方裁判所ノ管内ニ存スルトキハ此ノ

事件ニ付指定ヲ爲スヘキ裁判所ハ其ノ地方裁判所ナリ。

第十五條 法律ニ依ル管轄裁判所ナキトキ又ハ之ヲ知ルコト能ハサルトキハ檢事總長ハ大審院ニ

管轄指定ノ請求ヲ爲スヘシ

字解 檢事總長 檢事總長ハ大審院ノ檢事局ニ親補セラレタル全國唯一ノ親任檢事ニシテ其ノ檢事局及下級檢事局ヲ統轄スル權限ヲ有スルモノトス。

釋義 一 本條ハ大審院ニ於テ管轄ノ指定ヲ爲ス場合ニシテ之ニ該當スル場合左ノ如シ。

(一) 法律ニ依ル管轄裁判所ナキトキ、本法ハ土地ノ管轄ニ付犯罪地及被告人ノ住所居所若ハ現在地ヲ一般標準トスルノミナラス其ノ他帝國外ノ帝國艦船内ノ犯罪ニ付テハ特別管轄ヲ設ケ成ルヘク多數ノ場合ヲ法定ノ管轄ニ依リテ網羅センコトヲ努メタリ、然レトモ外國ニ於テ行ヒタル犯罪ノ如キニ付テハ往々内地ニ管轄裁判所ナキコトアリ、例ヘハ内地ニ本籍ノミヲ有シ住所居所若ハ現在地ヲ有セサル帝國臣民カ外國ニ於テ刑法第二條ニ該當スル犯罪ヲ行ヒタル場合ノ如シ、故ニ法定管轄ノミニ依リテハ檢舉ヲ必要トスル犯罪ヲモ之ヲ審判シ得サル不便アルヲ以テ其ノ場合ニ應スル爲本條ヲ設ケタルナリ。

(二) 法律ニ依ル管轄裁判所ヲ知ルコト能ハサルトキ、前號ノ場合ハ法定管轄ヲ有セサルコト確的ナル場合ヲ謂ヒ本號ハ法定管轄權ヲ有スルヤモ知レサレトモ捜査ノ結果其ノ法定管轄ヲ確知スルニ由ナキ場合ヲ謂フ、例ヘハ内地ニ於テ犯罪ヲ爲シタル事實確實ナルモ犯罪地不

明ナルノミナラス其ノ犯人ノ住所居所及現在地ノ不明ナル場合ノ如シ此等ノ場合モ檢舉ノ必要アルトキハ其ノ裁判所ノ管轄ヲ指定スル必要アルコト前號ノ場合ト異ラサルヲ以テ之ヲ同様ニ取扱フコトトセリ。

一 前條ノ場合ニ於テハ管轄裁判所不明ナルモ其ノ管轄ハ關係裁判所ノ何レニカ存スルコト始メヨリ明確ナル場合ナリ本條ハ之ト異リ内地ノ何レノ裁判所ニモ管轄裁判所ナキコト明確ナルカ又ハ管轄ノ存否不明ノ場合ナリ從テ前條ノ場合ニ於テハ關係裁判所存スルヲ以テ其ノ裁判所ノ檢事ヲシテ共通ノ直近上級裁判所ニ管轄ノ指定ヲ請求セシメシモ本條ノ場合ハ斯ル關係裁判所ナキヲ以テ全國ニ管轄權ヲ有スル大審院檢事局ノ檢事總長ニ管轄指定ノ請求權ヲ與ヘ大審院ハ檢事總長ノ請求ニ依リ其ノ指定決定ヲ爲スコトトセリ。

第十六條 檢事ハ左ノ場合ニ於テ直近上級裁判所ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スヘシ

- 一 管轄裁判所又ハ裁判所構成法第十三條第二項ノ規定ニ依リ定メタル裁判所ニ於テ法律上ノ理由又ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコト能ハサルトキ
- 二 被告人ノ地位、地方ノ民心、訴訟ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル處アルトキ

前號第二號ノ場合ニ於テハ被告人亦管轄移轉ノ請求ヲ爲スコトヲ得

字解 直近上級裁判所(七條字解參照)

管轄移轉 トハ或特別ノ事情存スルトキ上級裁判所ニ於テ法定ノ管轄ヲ變更シテ他ノ同等ナル裁判所ノ管轄ト爲スヲ謂フ故ニ管轄ノ指定ハ確定的選定的若ハ創定的ナルモ管轄ノ移轉ハ常ニ創定的ナリトス又管轄ノ移送ハ受訴裁判所カ自ラ他ノ管轄裁判所ニ事件ヲ繫屬セシムルニ在ルモ管轄ノ移轉ハ上級裁判所ニ於テ管轄權アル裁判所ノ管轄ヲ變シテ本來管轄權ナキ裁判所ニ管轄ヲ歸屬セシムルニ存ス。

釋義 一 管轄移轉ニ關スル一般ノ場合ニ付テハ本法ハ本條及次條ニ規定セリ本條ハ直近上級裁判所ニ於テ管轄ノ移轉ヲ爲ス場合ノ規定ニシテ左ノ如シ

- (一) 管轄裁判所又ハ之ニ代ルヘキ裁判所ニ於テ法律上ノ理由又ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコト能ハサルトキ、法律上ノ理由トハ判事ニ除斥、忌避ノ原因アリテ職務ヨリ脫退スルカ如キ場合ヲ謂ヒ特別ノ事情トハ判事ノ死亡、天災、地變、兵亂、傳染病ノ爲ノ交通遮斷等久シキニ亙ル故障ノ存スル場合ヲ謂フ。
- (二) 被告人ノ地位、地方ノ民心、訴訟ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル處アルトキ、例ヘハ被告人ハ地方ノ有力者ナル爲又ハ判事ノ師父恩人ナル爲或ハ判事ノ怨恨者ナル爲其ノ他判事カ地方ノ輿論ニ對シ非常ニ同情ヲ表シ居ル等各種ノ事情ヨリ公平ナル裁判ヲ得ルコトヲ期待シ得サル處アル場合ヲ謂フ。

二 本條第一號ハ法律上又ハ特別ノ事情ニ因リ管轄裁判所カ事實上裁判權ヲ行ヒ得サル爲管轄ノ移轉ヲ爲ス場合ニシテ第二號ハ裁判官カ公平ナル裁判ヲ爲シ得サル處アル爲管轄ノ移

轉ヲ爲ス場合ナリ、故ニ前者ヲ事實ノ理由ニ因ル管轄ノ移轉ト稱シ後者ヲ公平維持ノ爲ノ管轄ノ移轉ト稱ス

三 本條第二號ノ場合ハ或ハ判事カ偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アル場合ニ該當スルコトアルヘク從テ之ヲ理由トシテ判事ヲ忌避シ得ヘシト雖(二五條)彼是各其ノ目的ヲ異ニスルヲ以テ一面判事ニ對スル忌避ノ申請ヲ許スト同時ニ本條ニ於テ管轄ノ移轉ヲ爲スコトヲ許容セルナリ。

四 本條第一號ニ依ル管轄移轉ノ請求權ヲ有スル者ハ檢事ノミナレトモ第二號ニ依ル管轄移轉ノ請求權ハ檢事及被告人之ヲ有ス、而シテ之カ請求裁判所ハ直近上級裁判所ナリトス。

第十七條 犯罪ノ性質、被告人ノ地位、地方ノ民心其ノ他ノ事情ニ因リ管轄裁判所ニ於テ審判ヲ爲ストキハ公安ヲ害スル虞アリト認ムル場合ニ於テハ檢事總長ハ大審院ニ管轄移轉ノ請求ヲ爲スヘシ

字解 公安ヲ害スル虞アル トハ社會公共ノ安寧秩序ヲ破壞スル虞アルヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ大審院ニ於テ管轄ノ移轉ヲ爲ス場合ノ規定ナリ、本條ノ管轄移轉ハ犯罪ノ性質、被告人ノ地位、地方ノ民心其ノ他ノ事情ニ因リ管轄裁判所ニ於テ審理判決ヲ爲スコトカ公共ノ安寧秩序ヲ破壞スル虞アル場合ニ之ヲ行フモノトス、例ヘハ犯罪ノ性質カ内亂罪、外患罪、騷擾罪ノ如ク住民ノ多數ニ依リテ行ハルル犯罪ナル場合ノ如キ又地方ノ富豪、名望家ノ親分ニ依リテ犯罪カ行ハレタル場合ノ如キ又地方ノ民心カ被告人ニ對シテ極度ニ怨恨ヲ懷抱シ

居ルカ若ハ被告人ニ對シテ非常ニ同情シ居ル場合ノ如キ總テ或一地方ノミニ生スル特別事情ニ因リ其ノ地方ヲ管轄スル裁判所ヲシテ事件ヲ審判セシムルトキハ却テ極度ニ民心ヲ激昂セシメ公安ヲ害スル虞アル場合ヲ謂フ。

二 本條ノ管轄移轉ハ一ニ公安ヲ害スル虞アル場合ニ爲スモノナルヲ以テ公安ノ爲ノ管轄移轉ト謂フ、本條ノ場合ハ事重大ニ亘リ管轄裁判所ヲ單ニ其ノ附近ノ裁判所ニ移轉セシムルノミニテハ移轉ノ目的ヲ達シ得サル場合ヲ生スヘキニ依リ全國ニ管轄權ヲ有スル大審院ヲシテ適宜ニ其ノ管轄裁判所ヲ定メ之ニ管轄ヲ移轉セシメ得ルコトトセリ、而シテ大審院ニ於テ之カ決定ヲ爲スニハ檢事總長ノ請求ヲ待ツヘキモノニシテ本條ノ管轄請求權ハ檢事總長之ヲ有スルモノトス。

第十八條 管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ爲スニハ理由ヲ附シタル請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

檢事前項ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ノ檢事ヲ經由スヘシ

釋義 一 本條ハ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ爲ス手續ヲ規定シタルモノナリ、管轄指定ノ請求權ヲ有スル者ハ檢事(一四條一五條)ノミニシテ管轄移轉ノ請求權ヲ有スル者ハ檢事及被告人(但シ被告人ハ公平維持ノ爲ノ管轄移轉ノ場合ニ限り請求權ヲ有ス)(二六條一七條)ナルコトハ前説明ノ如シ、此等ノ者カ其ノ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ爲スニハ其ノ理由ヲ附シタル

請求書ヲ作成シ該請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘキモノトス、故ニ指定又ハ移轉ノ請求ニ付テハ口頭ノ請求ハ法ノ許容セサル所ナリ其ノ請求ヲ受クヘキ管轄裁判所ハ一五條、一七條ノ場合ハ大審院ニシテ一四條、一六條ノ場合ハ直近上級裁判所ナリ。

二 檢事ニ於テ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ爲スニ當リ檢事總長カ大審院ニ其ノ請求ヲ爲ス場合ニハ直接檢事總長ヨリ大審院ニ之ヲ爲スヘキモ關係裁判所ノ檢事ヨリ直近上級裁判所ニ對シテ其ノ請求書ヲ差出スニハ直接直近上級裁判所ニ爲サシテ其ノ請求書ヲ一旦下級裁判所檢事ヨリ上級裁判所ノ檢事ニ廻送シ其ノ檢事ノ手ヲ經テ上級裁判所ニ差出ササルヘカラス、被告人カ管轄移轉ノ請求ヲ爲ス場合ニ付テハ二一條ニ特別規定アリ。

第十九條 檢事豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知スヘシ

釋義 一 本條ハ事件カ公判又ハ豫審ニ繫屬スル場合ニ檢事カ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ管轄裁判所ニ爲シタル場合ニ關スル規定ナリ、此ノ場合ニ於テハ檢事ハ管轄裁判所ニ該請求ヲ爲スト同時ニ速ニ其ノ旨ヲ關係裁判所ニ通知セサルヘカラス、蓋豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付檢事ヨリ斯ル請求アリタルトキハ豫審又ハ公判ニ於テハ其ノ事件ノ訴訟手續ヲ停止セサルヘカラサレハナリ(二二條)

二 管轄ノ移轉ハ本來ノ管轄裁判所ノ管轄ヲ變更シテ他ノ同等裁判所ノ管轄ニ移スニ在ル

ヲ以テ管轄移轉ノ必要ハ多クハ起訴後ニ生スルヲ普通トス、然レトモ管轄ノ移轉ニ付テハ必スシモ起訴後タルヲ要件トスルモノニ非ス、公安ノ爲ノ管轄移轉ノ場合ノ如キニ於テハ起訴ニ先立チテ管轄移轉ノ必要ヲ生スルコトアルヘシ、之ニ反シテ管轄ノ指定ハ現ニ審判スヘキ管轄裁判所ヲ指示シ得サル場合ニ生スルモノナルヲ以テ現ニ事件カ豫審又ハ公判ニ繫屬セサルヲ普通トス、然レトモ法律ハ管轄ノ指定ニ關シテ現ニ事件カ豫審又ハ公判ニ繫屬セサルコトヲ要件トセサルヲ以テ被告事件カ一ノ裁判所ニ起訴セラレタルトキト雖、其ノ管轄ニ關シ明確ヲ缺ク場合ニ於テハ仍ホ管轄ノ指定ヲ爲スノ妨ケト爲ラサルナリ、故ニ本法ハ管轄ノ指定又ハ移轉ニ付事件カ公判又ハ豫審ニ繫屬スル場合ト然ラサル場合トアルコトヲ豫想シ本條ニ於テ特ニ公判又ハ豫審ニ事件カ繫屬スル場合ニ關シ其ノ規定ヲ設ケタルナリ。

第二十條 檢事豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付第十六條第一項第二號ニ規定スル事由ノ爲管轄移轉ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ速ニ請求書ノ謄本ヲ被告人ニ交付スヘシ

被告人ハ謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ管轄裁判所ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

字解 謄本 トハ原本ノ全部ヲ寫シタルモノヲ謂フ。

意見書 トハ或事物ニ付自己ノ理解力ニ基キテ爲シタル判斷ヲ記載シタル書面ヲ謂フ。

釋義 一 檢事カ豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付裁判ノ公平維持ノ爲管轄移轉ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ被告人ニ採リテモ利害關係存スルヲ以テ其ニ對シテ意見ヲ陳述セシムル機會ヲ與フルヲ相當トス、本條ハ之ニ關スル規定ナリ。

二 檢事カ裁判ノ公平維持ノ爲管轄移轉ノ請求ヲ管轄裁判所ニ爲ス場合ニ於テハ之ト同時ニ速ニ請求書ノ全部ヲ記載シタル其ノ謄本ヲ被告人ニ交付シテ請求ノ内容ヲ知ラシムヘク被告人ハ其ノ謄本ヲ受ケタルトキハ之ヲ受ケタル日ヨリ三日内ニ之ニ關スル意見書ヲ管轄裁判所ニ差出スコトヲ得ルモノトス。

第二十一條 被告人管轄移轉ノ請求書ヲ差出スニハ事件ノ繫屬スル裁判所ヲ經由スヘシ

前項ノ裁判所請求書ヲ受取りタルトキハ速ニ之ヲ其ノ裁判所ノ檢事ニ送付スヘシ

檢事ハ請求書ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送付スヘシ

釋義

一 本條ハ被告人カ裁判ノ公平ヲ維持スル爲管轄移轉ノ請求書ヲ管轄裁判所ニ差出ス場合ニ關スル規定ナリ之ニ關スル手續規定左ノ如シ。

- (一) 被告人其ノ請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スニハ直接管轄裁判所ニ提出スヘキモノニ非スシテ現ニ事件ノ繫屬スル裁判所ニ其ノ請求書ヲ提出シ其ノ裁判所ヲ經由セサルヘカラス。
- (二) 事件ノ現ニ繫屬スル裁判所カ被告人ヨリ其ノ請求書ヲ受取りタルトキハ速ニ之ヲ其ノ裁判所檢事ニ送付スヘキモノトス是レ蓋該請求書ニ付次項ノ檢事ノ意見ヲ徵センカ爲ナリ。
- (三) 檢事前項ノ送付ヲ受ケタルトキハ被告人ノ管轄移轉ノ請求ニ對シ之ヲ許容スヘキモノナリヤ否ニ付意見書ヲ作成シ之ヲ添附シテ速ニ管轄裁判所ノ檢事ニ送付シ管轄裁判所ノ檢事ハ右意見書ヲ添附シタル儘其ノ請求書ヲ管轄裁判所ニ提出スヘキモノトス。

二 公平維持ノ爲ノ管轄移轉ノ請求ニ付檢事ヨリ請求シタル場合ニハ前條ニ於テ其ノ相手方タル被告人ニ意見ヲ陳述セシムル機會ヲ與ヘタルヲ以テ被告人ヨリ請求シタル場合ニ付テモ其ノ事件ノ原告官タル檢事ノ意見ヲ徵スルヲ相當ト認メ本條ノ規定ヲ設ケタルナリ但シ被告人ニ付テハ其ノ意見書ヲ差出スト否トハ隨意ナレトモ檢事ハ必ス其ノ意見書ヲ作成シテ之ヲ添附セサルヘカラス

第二十二條 豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求アリタルトキハ決定アル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

釋義

一 本條ハ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求アリタル場合ニ於ケル訴訟手續ノ停止ニ關スル規定ナリ豫審又ハ公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求アリタルトキ依然トシテ其ノ裁判所ヲシテ訴訟手續ヲ進行セシメ得ルモノトセハ時ニ或ハ其ノ裁判所ニ於テ事件ヲ終結セシムルコトアルヘク管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ認メタル立法ノ趣旨ヲ没却スルコトアルヘキヲ以テ本法ハ斯ル請求アリタルトキハ訴訟手續ノ進行ヲ停止セシムルヲ相當ト認メ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明記セリ。

二 事件繫屬裁判所ニ於ケル前項停止ノ期間ハ(一)右請求カ檢事ヨリ爲サレタルトキハ該裁判所ニ於テ其ノ請求アリタル旨ノ通知ヲ受ケタルトキニ始マリ(二)被告人ヨリ其ノ請求アリタルトキハ該裁判所カ事件經由ノ爲其ノ請求書ヲ被告人ヨリ受取りタルトキニ始マル而シ

テ其ノ終期ハ雙方ノ場合共ニ管轄裁判所カ該請求ニ對シ決定ヲ與ヘタルトキニ終ルモノトス、若シ檢事又ハ被告人ヨリ爲シタル請求カ管轄裁判所ニ於テ許容セラレタルトキハ事件ヲ其ノ指定又ハ移轉セラレタル裁判所ニ移送シ之ト同時ニ事件ハ曩ノ繫屬裁判所ヨリ離脱スヘシ。

三 以上ノ場合事件繫屬裁判所ハ爾後一切訴訟手續ヲ停止スヘキモノナレトモ急速ヲ要スル案件ニモ此ノ原則ヲ絕對ニ遵守セサルヘカラサルモノトセハ實際ノ取扱上非常ニ不便ヲ來スヲ免レス、故ニ本條ハ但書ノ規定ヲ設ケ急速ヲ要スル場合ニ限り檢事又ハ被告人ヨリ右ノ請求アリタルニ拘ラス事件繫屬裁判所ニ於テ訴訟手續ヲ進行シ得ルコトトセリ。

第二十三條 管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ヲ受ケタル裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

釋義 一 本條ハ管轄ノ指定又ハ移轉ニ關スル裁判ノ方式ヲ規定シタルモノナリ、檢事又ハ被告人ヨリ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求アリタルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル裁判所ニ於テ更ニ其ノ裁判所ノ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ニ關スル裁判ヲ爲スヘキモノトス。

二 管轄裁判所ニ於テ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ニ關スル裁判ヲ爲スニハ其ノ裁判所ノ檢事ノ意見ヲ聽クコトヲ要スルモノトス、而シテ裁判所ニ於テ其ノ請求ヲ理由アリトスルトキハニ基キ適宜ノ處置ヲ爲スヘキモノトス、而シテ裁判所ニ於テ其ノ請求ヲ却下スヘキモノトス、管轄ノ指定又ハ移轉ノ決定アリタルトキハ下級裁判所ハ其ノ決定ニ羈束セララルルヲ以テ事件ノ管轄ハ當

然其ノ指定又ハ移轉ヲ受ケタル裁判所ニ歸屬スヘク若シ事件カ他ノ裁判所ニ繫屬中ナルトキハ其ノ裁判所ヨリ事件ヲ指定又ハ移轉ヲ受ケタル裁判所ニ移送セサルヘカラス。

第二章 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避

字解 裁判所職員 トハ裁判所ニ於テ裁判權ノ實行ニ關係スル者ヲ總稱ス、現行法ニ依レハ、(一)判事、(二)裁判所書記、(三)執達吏、及(四)廷丁、是ナリ(裁審六七條以下、八五條以下、九四條以下、一〇一條以下)檢事ハ裁判所構成法上檢事局ノ職員ナルノミナラス公訴ニ付テハ原告ノ地位ニ在ルモノナレハ裁判所ノ職員ト稱フヲ得ス、裁判所職員ハ其ノ取扱

フ職務ノ方面ヨリ觀察シテ主タル職員ト從タル職員トニ區別スルコトアリ、前者ハ裁判所ヲ構成シテ行動スル職員ニシテ判事及裁判所書記之ニ屬シ後者ハ裁判所ノ構成以外ニ立テテ單ニ前者ヲ補助スルニ過キサル職員ニシテ執達吏及廷丁之ニ屬ス、裁判所職員中判事、裁判所書記及執達吏ハ官吏ニシテ之カ任命ニ付一定ノ資格ヲ要スレトモ廷丁ハ雇吏ニシテ一定ノ資格ヲ要セス、廷丁ハ官吏ニ非サル點ヨリシテ裁判所職員ナリト否ニ付學者間ニ議論アリ、然レトモ裁判所構成法中ニ一定ノ職務ヲ規定セラレアルヲ以テ(裁審一〇一條一〇二條)裁判所ノ職員ト爲スヲ妥當トス。

第一 判事 判事ハ法律ニ定メラレタル資格ヲ有スル者ヨリ任命セラレ其ノ任官ハ終身官ニシテ特定ノ場合ヲ除クノ外刑ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ轉官、轉所、停職又ハ減俸セララルコトナキモノトス(憲法五八條、裁審六七條以下)判事ハ裁判所職員中ノ主腦者ニシテ裁判事務ヲ司掌スル權能ヲ有シ他ノ補助機關

三 委ネサルモノニ付テハ總テ自ラ實施シ得ヘキモノトス、判事ノ重要ナル職務ハ事件ニ關スル審判ニシテ其ノ他訴訟ノ指揮、訴訟材料ヲ蒐集、法廷警察等モ判事ニ專屬スル職務ナリ。

第二 裁判所書記 裁判所書記ハ勅令ニ定メタル一定ノ資格アル者ヨリ司法大臣ニ於テ任官スル官吏ニシテ(親、係、八五條以下)裁判所構成ノ一機關ヲ爲スモノトス、裁判所書記ハ判事ニ從屬シ其ノ命令ニ從フヘキモノナレトモ作成スヘキ書類ノ内容ニ付テハ判事ノ意見ニ服從スヘキ義務ナシ、其ノ内容ニ關シ判事ト意見ヲ異ニスルトキハ判事ト自由ノ意見ヲ添付スルコトヲ得ルモノトス(親、係、九一條以下)裁判所書記ノ重要ナル職務ハ訴訟ニ關スル書類ノ作成ニシテ(五四條)其ノ他書類ノ送達ヲ爲スコト(八〇條)民衆訴訟(三六條)被告人、證人、鑑定人、通事及翻譯人ノ訊問ニ立會フコト(一三六條)二〇七條ニ於テ(二八條)三六條)捜査、捜査及檢證ニ立會フコト(一六八條)一七八條)及公判ノ取調ニ立會フコト(三二九條)等ヲ書記ノ權限ニ委ネタル主ナル職務ノ一トス。書記ハ其ノ職務ヲ執行シ、第三 職權 一 執達吏ハ司法大臣ニ定メタル一定ノ資格アル者ヨリ司法大臣ニ於テ任官スル官吏ニシテ其ノ職務ハ書類ノ送達及財産刑ノ執行並訴訟費用ノ取立及追徴金ノ取立等ニ關スル主ナルモノトス。(親、係、九四條以下)第四 延丁 延丁ハ大審院長、控訴院長、地方裁判所長カ雇定トシテ雇入ルルモノニシテ一定ノ資格ヲ要セス、(親、係、一〇一條)刑事訴訟ニ關シ延丁ノ爲スヘキ重ナル職務ハ訟廷ハ其ニ於テ訴訟關係人ノ呼入、其ノ他司法大臣ノ發シタル一統ノ規則中ニ定メタル事實的職務ナリトス、唯區裁判所ニ於テ執達吏ヲ用ウルコト能ハサルトキニ限り其ノ裁判所

所在地ノ書類ノ送達ニ延丁ヲ用ウルコトヲ得。

除斥 トハ裁判所職員ニ或特定ノ原因存スルトキ法律上當然其ノ職務ノ執行ヨリ排斥セラレトシテ、法律ハ或特定ノ原因存スルニ拘ラス裁判所職員ヲシテ或事件ニ關與セシムルコトヲ以テ司法ノ威信ヲ害スルモノト認メ裁判所職員ノ公平ナリヤ否ヲ審査スルコトヲナク唯其ノ事實ノ存スル一事ヲ以テ當然其ノ事件ノ關與ヲ排斥スヘキモノト爲シタル。三三六條以下ニ於テ詳述ス。

忌避 トハ機事、被告人、私訴當事者及辯護人ヨリ裁判所職員ノ或事件ニ關與スルコトヲ拒絶スルヲ謂フ。同條以下ニ詳述ス。

釋義 一 裁判所職員ノ資格ハ任補ノ命令ニ依リテ定マルモノニシテ一旦適法ニ任補セラレタル以上ハ之ニ因リテ其ノ法定ノ職務ヲ總テ有效ニ行使シ得ル權能ヲ有スルモノトス、學者此ノ資格ヲ稱シテ抽象的又ハ絕對的資格ト謂フ、而シテ此ノ絕對的資格ニ對シテ裁判所職員カ或特定ノ事件ニ付現實ニ其ノ職務ヲ行使シ得ル權能ヲ具體的又ハ相對的資格ト謂フ、裁判所職員ノ絕對的資格ハ死亡ノ外免職ノ命令アルニ非サレハ喪失スルコトナキモ裁判所職員ノ相對的資格ハ或特別ノ原因アルトキハ之ニ因リテ喪失スルモノトス、本章ハ裁判所職員ノ相對的資格ヲ喪失シシムル原因中除斥、忌避及回避ニ關スル規定ヲ爲シタルモノトス、蓋此等ノ原因ハ總テ裁判ノ威信ヲ保持スル上ニ最モ重要ナルヲ以テ本法ニ於テ特ニ之カ規定ヲ設ケタルナリ。二 本法ハ舊法ト同シタ裁判所職員中判事及裁判所書記ノ除斥、忌避及回避ニ付規定ヲ設ケ

執達吏ニ關スル資格ニ付テハ執達吏規則ニ讓レリ(執達吏規則八條)廷丁ハ雇吏ニシテ官吏ニ非サルノミナラス其ノ職務ハ訴訟關係人ヲ法廷ニ呼入レ其ノ他司法大臣ノ發シタル一般規則中ニ定メタル事實的職務ヲ取扱フノミニシテ區裁判所ニ於テ執達吏ヲ用キ能ハサル場合ニ送達事務ニ從事セシムル外裁判事務ニ關與スルモノニ非サレハ之ニ對シテハ除斥忌避及回避ノ規定ヲ設ケス。

三 本法ハ舊法ニ比シ一面除斥ノ原因ヲ擴張シテ舊法ノ不備ヲ補ヒ又他ノ一面ニ於テ特別ノ規定ヲ新設シテ忌避ノ濫用ヲ防止セリ。

第二十四條 判事ハ左ノ場合ニ於テ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘシ

- 一 判事被害者ナルトキ
- 二 判事私訴當事者ナルトキ
- 三 判事被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ配偶者、四親等内ノ血族、三親等内ノ姻族又ハ同居ノ戸主若ハ家族ナルトキ親族關係ノ止ミタル後亦同シ
- 四 判事被告人、被害者又ハ私訴當事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ
- 五 判事事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ
- 六 判事事件ニ付被告人ノ代理人、辯護人、輔佐人又ハ私訴當事者ノ代理人ト爲リタルトキ
- 七 判事事件ニ付檢事又ハ司法警察官ノ職務ヲ行ヒタルトキ

八 判事事件ニ付豫審終結決定若ハ前審ノ裁判又ハ其ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタルトキ但シ受託判事トシテ關與シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

字解 職務ノ執行 判事カ其ノ資格ニ於テ爲ス一切ノ職務ヲ謂フ、故ニ判事カ被害事件ヲ審理判決スル行爲ハ勿論公判ノ準備行爲トシテ爲ス被害者ノ訊問、檢證ノ如キ又ハ囑託ニ基ク證據調ノ如キ若ハ單ニ裁判ノ言渡ニ關與スル行爲ノ如キモ一切之ニ包含ス。被害者トハ犯罪ニ因リ直接ニ私權ヲ害セラレ又ハ害セラレントシタル者ヲ謂フ、故ニ其ノ犯罪ハ既遂ナルト未遂ナルトハ之ヲ同ハヤルナリ、然レトモ直接ノ被害者タルコトヲ要スルカ故ニ間接ニ被害ヲ受ケタル者ハ本條ノ被害者ニ非サルナリ、蓋本條被害ノ意義ヲ斯ク廣ク解スルトキハ其ノ被害ノ範圍ヲ定ムルニ困難ナルノミナラス、徒ニ除斥、忌避ノ範圍ヲ擴張シ訴訟ノ確實ヲ害スルコト大ナルヘケレハナリ、故ニ例ヘハ自己ノ物品ヲ劫取セラレタル者、騙取セラレタル者、毆打セラレタル者ノ如キハ直接ニ犯罪ニ因リ私權ヲ害セラレタル者ナルヲ以テ本條ノ被害者タルハ勿論他人ヨリ借用セル物品ヲ劫取セラレタル場合ハ貸主ハ所有者トシテ借主ハ占有者トシテ共ニ該物盜行爲ニ因リ直接私權ヲ侵害セラレタル者ナレハ貸主並借主ハ共ニ被害者ナリ、然レトモ會社カ盜難ニ罹リタル場合ノ如キハ社員モ間接ニハ被害ヲ蒙ラサルニ非サルモ直接ノ被害者ハ會社ニシテ社員ニ非サルヲ以テ判事カ其ノ會社ノ社員タルトキモ本條ノ被害者ニ該當セス、又偽證罪ノ如キモ之ニ因リテ被害ヲ蒙ルハ國家ノ裁判權ニシテ判事ニ非サルヲ以テ判事ハ此ノ場合ノ被害者ニ非ス。(明治三六年四月十日大審院判決)

公訴ヲ受ケサル者ヲモ私訴ノ相手方ト爲スロトテ許シタルモ本法ハ私訴ノ相手方ヲ被告ノミニ限定セリ。

配偶者 法律上有効ナル婚姻ヲ爲シタル場合當事者ノ一方ヲ相互ニ配偶者ト謂フ、妻ハ夫ニ對シテ配偶者ニシテ夫ハ妻ニ對シテ配偶者ナリ、民法ニ於テハ婚姻ハ戶籍吏ニ届出ツルニ因リテ其ノ效力ヲ生シ届出ヲ爲ササル婚姻ハ無効ナリトス(民法七七五條)故ニ假令婚姻ノ儀式ヲ舉ケ同居ヲ爲スモ未ダ婚姻ノ届出ヲ爲ササル間ハ内縁ノ夫婦トシテ止マリ法律上未ダ配偶關係ヲ生セス、然レトモ民法施行以前(明治三十一年七月十六日以前)ニ在リテハ届出ハ婚姻ノ要件ニ非サリシヲ以テ實際夫婦關係ヲ存シタル者ハ適法ナル夫婦ニシテ相互ニ配偶者ト稱スルヲ得(民法施行法六八條)。

四親等内ノ血族 共同始祖ヨリ出テテ血統ノ關係アル者ヲ血族ト稱ス、故ニ血族タルニハ必ス血統ノ關係アルコトヲ要スルモノナレトモ法律ハ血統ニ關係ナキ者ヲモ天然的血族關係ト看做スモノアリ之ヲ法定血族ト稱ス、養子ト養親トノ關係及繼父母ト繼子トノ關係並嫡母ト庶子トノ關係之ニ屬ス(民法七二七條七二八條)本條ニ於ケル血族ニハ此ノ天然血族及法定血族ノ雙方ヲ包含ス、而シテ該血族中四親等以内ノ者ノミ本條ノ血族トセリ、親等ニハ直系親及傍系親ノ區別アリ、直系親トハ祖先ヲ同サシテ直下ニスルモノヲ謂ヒ傍系親トハ其ノ直下ニセサルモノヲ謂フ、直系親中四親等内ノ血族ニ屬スル者ハ(一)父母(二)祖父母(三)曾祖父母(四)高祖父母(五)子(六)孫(七)曾孫(八)玄孫ニシテ傍系親中四親等内ノ血族ニ屬スル者ハ(一)兄弟姉妹(二)姪(三)姪孫(四)伯叔父母(五)從兄弟姉妹(六)伯叔祖父母ナリトス。

三親等内ノ姻族 姻族トハ配偶者ノ血族(天然血族及法定血族)ヲ謂フモノニシテ三親等以内ノ者ノミ本條ノ姻族トセリ、但シ配偶者ノ直系卑屬ニシテ自己ト天然又ハ法定ノ血族關係アル者ハ自己ノ血族者ニシテ姻族ニ非サルナリ、故ニ三親等内ノ姻族トハ配偶者ノ三親等内ノ直系、尊族、卑族、及傍系親ヲ指スモノニシテ前者ニ屬スルハ配偶者ノ(一)父母(二)祖父母(三)曾祖父母(四)子(五)孫(六)曾孫(四)乃至(六)ノ者ハ配偶者ノ(一)父母(二)祖父母(三)曾祖父母ナリ、(四)姪(五)姪孫(六)乃至(六)ノ者ハ配偶者ノ(一)兄弟姉妹同居トハ一團ニ集合シテ寢食ヲ共ニスルヲ謂フ、單ニ戶籍ヲ同ウスルモ寢食ヲ共ニセザルトキハ同居ニ非サルナリ。

戸主 トハ家長ニシテ一家ノ主宰者ヲ謂フ、一家ニハ必ス戸主ノ存在ヲ必要トス、法律上家族大キ家ハ存スルモ戸主ナキ家ハ存スルコトナシ、若シ戸主ヲ失ヒタル家ニ之ニ次テ戸主ト爲ルヘキ家督相續人ナキトキハ絶家ト爲ルヘシ(民法七六四條)。

家族 戸主ノ親族ニシテ其ノ家ニ在ル者及其ノ配偶者ヲ家族ト謂フ、但シ戸主ノ變更アリタル場合ニ於テハ舊戸主及其ノ家族ハ當然新戸主ノ家族ト爲ルモノトス(民法七三二條)。

親族關係ノ止ミタル後亦同シ 天然血族關係ハ死亡ニ因リテ外消滅スルコトナシト雖、例者ノ關係、法定血族關係及姻族關係ハ離縁、離婚又ハ配偶者ノ一方ノ死亡等ニ因リテ法律上消滅ニ歸スヘシ(民法七二九條七三〇條)然レトモ本條ノ場合ニ付テハ一旦生利タル親族關係ハ仍ホ存續シ居ル場合ト同様ニ取扱フコトトセリ。

法定代理人 トハ法律ノ規定ニ依リ當然代理權ヲ有スル者ヲ謂フ、例ヘハ未成年ノ子又ハ禁治産者ニ對スル親權者及後見人(民法八八四條九〇二條)又ハ法人ノ理事ノ如シ。(民法五三條)

後見監督人 トハ後見人ノ事務ヲ監督スル機關ヲ謂フ。(民法九一〇條以下)

保佐人 トハ準禁治産者ノ財産保護ノ爲ニ裁判所カ任命シタル者ヲ謂フ。(民法一一條)法律ニ明文ヲ以テ列記シタル事項並裁判所ノ指定シタル事項ニ付準禁治産者ノ相談役ト爲リ利害ヲ鑑査シテ同意スヘキヤ否ヲ決スヘキモノトス。

證人 トハ過去ニ於テ實驗シタル事實ヲ裁判所ニ於テ供述スル者ヲ謂フ。(一八四條以下)鑑定人 トハ特別ノ智能ヲ應用シテ裁判所ニ於テ命セラレタル事項ニ付鑑査ヲ爲ス者ヲ謂フ。(二一九條以下)

事件ニ付被告ノ代理人ト爲リタルトキ 現ニ繫屬シ居ル事件ニ付被告人ノ代理人トシテ訴訟行爲ニ關與シタル者ヲ謂フ、訴訟上ノ法定代理人(三六條三七條)特別代理人(三八條)又ハ其他ノ代理人(例ヘハ罰金以下ノ刑ニ該ル事件ニ付三三一條ノ規定ニ從ヒ被告人ヲ代理シタル場合ノ如キ)タルトハ之ヲ問ハサルナリ。

辯護人 トハ檢事ノ公訴ニ對シ被告人ノ權利ヲ擁護スル爲メ刑事訴訟ニ於テ辯護ニ從事スル者ヲ謂フ。(三九條以下)

輔佐人 トハ被告人ノ防禦權ヲ補助スル者ニシテ被告人ノ爲スコトヲ得ヘキ訴訟行爲ヲ獨立シテ爲シ得ル者ナリ。(四七條)

私訴當事者ノ代理人 私訴ニ付原告若ハ被告ヲ代理シテ訴訟ニ關與シタル者ヲ謂フ。

前審ノ裁判 上訴セラレタル事件ニ付下級裁判所ノ裁判ヲ謂フ。
其ノ基礎ト爲リタル取調 豫審終結決定若ハ前審裁判ノ基礎ト爲リタル取調例ヘハ被告人及證人鑑定人ノ訊問及檢證等ニ關與シタル場合ヲ謂フ、然レトモ單ニ公判期日ノ延期ノ決定又ハ前審ノ判決言渡ノミニ關與シタル場合ハ此ニ包含スルコトナシ。
釋義 一 本條ハ判事カ法律上當然其ノ職務ノ執行ヨリ除斥セラルル場合ヲ規定シタルモノニシテ第一號乃至第八號ニ列記シタル原因存スルトキハ判事カ公平ノ裁判ヲ下シ得サル處アルノミナラス假ニ斯ル處ナシトスルモ世人ヲシテ斯ル疑ヲ懷カシメ裁判ノ威信ヲ害スル處アルヲ以テ法律上當然其ノ職務ヨリ脫退セシムルコトト爲セリ。
二 除斥ノ場合トシテ第一號ニハ判事被害者ナルトキ、第二號ニハ判事私訴當事者ナルトキヲ以テセリ、本法ハ私訴ノ相手方ヲ被告人ノミニ限定シタルヲ以テ(五六七條)判事ハ私訴ノ相手方ト爲ル場合存スルコトナシ、故ニ判事カ私訴ノ當事者ト爲ル場合ハ自ラ私訴ヲ提起シタル場合ナリトス、而シテ私訴ノ提起ハ犯罪ニ因リ身體自由、名譽又ハ財産ヲ害セラレタル場合其ノ損害ヲ回復スル爲メ公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スヘキモノナルカ故ニ常ニ犯罪ノ被害者ナリトス、從テ殆ント多クノ場合ハ第二號ニ所謂私訴當事者トアルハ第一號ノ被害者ト謂フニ合致スヘシ、然レトモ此ノ兩者ハ其ノ觀察ノ標準ヲ異ニスルヲ以テ其ノ適用ノ範圍ニハ自ラ廣狹アリ、第一號ノ場合ハ單ニ判事被害者ナリヤ否ヲ唯一ノ標準トシテ決スヘキモノナルカ故ニ客觀的ニ判事カ被害者ナルトキハ之ニ基キ私訴ヲ提起シタリト否トハ之ヲ問フノ要ナキモ第二號ノ場合ハ

之ニ反シテ單ニ判事カ私訴ヲ提起シアルコトノミヲ唯一ノ標準トシテ決スヘキモノナリ故ニ客觀的ニハ被害者ニ非サル場合ニ於テモ被害アリトシテ私訴ヲ提起シアル以上ハ此ノ一事ニ依リテ第二號ノ私訴當事者ト謂フニ該當スヘシ此等ノ場合ハ判事被告事件ニ關シ惡感情ヲ懷クコト多キヲ以テ公平ノ裁判ヲ求ムルニ難ク縱令此ノ如キ憂ナシトスルモ世人ハ其ノ裁判ニ疑ヲ容ルコトナキヲ保セス是レ法律カ此等ノ場合ヲ以テ除斥ノ原因ト爲シタル所以ナリ。

三 第三號ニハ判事被告人被害者又ハ私訴當事者ノ配偶者四親等内ノ血族三親等内ノ姻族又ハ同居ノ戸主若ハ家族ナルトキトアルヲ以テ大別シテ左ノ四場合ヲ包含ス。

- (一) 判事カ被告人ト以上ノ關係アルトキ
 - (二) 判事カ被害者ト以上ノ關係アルトキ
 - (三) 判事カ民事原告人ト以上ノ關係アルトキ
 - (四) 判事カ民事被告人ト以上ノ關係アルトキ
- 凡ソ親族及同居者ニ對シテ情ノ厚キハ人情ノ自然ナルヲ以テ(一)(四)ノ場合ハ被告人ヲ曲庇スル虞アリ(二)(三)ノ場合ハ被告人ヲ陷害スル虞アリ又斯ル事實ナシトスルモ斯ル嫌疑ヲ受クルニ十分ナルニ付本號ヲモ除斥ノ原因ト爲シタルナリ舊法ニ於テハ親族ノ範圍民法ノ親族全部ニ及ヒ廣キニ夫シタルヲ以テ其ノ範圍ヲ四親等内ノ血族及三親等内ノ姻族ノミニ限定シ又舊法ニ於テハ親族關係ノミヲ除斥ノ原因ト爲シ戸主家族ニ及ボササルハ狭小ニ失スルヲ以テ其ノ點

ヲ擴張セリ戸主若ハ家族ニ付テハ同居ヲ要件トスルヲ以テ假令戸籍ヲ同ウスルモ現ニ寢食ヲ共ニ爲シ居ラサル者ハ之ニ包含セス但シ寢食ヲ共ニセサルモ四親等内ノ血族又ハ三親等内ノ姻族ニ該當スルトキハ此ノ點ニ於テ除斥ノ原因ト爲ルハ論ヲ俟タス又法律ハ親族關係一旦發生シタル以上ハ其ノ關係止ミタル後モ亦同様ニ取扱フコトトセリ。

四 第四號ニハ判事被告人被害者又ハ私訴當事者ノ法定代理人後見監督人又ハ保佐人ナルトキトアリ本號モ第三號ト同シク左ノ場合ヲ包含ス。

- (一) 判事被告人ノ法定代理人後見監督人又ハ保佐人ナルトキ
 - (二) 判事被害者ト同上ノ關係アルトキ
 - (三) 判事民事原告人ト同上ノ關係アルトキ
 - (四) 判事民事被告人ト同上ノ關係アルトキ
- 即チ是ナリ舊法ニ於テハ法律上ノ代理人ノミヲ除斥ノ原因ト爲シタルトモ狭キニ失スルヲ以テ稍同様ノ關係ニ在ル後見監督人及保佐人ニモ其ノ範圍ヲ擴張セリ此等ノ場合ヲ除斥ノ原因ト爲シタル理由ハ第三號ノ場合ト同様ナリ。
- 五 第一號乃至第四號ハ何レモ(被害者ナルトキ)當事者ナルトキ(云々)トアリテ判事カ事件ニ關與當時以上ノ關係現存スルコトヲ要ス從テ過去ニ於テ以上ノ關係存スルモ關與當時其ノ關係消滅スルニ於テハ除斥ノ原因ト爲ラサルナリ例ヘハ第一審ニ於テ判事カ私訴ヲ提起シタル

モ私訴事件第一審ニ於テ終了シ第二審ニ繫屬セサルトキハ其ノ判事カ第二審ノ公訴ニ關與スルモ除斥ノ原因ト爲ラス、戶主、家族ノ關係、法定代理人、後見監督人及保佐人ノ關係ニ於テモ同様ナリ。

六 第五號ニハ判事事件ニ付證人、鑑定人ト爲リタルトキ、第六號ニハ判事事件ニ付被告人ノ代理人辯護人、補佐人又ハ私訴當事者ノ代理人ト爲リタルトキ、第七號ニハ判事事件ニ付檢事又ハ司法警察官ノ職務ヲ行ヒタルトキトアリ、此等ノ身分ハ何レモ判事カ過去ニ於テ有シタル事實ニシテ判事事件ノ審理中同一身分ヲ兼有シ得サルヤ論ヲ俟タス、第六號第七號ハ舊法ニ存在セザリシヲ本法ニ於テ新設シタルモノナリ、以上第五號乃至第七號ハ之ヲ設ケタル立法ノ理由略ホ同一ニシテ事件ニ關シ過去ニ爲シタル意見及判斷カ先入主ト爲リテ公平ノ裁判ヲ期待シ得サル虞アルト又假令斯ル事實ナシトスルモ其ノ嫌疑ヲ受クル虞アルヲ以テ除斥ノ原因ト爲シタルナリ。

七 第八號ニハ判事事件ニ付豫審終結決定若ハ前審ノ裁判又ハ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタルトキトアリ本號ノ場合モ前ニ爲シタル判斷カ先入主ト爲リテ公平ノ裁判ヲ期待シ得サル虞アルヲ以テ除斥ノ原因ト爲シタルナリ、舊法ニ於テハ豫審終結又ハ裁判ノ前審ニ關與トアリテ豫審ノ終結ニ關與セザレハ豫審ノ手續ニ關與スルモ除斥ノ原因ト爲サス、又前審ノ公判手續ニ關與スルモ判決ニ關與セザレハ除斥ノ原因ト爲サザリシモ狭キニ失スル憾アルヲ以テ本

法ニ於テハ豫審終結及前審ノ裁判ニ關與シタル外豫審終結決定又ハ前審判決ノ基礎ト爲リタル取調ニ關與シタル場合モ除斥ノ原因ト爲シタルナリ、但シ受託判事トシテ取調ニ關與シタル場合ハ單ニ補助トシテ爲シタルモノニシテ直接審理ヲ爲シタルモノニ非サルヲ以テ除斥ノ原因ヨリ除外セリ、又本號ニ所謂前審トハ直接ノ前審級ノミナラス、裁判ヲ與フヘキ事件カ經過シタル總テノ前審級ヲ意味スルモノナルカ故ニ上告審ノ判事カ嘗テ第一審ニ關與シタルトキノ如キハ仍ホ本號除斥ノ原因ト爲ルヘシ。

八 除斥ノ原因アルトキハ判事自ラ回避スヘク(三三條)自ラ回避セザルトキハ訴訟關係人ヨリ忌避セラルヘシ(二五條)又裁判所ニ於テ其ノ事由ヲ認メタルトキハ職權ヲ以テ除斥ノ決定ヲ爲スコトヲ得ヘシ(三二條)。

九 除斥ノ原因アル判事ノ爲シタル訴訟行爲ハ無資格者ノ爲シタル行爲ト等シク無効ナリトス、故ニ斯ル判事ノ爲シタル裁判ハ勿論個々ノ手續例ヘハ檢證、搜索、差押、證人訊問等ノ手續モ亦無効ナリ、從テ斯ル判事ノ爲シタル裁判ハ上訴ニ依リテ攻撃セラレ廢棄セラルヘク、斯ル判事ノ爲シタル處分ニ依リテ得タル證據ハ證據トシテ效力ヲ有セザルナリ、故ニ斯ル證據ヲ採用シタル判決ハ上訴ノ結果廢棄セラルヘシ、然レトモ其ノ無効ハ實質上無効タルニ止マリ形式上ニ於テハ或效力ヲ有スルモノトス、故ニ斯ル判事ノ爲シタル裁判モ上訴ニ依リテ攻撃セラレサル間ハ仍ホ裁判トシテ一定ノ效力ヲ有スルモノトス、從テ上訴ヲ爲サスシテ確定スルカ上訴ヲ爲

得ル裁判ノ如キハ形式上有資格者ノ爲シタル裁判ト同一ニ取扱ハルヘキナリ例ヘハ除斥原因アル豫審判事ノ爲シタル豫審終結決定書ト雖抗告ニ依リテ攻撃セラレズシテ確定スルトキハ斯ル原因ナキ豫審判事ノ爲シタル決定ト同一ノ效力ヲ有スヘク又上訴ニ依リテ攻撃セラルル場合第一、二審ノ裁判ニ限ルヲ以テ上告審ニ於テハ除斥ノ原因アル判事關與スルモ其本裁判ハ有效ニ確定スヘシ

第二十五條 判事職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキトキ又ハ偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アルトキハ檢事、被告人又ハ私訴當事者之ヲ忌避スルコトヲ得

辯護人ハ被告人ノ爲忌避ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ被告人ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得

字解 偏頗ノ裁判 トハ輕重一方ニ偏シテ公平ナクザル裁判ヲ謂フ

釋義 一 本條ハ忌避ノ原因及忌避ノ申立者ヲ規定シタルモノナリ忌避ノ原因ハ次ノ二場合ニ限ルモノトス

- (一) 判事法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルトキ、是レ前條第一號乃至第八號ノ除斥ノ原因ヲ指スモノトス、除斥ノ原因アルトキ判事自ラ回避スルヲ通例トスレトモ判事ノ不注意ニ依リ又ハ法律ノ解釋上除斥ノ原因ニ該當セスト思料シ事件ノ審理ニ關與スルコト無キヲ確保セズ、是レ本條ニ於テ除斥ノ場合ヲ忌避ノ原因ト爲シタル所以ナリ

(二) 偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アルトキ、如何ナル場合判事カ偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アルトキニ該當スヘキヤハ法ノ明言セサル所ナリ、故ニ裁判所ニ於テ各事件ノ性質、模様、判事ノ性行並事件ニ對スル判事ノ行動等ニ徴シ自由ニ判斷スヘキモノトス、公判ニ於テ被告人ヨリ申請シタル證據調査全部却下シタル場合ニ於テ往々此ノ場合ニ該當スルモノトシテ忌避ノ申立ヲ爲スコトアルモ證據調査採否ハ一ニ裁判所ノ自由ナル判斷ニ委スヘキモノトス、裁判所ハ事實發見ニ爲必要ト認ムル證據調査其ノ取調ヲ爲スヘキ職責アルモ不必要ト認ムル證據調査ハ被告人

又申立ニ係ル場合ト雖之ヲ取調ヲ爲スヘキ要ヲ見ス、故ニ特別ノ事情ヲ見ルヘキ場合ニ非ザルハ此ノ一事ノミニ依リテハ偏頗ノ裁判ヲ爲スヘキ虞アル場合ト謂フヲ得サルナリ、
第二 忌避ノ申請權ヲ有スル者ハ (一) 檢事 (二) 被告人 (三) 私訴當事者及 (四) 辯護人トス、舊法ニ於テハ忌避申立者ヲ檢事其ノ他訴訟關係人全部ニ及ホシタレトモ其ノ範圍廣キニ失スルモノト認メ前四者ニ制限セリ、故ニ輔佐人及私訴参加人ノ如キハ訴訟關係人ナレトモ忌避申立權ヲ有セス辯護人ハ被告人ニ獨立シテ被告人ノ爲忌避ノ申立權ヲ有スルモ被告人ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス、故ニ被告人ニ於テ忌避ノ申立ヲ爲ササル意思ヲ明示シタルトキハ其時ヨリ辯護人ノ爲シタル忌避申立ハ其ノ效力ヲ失フニ至ルヘシ、
第二十六條 事件ニ付請求又ハ陳述ヲ爲シタル後ハ偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アリトシテ判事ヲ忌避スルコトヲ得ズ但シ忌避ノ原由アリシコトヲ知ラサリシトキ又ハ忌避ノ原由其ノ後ニ發生シタル

トキハ此ノ限ニ在ラス

釋義 一 本條ハ忌避權ノ濫用ニ對スル制限ノ規定ナリ、偏頗ノ虞アリトシテ判事ヲ忌避スル場合ハ原則トシテ其ノ判事ノ面前ニ於テ何等ノ請求又ハ陳述ヲ爲ササル以前ニ於テ爲スコトヲ要ス、故ニ判事ノ面前ニ於テ被告事件ノ供述ニ先立テ管轄違ノ申立ヲ爲シタル場合、被告事件ニ付檢事及被告人カ陳述ヲ爲シタル場合又ハ附帶私訴ニ於テ私訴當事者カ申立ヲ爲シ又ハ相手方ノ申立ニ對シ陳述ヲ爲シタル場合ノ如キハ何レモ偏頗ノ虞アリトシテ判事ヲ忌避スルヲ得サルナリ、蓋判事ノ面前ニ於テ請求又ハ陳述ヲ爲シタル以上ハ一旦其ノ判事ニ對シテ偏頗ノ疑テキコトノ意ヲ表シタルモノナレハ其ノ後ニ於テ之ヲ許容スル必要ナケレハナリ、然レトモ請求又ハ陳述ヲ爲シタル後ニ於テ始メテ偏頗ノ疑アル事由ヲ知リタルトキ又ハ其ノ事由カ請求又ハ陳述ヲ爲シタル後ニ發生シタルトキハ判事ノ面前ニ於テ請求又ハ陳述ヲ爲シタル一事ニ依リテ之ヲ拒止スヘキ理由ナキヲ以テ其ノ後ニ於テモ之ヲ許容スルコトトセリ、是レ本條但書ヲ設ケタル所以ナリ、故ニ此ノ場合ニ於テハ被告事件ノ審問終リタル後ニ於テモ仍ホ偏頗ニ因ル忌避ノ申立ヲ爲スコトヲ得ヘシ。

二 本條ハ偏頗ノ虞アリトシテ判事ヲ忌避スル場合ニ於ケル制限ニシテ除外ノ原因ニ基ク忌避申立ニ付テハ何等ノ制限アルコトナシ、蓋除外ノ原因アルトキハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルニ拘ラス當然判事カ其ノ職務ノ執行ヨリ排斥セラルルヲ以テ之ニ基ク忌避ノ申立ニ付テハ

其ノ制限ノ必要存セサレハナリ、故ニ此ノ場合ニ於テハ忌避申立權利者ハ訴訟ノ如何ナル程度ニ於テモ忌避ノ申立ヲ爲スコトヲ得ヘシ。

三 被告人カ判事ノ面前ニ於テ請求又ハ陳述ヲ爲シタル以上ハ本條ニ依リ被告人ハ偏頗ニ因ル忌避ノ申立權ヲ喪失スルコト明カナルモ辯護人ニ於テ未タ何等ノ請求又ハ陳述ヲ爲ササル以上ハ辯護人ノ有スル偏頗ニ因ル忌避申立權ニハ何等影響ヲ來タササルヲ以テ被告人ノ請求又ハ陳述後ニ於テモ辯護人ハ此ノ申立ヲ爲スコトヲ得ヘシ、何ントナレハ辯護人ノ忌避申立ハ被告人ノ爲ニ爲スモノナレトモ辯護人ノ有スル獨立ノ權利ニシテ被告人ニ代リテ爲スモノニ非サレハナリ、但シ被告人ノ明示シタル意思ニ反スルヲ得サルヲ論ヲ待タス。

第二十七條 合議裁判所ノ判事ニ對スル忌避ノ申立ハ其ノ判事所屬ノ裁判所ニ之ヲ爲シ豫審判事受命判事又ハ區裁判所判事ニ對スル忌避ノ申立ハ忌避スヘキ判事ニ之ヲ爲スヘシ

忌避ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ示スヘシ

忌避ノ理由及前條但書ノ事實ハ申立ヲ爲シタル日ヨリ三日内ニ書面ヲ以テ之ヲ疏明スヘシ

忌避セラレタル判事ハ第二十八條第四項但書及第二十九條ノ場合ヲ除クノ外忌避ノ申立ニ對シテ意見書ヲ差出スヘシ

ヲ裁判所構成法ニ依リテ單獨裁判所トハ區裁判所ノミニシテ地方裁判所以上ノ裁判所
本條合議裁判所ナリトス。トハ、
證明トハ裁判所ニ對シテ或事實ヲ一應眞實ナリト信セシムル程度ニ於テ明確ニ爲ラ
シムル行爲ヲ謂フ、證明モ廣義ニ於ケル證明ノ一種ナレトモ狹義ニ於ケル證明ニ對シテ
使用セラルル語ナリ、證明モ裁判所ナシテ或事實ヲ眞實ナリト確信セシムル爲ノ行爲ナ
レバ證明ヨリ一層強カクモナリ、證明ニ於テハ一應或事實ヲ信セシムル程度ニ止
マルモ證明ニ於テハ確定的ニ信セシムル程度ヲモナラサルヘカラス。

釋義 一 本條ハ忌避ノ申立ヲ爲スヘキ裁判所及其ノ方式ヲ規定シタルモノナリ。

- (一) 忌避ノ申立ヲ爲スヘキ裁判所(イ)合議裁判所ノ判事ニ對スル忌避ノ申立ハ其ノ判事所屬
ノ裁判所ニ爲スヘシ、例ヘハ地方裁判所ノ刑事部ノ判事ニ對スル忌避ノ申立ニ付テハ其ノ判
事ノ屬スル地方裁判所刑事部ハ其ノ申立裁判所ナリ(ロ)豫審判事受命判事又ハ區裁判所判
事ニ對スル忌避ノ申立ハ其ノ判事ニ對シテ爲スヘシ。
- (二) 忌避申立ノ方式 忌避ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ爲シ得ルモノニシテ忌避スヘキ判事
因ノ氏名ヲ指定シ其ノ忌避ノ理由ヲ明示スヘキモノトス、忌避セラルヘキ者ハ常ニ判事ニシテ
裁判所ニ非サルヲ以テ裁判所ノ部ヲ構成スル全員ヲ忌避スル場合ニ於テモ忌避セラルヘキ
者ハ其ノ判事全部ニシテ部其ノ者ニ非サルナリ、從テ斯ル場合ニハ判事全員ヲ表示セサルヘ
カラス而シテ(一)忌避ノ理由及(二)其ノ理由ヲ請求又ハ陳述後ニ覺知シタル事實並(三)其ノ原因

カ請求又ハ陳述後ニ發生シタル事實ハ申立ヲ爲シタル日ヨリ三日内ニ疏明セサルヘカラス

二 判事忌避ノ理由アリトスル場合及單ニ訴訟ヲ遅延スル目的ノミヲ以テ爲サレタル忌避
ト思料スル場合ヲ除キ其ノ他ノ忌避アルトキハ判事ハ之ニ對シテ意見書ヲ差出スヘキモノト
ス(第二十八條)

第二十八條 合議裁判所ノ判事忌避セラレタルトキハ其ノ判事所屬ノ裁判所決定ヲ爲スヘシ

忌避セラレタル判事ハ前項ノ決定ニ關與スルコトヲ得ス

第一項ノ裁判所忌避セラレタル判事ノ退去ニ因リ決定ヲ爲スコト能ハザルトキハ直近上級裁判
所決定ヲ爲スヘシ

豫審判事忌避セラレタルトキハ其ノ判事所屬ノ裁判所、區裁判所判事忌避セラレタルトキハ管
轄地方裁判所決定ヲ爲スヘシ但シ忌避セラレタル判事忌避ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ其ノ
決定アリタルモノト看做ス

字解 直近上級裁判所(七條字解参照)

釋義 一 本條ハ忌避ノ裁判ヲ爲スヘキ裁判所及裁判ノ方式ヲ規定シタルモノナリ。

- (一) 忌避ノ裁判ヲ爲スヘキ裁判所 (イ)合議裁判所ノ判事忌避セラレタルトキハ其ノ判事所屬
ノ裁判所ナリトス、但シ其ノ忌避セラレタル判事ハ其ノ裁判ニ關與スルヲ得ス、若シ判事所屬

ノ裁判所ニ於テ忌避セラレタル判事ノ退去ニ因リ定員不足ヲ生シ其ノ裁判ヲ爲シ得サルト
キハ直近上級裁判所ニ於テ其ノ裁判ヲ爲スヘキモノトス (ロ)豫審判事忌避セラレタルトキ
ハ其ノ判事所屬ノ裁判所ナリトス、通常ハ豫審判事ノ所屬スル裁判所ハ地方裁判所ナレトモ
大審院ノ特別權限ニ付大審院判事ニ豫審ヲ命シタル場合ニハ其ノ判事ノ所屬裁判所ハ大審
院ニシテ忌避申立ニ付裁判ヲ爲スヘキ裁判所モ大審院ナリトス (ハ)區裁判所判事忌避セラ
レタルトキハ其ノ區裁判所ヲ管轄スヘキ地方裁判所ナリトス。

二 忌避裁判ノ方式、忌避ノ申立ニ對スル裁判ハ決定ノ方式ヲ以テ爲スヘキモノニシテ口
頭辯論ヲ經ルコトヲ要セス、但シ裁判所カ口頭辯論ヲ要スヘキモノト認メタルトキハ固ヨリ之
ヲ命スルコトヲ得ヘシ、忌避ノ申立アルトキハ裁判ヲ爲スヲ原則トスレトモ豫審判事又ハ區裁
判所判事ニ對スル忌避ニ付テハ便法ヲ設ケ其ノ判事ニ於テ忌避ヲ相當ト認メタルトキハ管轄
裁判所ニ於テ決定ヲ爲サス判事自ラ脱退シ得ヘキコトト爲シタリ、故ニ其ノ他ノ合議裁判所ノ
判事ニ對シテハ其ノ判事ノ意見ニ拘ラス裁判ヲ爲ササルヘカラス。

第二十九條 訴訟ヲ遅延セシムル目的ノミヲ以テ爲シタルコト明白ナル忌避ノ申立ハ決定ヲ以テ
之ヲ却下スヘシ此ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ適用セス第二十六條又ハ第二十七條第二
項第三項ノ規定ニ違反シテ爲シタル忌避ノ申立ヲ却下スル場合亦同シ
前項ノ場合ニ於テハ忌避セラレタル豫審判事、受命判事又ハ區裁判所判事ハ忌避ノ申立ヲ却下

スル裁判ヲ爲スコトヲ得

釋義 一 本條ハ忌避濫用ノ弊ヲ防止セシムル目的ヲ以テ新ニ設ケタル規定ニシテ本條ニ該

當スル場合ニ於テハ忌避ノ理由ヲ調査セシメ直チニ忌避ノ申立ヲ却下シ得ルコトトセリ、
二 忌避ノ原因ヲ審査セシメ直チニ其ノ申立ヲ却下シ得ル場合次ノ如シ、

- (一) 忌避ノ申立カ單ニ訴訟ヲ遅延セシムル目的ノミヲ以テ爲サレタルコト明白ナルトキ、舊
法ニ於テハ忌避ノ申立アルトキハ其ノ理由如何ニ拘ラス、其ノ辯論ヲ中止シタルヲ以テ往々
延期ノ申立却下セラレタル場合延期ノ目的ノミヲ以テ忌避ノ申立ヲ爲シ徒ラニ訴訟ノ遅延
ヲ來シタル弊アリタリ、依テ本法ニ於テハ其ノ弊ヲ矯メントシテ本條ノ規定ヲ新設シ其ノ忌
避ノ申立カ單ニ訴訟遅延ノミニ出タルコト明白ナル場合ニ於テハ之カ申立ヲ受ケタル裁判
所ニ於テ其ノ理由ヲ審査スルコトヲ直チニ決定ヲ以テ其ノ申立ヲ却下シ得ルコトト爲セ
リ、且此ノ場合ニ於テハ忌避ヲ受ケタル判事ノ關與ヲモ許セリ、又忌避セラレタル判事カ豫審
判事、受命判事又ハ區裁判所判事ナルトキハ其ノ忌避ヲ受ケタル判事ニ於テ自ラ却下ノ裁判
(此ノ場合ニハ裁判所ノ裁判ニ非サルヲ以テ決定ニ非スシテ命令ナリ)ヲ爲スコトヲ許セリ。
- (二) 偏頗ニ因ル忌避ノ申立カ事件ニ付請求又ハ陳述ヲ爲シタル後ニ係ルトキ、此ノ場合ニ於
テモ、理由ノ如何ニ拘ラス忌避ヲ爲シ得サルコト顯著ナルニ付其ノ理由ヲ審査スルコトヲ
(一)ノ場合ト同様ニ取扱フコトトセリ。

- (三) 忌避ノ申立ニ其ノ原因ヲ示ササルトキ。
- (四) 忌避ノ原由ヲ示シタルモ其ノ原由ヲ申立ノ日ヨリ三日内ニ書面ヲ以テ説明セサルトキ。
- (五) 事件ノ辯論後ニ爲シタル偏頗ニ因ル忌避ノ申立ニ付忌避ノ原由ヲ後ニ知りタルコト並其ノ原由後ニ發生シタルコトニ付其ノ事由ヲ申立ノ日ヨリ三日内ニ書面ヲ以テ説明セサルトキ。

以上ノ三場合ニ於テモ該忌避ノ申立カ形式上違法ニシテ内容ニ立入りテ審査ヲ爲スヘキ要ナキヲ以テ右(一)號ノ場合ト同様ニ取扱フコトト爲シタルナリ。

第三十條 忌避ノ申立アリタルトキハ前條ノ場合ヲ除クノ外訴訟手續ヲ停止スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 釋義** 一 本條ハ忌避ノ申立ノ效力ヲ規定シタルモノナリ、忌避ノ申立アリタルトキハ事件カ公判ニ繫屬スル場合ト豫審ニ繫屬スル場合トヲ間ハス訴訟手續ヲ停止スヘキヲ原則トス、受命判事又ハ受託判事ニ對シ忌避ノ申立アリタルトキモ同様ナリ、然レトモ事案ニ依リテハ訴訟手續ヲ全然中止スルトキハ之カ爲ニ證據ヲ湮滅セシムル虞アル場合ナキヲ保セス、故ニ右ノ原則ニハ急速ヲ要スル場合ニ付例外ヲ設ケ斯ル場合ニ於テハ訴訟手續ヲ繼續セシムルコトトセリ。
- 二 以上ハ普通ノ場合ニ於ケル忌避ノ申立アリタルトキノ取扱規定ナルカ前條ノ場合ニ於ケルカ如ク(一)訴訟ヲ遅延セシムル目的ノミヲ以テ爲シタルコト明白ナル忌避ノ申立並(二)

法規ニ違背シタル忌避ノ申立ニ付テハ其ノ事由ヲ審査スルコトナク直チニ決定ヲ以テ却下スヘキモノナルヲ以テ斯ル場合ニ於テモ仍ホ訴訟手續ヲ停止スルハ徒ラニ訴訟ヲ遅延セシムル外何等ノ效ナキニ依リ以上ノ場合ニ於テハ忌避ノ申立アリタルニ拘ラス其ノ訴訟手續ヲ依然トシテ續行セシメ得ルコトトセリ。

三 忌避ノ申立アリタルトキ、普通ノ場合ニ於テハ原則トシテ訴訟手續ヲ停止スヘキコト前説明ノ如シ、然レトモ其ノ停止ハ忌避ノ申立ヲ爲シタル被告人ノミニ限ルヘキモノナルヲ以テ共犯ノ場合ニ於テハ忌避ノ申立ヲ爲ササル被告人ニ對シテハ必スシモ其ノ訴訟手續ヲ停止スルニ及ハサルナリ、故ニ斯ル場合ニ於テハ忌避ノ申立ヲ爲ササル被告人ニ對シ辯論ヲ分離シテ進行スルコトヲ得ヘシ。

第三十一條 忌避ノ申立ヲ却下スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

字解 即時抗告 トハ決定ニ對スル上訴方法ノ一種ニシテ法律カ明文ヲ以テ特ニ許セル場合ニ三日ノ不變期間内ニ於テ申立ツル抗告ヲ謂フ。(四五九)

釋義 一 本條ハ忌避決定ニ對スル上訴方法ヲ規定シタルモノナリ、忌避ノ申立カ(一)訴訟遅延ノ目的ノミニ出ツルカ若ハ(二)方式ニ違背シタルモノナルトキハ第二九條ノ規定ニ依リ管轄裁判所ハ直チニ却下ノ決定ヲ爲シ得ル外忌避申立カ通常ノ場合トシテ管轄裁判所ニ繫屬シタル場合ニ於テモ仍ホ以上ノ點ヲ第一著ニ調査シ以上ノ事由存スルトキハ内容ニ立入りテ忌

避申立ノ事由ヲ審査スルコトヲ直チニ決定ヲ以テ却下スヘキモナリ、忌避申立カ以上(一)ノ場合ニ該當セサルトキハ更ニ進シテ忌避ノ原因ニ付申立人ノ提出シタル説明方法及忌避ヲ申立テラレタル判事ノ意見書ヲ參酌シ忌避申立ヲ理由アリトスルトキハ其ノ旨ヲ決定ヲ爲スヘク理由ナシトスルトキハ却下ノ決定ヲ爲スヘキモノトス。

二 以上何レノ場合ニ於テモ忌避申立人ノ申立カ却下セラレタルトキハ申立人ハ之ニ對シテ更ニ即時抗告ヲ爲シ得ヘキコトヲ許容セリ、蓋忌避ノ申立カ却下セラレタルトキハ訴訟當事者ニ採リテ利害ノ關係甚大ナルノミナラス公ノ利害ニ關スルヲ以テナリ、但シ豫審判事受命判事又ハ區裁判所判事カ自ラ忌避ノ申立ヲ却下シタル裁判ハ命令ニシテ決定ニ非サルヲ以テ此ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スヲ得ス、法律ハ豫審判事又ハ受命判事ノ場合ニ付テハ判事所屬裁判所ニ區裁判所判事ニ付テハ其ノ裁判所ヲ管轄スル地方裁判所ニ對シテ其ノ裁判ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ許セリ(四七〇條)。

三 忌避申立却下ノ決定ニ對シ即時抗告ヲ爲シ得ルコト前説明ノ如シ、然レトモ忌避ノ申立カ許容セラレタル場合ニ付テハ何人モ之ニ對シテ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス、蓋此ノ場合ニ於テハ忌避申立人ハ申立通りノ決定ヲ得タルヲ以テ之ニ對シテ不服ノ途ナク且判事ハ忌避申立人ニ非サルヲ以テ特ニ此ノ場合ノミニ付抗告ヲ許ス必要存セサレハナリ。

四 除斥ノ原因アル判事ノ爲シタル行爲ハ當然無効ナリト雖偏頗ニ因ル忌避ノ原因アル判

事ノ訴訟行爲ハ當然無効ニ非ス忌避ノ申立ヲ理由アリトスル裁判アリタル後ニ爲シタル場合ニ限リ無効ナリトス、故ニ偏頗ニ因ル忌避ノ原因アル判事ノ爲シタル行爲ト雖該申立ノ裁判以前ニ爲シタル行爲ハ全然有效ナリトス(四一〇條三號)。

第三十二條 忌避ノ申立ニ付決定ヲ爲スヘキ裁判所ハ第二十四條各號ノ一ニ該當スル者アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ除斥ノ決定ヲ爲スヘシ

第二十七條第四項及第二十八條第二項第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

釋義 一 本條ハ職權ヲ以テ除斥ノ決定ヲ爲スヘキ場合ヲ規定セリ、除斥ノ原因アル判事ノ爲シタル訴訟行爲ハ法律上當然無効ナルヲ以テ斯ル判事ハ當事者ノ忌避ノ申立ヲ待ツ迄モナク速ニ事件ノ關與ヨリ脱退セシムルヲ相當トス、是レ本條ニ於テ裁判所カ自ラ判事ニ忌避ノ原因アルコトヲ認メタルトキ職權ヲ以テ除斥ノ決定ヲ爲スコトヲ認メタル所以ナリ、
二 職權ヲ以テ除斥ノ決定ヲ爲シ得ヘキ裁判所ハ忌避ノ申立ニ付裁判ヲ爲スヘキ裁判所ナリ、即チ(一)合議裁判所ノ判事ニ除斥ノ原因アル場合ニハ其ノ判事所屬ノ裁判所 (二)豫審判事ニ其ノ原因アルトキハ其ノ豫審判事所屬ノ裁判所 (三)區裁判所判事ニ其ノ原因アルトキハ管轄地方裁判所ナリ、

三 裁判所カ職權ヲ以テ除斥ノ決定ヲ爲スヘキ其ノ決定前判事ヨリ其レニ關スル意見書ヲ差出サシムヘク其ノ決定ニハ裁判所カ除斥ノ原因アリト認メタル判事ヲシテ之ニ關與セシム

ルヲ得ス、若シ其ノ判事ノ退去ニ因リ判事所屬ノ裁判所ニ於テ決定ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ決定ハ直近上級裁判所ニ於テ爲スヘキモノトス。

第三十三條 判事忌避セラルヘキ原由アリト思料スルトキハ回避スヘシ

回避ノ申立ハ判事所屬ノ裁判所ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條ノ規定ハ回避ニ付之ヲ準用ス

釋義 一 本條ハ判事ノ回避ニ關スル規定ナリ、回避ハ訴訟當事者ノ申立ヲ待タスシテ判事自ラ進ンテ職務ノ執行ヲ避クル場合ナリトス、是レ裁判ノ公平ヲ期シ其ノ威信ヲ保タンニハ忌避ノ申請ヲ待ツ迄モナク自ラ進ンテ其ノ職務執行ヲ避クルハ穩當ノ處置ナルヲ以テ特ニ本條ニ於テ其ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ、故ニ判事自ラ除斥ノ原因アルコトヲ覺知シタルトキ及偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アリ又ハ斯ル嫌疑ヲ受クル情況ニ在ル等其ノ事件ノ關與ヲ避止スルニ相當ト思料スルトキハ自ラ進ンテ回避セサルヘカラス、然レトモ斯ル原因アリト思料シタル場合ニ於テモ判事自ラ恣ニ其ノ職務ノ執行ヨリ脱退スルヲ許サス、若シ隨意ニ其ノ職務ノ執行ヨリ脱退スルコトヲ許ストセハ往々回避ニ託シテ職務ノ執行ヲ怠ル弊ヲ生スレハナリ、故ニ斯ル原因アリト思料スルトキハ判事所屬ノ裁判所ニ書面ヲ提出シテ其ノ申立ヲ爲ササルヘカラス、叙上ノ如ク回避ハ判事其ノ原因アリト思料スルトキ自ラ之カ申立ヲ爲ササルヘカラサルヲ以テ判事ノ義務ニシテ權利ニ非サルナリ、

二 回避ノ申立ヲ爲スヘキ裁判所ハ其ノ判事ノ所屬裁判所トス、故ニ回避申立者(一)大審院

判事ナルトキハ大審院(二)控訴院判事ナルトキハ控訴院(三)地方裁判所判事ナルトキハ地方

裁判所(四)區裁判所判事ナルトキハ區裁判所トス、然レトモ之カ裁判ヲ爲スヘキ裁判所ハ之ト

一致セス、回避ノ申立ニ付裁判ヲ爲スヘキ裁判所ハ忌避申立ニ付裁判ヲ爲ス裁判所ト同一ニシ

テ回避申立者(一)合議裁判所ノ判事ナルトキハ其ノ判事所屬ノ裁判所(二)豫審判事ナルトキ

ハ其ノ判事所屬ノ裁判所(三)區裁判所判事ナルトキハ管轄地方裁判所ナリトス、故ニ地方裁判

所以上ノ判事ニ付テハ其ノ申立裁判所ト決定裁判所トハ多クノ場合事實上一致スヘキモ區裁

判所判事ノ場合ニ於テハ申立ヲ爲スヘキ裁判所ハ所屬區裁判所ニシテ決定ヲ爲スヘキ裁判所

ハ管轄地方裁判所ニシテ常ニ同一ニ非サルナリ、又合議裁判所ノ判事回避申立ノ場合ニ於テモ

其ノ判事ノ退去ニ因リ決定ヲ爲スコト能ハサルトキハ決定裁判所ハ上級裁判所ト爲ルヲ以テ

此ノ場合ニ於テモ申立裁判所ト決定裁判所トノ間ニ相違ヲ生スルモノトス。

三 回避ノ申立ノ原因ハ書面ヲ以テ明確ニ爲スヘク口頭ノ申立ハ之ヲ許サス、然レトモ其ノ

申立ノ原因ヲ書面ヲ以テ明確ニ爲シタル以上ハ特ニ之ニ付疏明ヲ爲ササルモ其ノ申立ノ方式

ニ於テ缺クル所ナシ、又回避ノ申立アルモ之ニ依リ訴訟手續ヲ當然停止スヘキ效力ヲ生セサル

ヲ以テ回避ノ申立理由アリトノ裁判ヲ受クル迄ハ依然トシテ其ノ職務ニ従事セサルヘカラス、

四 回避ノ申立ニ對スル裁判ハ口頭辯論ヲ經ルコトナク裁判所ノ内部ノ手續トシテ爲スヘ

キモノニシテ其ノ裁判ハ決定ノ方式ニ依ルモノトス、而シテ該決定ニ對シテハ申立ヲ許容セラレタルト却下セラレタルトヲ問ハス不服ヲ申立ツルコトヲ得ス、又該決定ハ裁判所ノ内部ノ續ニシテ判事ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スヘキモノナルヲ以テ訴訟當事者ニ對シテハ何等ノ效力ヲ及ボスモノニ非ス、故ニ該決定ニ於テ回避ノ必要ナシト認メラレタル場合ニ於テモ訴訟當事者ハ更ニ同一原因ニ基キ忌避ノ申立ヲ爲スコトヲ妨ケサルナリ、

五 判事自ラ回避ノ申立ヲ爲シ之ヲ許容セラレタルトキハ當然其ノ職務ノ執行ヨリ脱退スヘシ、然レトモ若シ斯ル裁判ヲ受ケタル判事ニシテ依然其ノ職務ニ從事スルモ其ノ訴訟行為ハ仍ホ有效ニシテ法律上當然無効ニ非ス、第四一〇條三號ニ於テハ忌避セラレタル判事ノ關與シタル訴訟行為ノ效力ニ付規定スルニ拘ラス回避ノ場合ニ付テハ何等ノ規定ヲ設ケサル點ヨリスルモ自ラ推知スルヲ得ヘシ、故ニ斯ル場合ニ於テハ訴訟關係人ニ於テ更ニ忌避ノ申立ヲ爲シ其ノ關與ヲ避止セサルヘカス、

第三十四條 前二條ノ決定ハ之ヲ送達セス

釋義 一 公判廷ニ於テ宣告セサル裁判ノ告知ハ裁判ノ謄本ヲ送達シテ爲スヲ原則トス(五〇條)然レトモ除斥ノ決定並回避ノ決定ハ裁判所ノ内部ノ手續ニシテ當該判事ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スヘク從テ其ノ決定モ當該判事ヲシテ知ラシムルヲ以テ足ルモノニシテ當事者ニ之方謄本ヲ送達スルノ要ナシ、故ニ本條ニ於テ裁判ノ告知ニ關スル例外規定ヲ設ケ右二者ノ決定ハ當事者ニ送達セサルコトトセリ、

二 本條ハ除斥及回避ノ決定ニ關スル例外規定タルニ止ル、忌避ノ申立ニ對スル決定ハ其ノ申立カ許容セラレタルト否トニ拘ラス普通ノ手續ニ從ヒ當事者ニ送達セサルヘカラス、但シ豫審判事及區裁判所判事カ忌避セラレタルトキ其ノ判事カ忌避ノ申立ヲ理由アリトスルトキハ其ノ決定アリト看做サルルモ決定存セサルヲ以テ此ノ場合ニ於テハ送達ヲ要セサルヲ論ヲ俟タス、

第三十五條 本章ノ規定ハ第二十四條第八號ノ規定ヲ除クノ外裁判所書記ニ之ヲ準用ス

豫審判事又ハ受命判事ニ附屬スル裁判所書記ニ對スル忌避ノ申立ハ其ノ附屬スル判事ニ之ヲ爲スヘシ、
決定ハ裁判所書記所屬ノ裁判所之ヲ爲スヘシ但シ第二十九條第二項ノ裁判ハ裁判所書記ノ附屬スル判事之ヲ爲スコトヲ得

釋義 一 本條ハ裁判所書記ノ除斥、忌避及回避ニ關スル規定ナリ、判事ノ除斥、忌避及回避ニ關スル規定ハ之ヲ裁判所書記ニ準用スヘキモノトス、蓋裁判所書記ハ裁判其ノモノニハ直接關與セサルモ判事ノ爲ス訴訟行為ニ立會ヒ調書ヲ作成スル等裁判事務ニ影響ヲ及ボスコト甚大ニシテ授ヒテ裁判ノ威信ニ關係ヲ及ボスコトアルヲ以テ除斥、忌避及回避ニ付テハ判事ニ於ケルト同一ニ取扱フコトト爲シタルナリ、然レトモ準用トアルカ故ニ判事ニ對シテ述ヘタル所ヲ其

ノ儘適用スルニ非スシテ裁判所書記ノ職務ニ適合スル範圍内ニ於テ類推シテ適用スヘキモノトス、殊ニ第二四條八號ノ規定ハ専ラ判事ノミニ對スル除斥ノ理由ヲ爲スモノナルニ付裁判所書記ニ對シテハ此ノ點ニ關スル除斥ノ理由ハ之ヲ除外セリ。

二 除斥ノ原因 裁判所書記カ職務ノ執行ヨリ當然除斥セラルル場合ハ大別シテ左ノ六場合トス

- (一) 書記被害者ナルトキ
- (二) 書記私訴當事者ナルトキ
- (三) 書記被告人被害者又ハ私訴當事者ノ (イ) 夫 (ロ) 四親等内ノ血族 (ハ) 三親等内ノ姻族 (ニ) 同居ノ戸主 (ホ) 同居ノ家族 (ヘ) 法定代理人 (ト) 後見監督人又ハ (チ) 保佐人ナルトキ親族關係止ミタル後モ同様ニ取扱フ受ク
- (四) 書記事件ニ付 (イ) 證人 (ロ) 鑑定人ト爲リタルトキ
- (五) 書記事件ニ付 (イ) 代理人 (ロ) 辯護人 (ハ) 輔佐人又ハ (ニ) 私訴當事者ノ代理人ト爲リタルトキ
- (六) 立書記事件ニ付 (イ) 檢事又ハ (ロ) 司法警察官ノ職務ヲ行ヒタルトキ
- 三 忌避申立ノ原因 裁判所書記ニ對シテ忌避ヲ爲シ得ヘキ場合左ノ如シ
- (一) 書記職務ノ執行ヨリ除斥セラルルトキ

(二) 書記職務ノ執行ニ付偏頗ノ處置ヲ爲ス虞アルトキ

(一) ノ場合ニ付テハ訴訟ノ如何ナル程度ニ於テモ忌避ノ申立ヲ爲シ得ルモ(二)ノ場合ニ於テハ書記ノ面前ニ於テ請求又ハ陳述ヲ爲ササル以前ニ限り其ノ申立ヲ爲シ得ルモノトス、但シ忌避ノ理由ヲ其ノ後ニ知リタルトキ又ハ忌避ノ理由其ノ後ニ發生シタルトキハ其ノ限ニ在ラス

四 忌避申立者 裁判所書記ニ對シテ忌避ノ申立ヲ爲シ得ル者ハ (一) 檢事 (二) 被告人 (三) 私訴當事者及 (四) 辯護人ノ四者トス

五 忌避ノ申立ヲ受クル裁判所及判事 裁判所書記ニ對スル忌避ノ申立ハ、
(一) 公判ニ附屬スル裁判所書記ニ對シテ爲ス場合ハ其ノ公判裁判所 (二) 豫審判事又ハ受命判事ニ附屬スル裁判所書記ニ對シテ爲ス場合ハ其ノ判事トス。

六 忌避ノ裁判ノ方式 其ノ裁判ヲ爲ス裁判所及不服ノ方法、裁判所書記ニ對スル忌避ノ裁判ハ決定ノ方式ニ依リ當該裁判所書記ノ所屬スル裁判所ニ於テ爲スヘキモノトス、故ニ區裁判所所屬ノ裁判所記ナルトキハ區裁判所地方裁判所屬ノ裁判所書記ナルトキハ地方裁判所ハ其ノ管轄裁判所ナリ、但シ訴訟ヲ遅延セシムル目的ノミヲ以テ爲シタルコト明白ナル忌避ノ申立及法規ニ違背シタル忌避ノ申立ニ付テハ書記ノ所屬スル裁判所ノ外其ノ書記ノ附屬スル判事ニ於テモ直チニ却下ノ決定裁判所ノ下ス裁判)又ハ命令(判事ノ下ス裁判)ヲ爲スコトヲ得、忌避ノ

申立ヲ許容セラレタル裁判ニ對シテハ何人モ不服ノ申立ヲ爲スコトヲ得サルモ却下ノ決定又ハ命令ニ對シテハ忌避申立者ニ於テ即時抗告又ハ裁判ノ取消若ハ變更ノ請求ヲ爲スコトヲ得(三一條四七〇條)

七 忌避申立ノ效力 裁判所書記ニ對シテ忌避ノ申立アリタルトキハ訴訟手續ヲ停止スルヲ原則トス、但シ(一)訴訟ヲ遅延セシムル目的ノミヲ以テ爲シタルコト明白ナル忌避ノ申立

(二)法規ニ違背シタル忌避ノ申立及 (三)急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス、
八 除斥ノ決定 忌避ノ申立ニ付決定ヲ爲スヘキ裁判所ハ裁判所書記ニ除斥ノ事由アリト認メタルトキハ何時ニテモ職權ヲ以テ除斥ノ裁判ヲ爲スコトヲ得、

九 回避ノ申立 裁判所書記忌避セラルヘキ原由アリト思料スルトキハ書記所屬ノ裁判所ニ自ラ回避ノ申立ヲ爲シ其ノ裁判所ハ之ニ付決定ノ方式ヲ以テ裁判ヲ爲スヘキモノトス、其ノ決定認容セラレタルトキハ拘ラス之ニ對シテハ何人モ不服ヲ申立ツルコトヲ得、

十 除斥ノ原因アル裁判所書記ノ爲シタル訴訟行爲及忌避ノ理由アリト認メラレタル以後ニ爲シタル裁判所書記ノ訴訟行爲ハ無効ナリトス、故ニ其ノ訴訟行爲ノ無効力裁判ニ影響ヲ及

ホスモノナルトキハ授テ其ノ裁判ヲシテ瑕瑾ナラシメ上訴審ニ於テ破毀セラルヘシ、例ヘハ除斥ノ原因アル裁判所書記ノ作成シタル調書ヲ判決ノ證據ニ採用シタル場合ノ如シ、回避ハ裁判所ノ内部ノ手續ニ過キサルヲ以テ回避ノ原因アリト爲サルルモ其ノ裁判所書記ノ爲シタル訴

訟行爲ハ仍ホ有效ニシテ當然無効ヲ來スコトナシ、

第三章 訴訟能力

字解 訴訟能力 トハ訴訟行爲ヲ有效ニ爲シ得ル能力ヲ謂フ、訴訟能力ニ對シテ當事者

能力又ハ責任能力ト稱スルモノアリ、當事者能力トハ被告人トシテ有效ニ訴訟セラレ得

ヘキ能力ヲ謂ヒ、責任能力トハ被告人トシテ刑ノ言渡ヲ受ケルニ必要ナル能力ヲ謂フ、訴

訟能力又ハ當事者能力ハ訴訟法上ノ能力ニシテ責任能力ハ刑法上ノ能力ニ屬シ、從テ訴

訟能力又ハ當事者能力ノ有無ハ訴訟ヲシテ有效ナラシムルヤ否ノ問題ニ屬ス、訴訟上ノ

要件ヲ爲スモノナレトモ責任能力ノ有無ハ被告人ヲ處罰スヘキヤ否ノ問題ニ屬シ、處罰

要件ヲ爲スモノナリ、十四歳未満ノ幼者又ハ心神喪失者ハ刑法上原則トシテ責任無能力

者、刑法三九條四一條(ナレトモ訴訟上當事者能力ハ之ヲ有スルナリ、故ニ斯ル責任無能力

者ヲ訴訟シタルトキハ被告事件罪ト爲ラサル場合ナルヲ以テ無罪ノ言渡ヲ受ケタルヲ免

レサルモ(三六二條)訴訟其ノモノヲ不適法ト爲シ被告人ニ對シテ裁判權ヲ有セサル場合

トシテ公訴棄却ノ言渡ヲ爲スヲ得サルナリ、人格アル者ハ總テ當事者能力ヲ有ス、自然人

タルト法人タルトハ之ヲ問ハサルナリ、舊法ノ下ニ於テハ法人ハ當事者能力ヲ有スルヤ

否ハ疑問ナリシモ本法ハ三六條ニ於テ被告人法人ナルトキハ云々ト規定シ明カニ法人

自體ニモ當事者能力ヲ有スルコトヲ明カニセリ、然レトモ當事者能力ヲ有スルニハ現ニ

格ヲ喪失スルヲ以テ當事者能力モ之ニ因リテ喪失スルニ至ルヘシ又當事者能力タル要件ハ單ニ人格者タルノミヲ以テ足ルモノニシテ他ニ何等ノ條件ヲ要スルコトナシ故ニ責任無能力者ハ勿論全然意思能力ヲ有セサル者ニテモ可ナリ然レトモ事實上意思能力ヲ有セサル幼者及白痴癡癲者若ハ法人ノ如キハ單ニ訴訟當事者ト爲ル資格ヲ有スト云フニ過キスシテ訴訟行為ヲ有效ニ爲シ得サルヤ論ヲ俟タス故ニ訴訟當事者能力ヲ有スル者必スシモ訴訟能力ヲ有スル者ニ非ス訴訟能力ヲ有スルヤ否ハ一ニ事實上意思能力ヲ有スルヤ否ニ依リテ決セサルヘカラス然レトモ責任無能力者必スシモ訴訟能力ヲ有セスト爲スヲ得ス十四歳未満ノ幼者ハ責任無能力者ナレトモ事實上意思能力ヲ有スルトキハ仍ホ訴訟能力ヲ有スル者ニシテ有效ニ訴訟行為ヲ行フコトヲ得ヘシ

釋義 一 人格ヲ有スル者ハ何人ニテモ訴訟當事者能力ヲ有スレトモ事實上意思能力ヲ有セサル者ハ訴訟行為ヲ有效ニ爲ス能力換言セハ訴訟能力ヲ有セサルナリ然レトモ一面意思無能力者ニモ訴訟當事者能力ヲ許ス以上ハ其ノ者ヲシテ訴訟ヲ繼續シ得ル途ヲ講スルニ非サレハ訴訟當事者ト爲リタル目的ヲ達スルコト能ハサルナリ故ニ本法ニ於テハ事實上意思能力ヲ有セサル者ニ付テハ被告人ヲ代表シテ訴訟行為ヲ爲シ得ヘキ者ヲ定メ訴訟上ニ於ケル其ノ者ノ無能力ヲ補充セリ

二 舊法ニ於テハ訴訟上ノ無能力ヲ補充スル規定ヲ缺如シ實際上不便ヲ來セリ本法ハ其ノ不備ヲ補ヘリ

第三十六條 被告人法人ナルトキハ其ノ代表者訴訟行為ニ付テハ代表ス

數人共同シテ法人ヲ代表スル場合ト雖訴訟行為ニ付テハ各自之ヲ代表ス

字解 法人 トハ一定ノ目的ヲ以テ組織セラレタル社團又ハ財團ニシテ法律カ之ニ人格ヲ賦與スルモノヲ謂フ

釋義 一 本條ハ法人カ被告人ト爲リタルトキノ代表者ヲ規定シタルモノナリ法人ニ犯罪能力アリヤ否ハ議論ノ存スル所ナリ元來法人ハ一定ノ目的ヲ以テ組織セラレタル社團又ハ財團ニシテ法律ハ之ニ人格ヲ賦與シタルモノナリ故ニ法人ハ自然人ニ於ケルカ如ク其レ自體意思能力及行為能力ヲ有スルモノニ非ス唯其ノ代表者ノ意思及行為カ法律ニ依リテ法人ノ意思及行為ト看做サルモノトス加之法人ハ法令ノ規定ニ從ヒ定款又ハ寄附行為ニ因リテ定マリタル目的ノ範圍内ニ於テノミ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノナルカ故ニ代表者ノ爲シタル行為ト雖犯罪行為ノ如キハ固ヨリ法人ノ目的ノ範圍外ニ屬シ代表者個人ノ行為ニシテ法人ノ行為ト言ヒ得サルヤ當然トス故ニ法人ハ犯罪能力ヲ有セサルモノト爲スヲ正當トス從テ法人ハ原則トシテ何等處罰ヲ受クヘキモノニ非ス然レトモ代表者カ法人ノ業務ノ執行中其ノ業務ニ關シテ犯罪行為ヲ爲シタル場合ニハ其ノ一面ノ利益ハ自然人ノ如ク法人ニ於テ獲得スルヲ以テ其ノ反面ノ不利益ナル處罰行為ヲ法人ニ適用スルモ必スシモ不當ニ非サルノミナラス脱稅等多額ノ罰金ヲ徵收スヘキ罰則ニ於テハ法人ヲ處罰スルニ非サレハ到底其ノ取締ノ目的ヲ達シ得サルコト往々存スルヲ以テ法律ハ或場合ニハ例外ノ規定ヲ設ケ代表者ノ爲シタル犯罪ノ責任ヲ

法人ニ歸シ法人ヲ處罰スルコトトセリ、故ニ法人カ處罰セララルルハ法人ニ犯罪能力アルカ爲ニ非スシテ刑事政策上ノ理由トシテ代表者ノ責任ヲ法人ニ歸セシメタルモノナリ。

二 法人ヲ處罰スヘキハ一ニ刑事政策上ノ理由ニ出テタルコトハ前説明ノ如シ、然レトモ法律ニ於テ一旦法人ヲ處罰スルコトト爲シタル以上ハ法人ヲ被告人トシテ訴追シ之ニ付審判スル途ヲ講セサルヘカラス、法人ハ法律行爲ヲ爲スニ付テハ一ニ其ノ代表者ニ依リテ代表セララルモノナルヲ以テ刑事訴訟行爲ニ付テモ同様ニ取扱フヲ穩當ト認メ本條ニ於テ法人カ被告人ト爲リタルトキハ其ノ代表者ヲ以テ法人ヲ代表セシメ訴訟行爲ヲ爲サシムルコトトセリ。

三 法人ノ代表者ヲ定ムルニ定款等ニ因リ數人共同シテ代表スヘキコトト爲スコトアリ(商法六一條ノ二、一四條一七〇條二四三條)斯ル法人ヲ被告人ト爲スニ當リ此等ノ共同代表者ヲ全部訴訟行爲ノ代表者ト爲スニ於テハ實際ノ不便尠カラサルヲ以テ訴訟行爲ニ付テハ數人共同シテ法人ヲ代表スル場合ニ於テモ各自法人ヲ代表シ得ルコトトセリ。

四 法人カ被告人ト爲リタルトキ法人ノ代表者カ訴訟行爲ニ關與スルハ其ノ代表者タル資格ニ於テ法人ニ代リテ訴訟行爲ヲ爲スニ過キサルヲ以テ其ノ代表者ハ犯罪當時ニ於ケル法人ノ代表者ニ非スシテ事件ノ審理中ニ於ケル現實ノ代表者ナラサルヘカラス、故ニ起訴當時ニ於ケル代表者カ事件ノ審理中代表資格ヲ喪失シタルトキハ曩キノ代表者ヲ訴訟ヨリ脱退セシメ現實ノ代表者ヲ呼出シテ訴訟手續ヲ進行セサルヘカラス、然レトモ斯ル場合裁判所カ其ノ事實ヲ覺知セシテ事件ヲ進行シ其ノ裁判カ形式上確定シタルトキハ法人ニ對シテ有效ニ執行力ヲ有スヘシ、何シトナレハ該判決ハ固ヨリ手續上違法アリ上級審ニ繫屬スルトキハ變更ヲ免レサルモ仍ホ裁判所ハ法人ヲ被告人トシテ審理シ形式上判決ヲ爲シタルヲ以テ全然判決ヲ爲ササル場合ト之ヲ同一視スルヲ得サレハナリ。

五 法人ニ對スル刑事被告事件ニ於テ其ノ訴追、審理及執行ハ總テ法人其ノ者ニ付爲スヘキモノナルカ故ニ法人ハ其ノ消滅ト同時ニ之カ訴追及執行ヨリ免退スルハ當然ナリ、從テ多額ノ罰金ヲ科セラルル如キ場合ニハ故意ニ法人ヲ消滅セシメテ之ヲ免レンコトヲ企ツルモノナキヲ保セス、故ニ法律ハ之カ防止ノ方法トシテ規定ヲ設ケ故意ニ法人ノ業務ヲ執行スル(一)社員(二)取締役(三)理事(四)監査役又ハ(五)監事ニシテ刑事訴追又ハ刑ノ執行ヲ免レシムル爲合併其ノ他ノ方法ニ依リ法人ヲ消滅セシメタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處スルコトトセリ。(法人ノ役員處罰ニ關スル大正四年六月二十一日法律一八號)

第三十七條 刑法第三十九條乃至第四十一條ノ例ヲ用キサル罪ニ該ル事件ニ付被告人意思能力ヲ有セサルトキハ其ノ法定代理人訴訟行爲ニ付之ヲ代表ス

字解 法定代理人(一四條字解參照)

釋義 一 本條ハ意思無能力者カ被告人ト爲リタルトキノ代表者ヲ規定シタルモノナリ、刑法ニ於テハ心神喪失者及十四歳未滿ノ幼者ノ行爲ヲ處罰セサルコトトシ又精神者ノ行爲ニ付テ

ハ處罰スルト否トハ一ニ裁判所ノ認定ニ委セリ、然レトモ特別法ニ於テハ刑事政策上ノ理由ヨリシテ此等ノ責任無能力者ヲモ處罰スヘキ旨規定シタルモノアリ、例ヘハ印紙稅法第一四條、骨牌稅法一九條、酒造稅法三一條、酒精含有飲料稅法二二條、麥酒稅法一八條等ノ如シ、此等ノ犯罪ニ付テハ全然意思能力ヲ有セサル者ヲモ被告人トシテ訴追シ其ノ審判ヲ爲ササルヘカラス、斯ル場合ニハ法律行爲ニ付無能力者ヲ代表スル者ヲシテ刑事訴訟行爲ニ付テモ無能力者ヲ代表セシメ其ノ行爲ヲ爲サシムルヲ穩當トス故ニ本條ニ於テ其ノ旨ノ規定ヲ設ケ意思無能力者ノ訴訟能力ヲ補充セリ。

二 現行法ニ於テハ刑法上ノ責任無能力者ニ付テハ特別法ニ於テモ成ルヘク處罰セサルヲ原則トシ、殊ニ近時發布セラレタル法令ニ於テハ多クハ營業者又ハ權利者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰スルノ規定ヲ設ケ意思無能力者ヲハ處罰セサル立法ノ傾向ナルカ如シ、然レトモ仍ホ現行法ニ於テ一面前説明ノ如ク意思無能力者ヲモ處罰スルノ規定存スル以上ハ意思無能力者モ訴訟當事者ト爲リ訴追セラルル場合アルヘキヲ以テ本條ハ之ニ應スル便宜規定ナリ、本條モ本法ニ於テ新設シタルモノニシテ從來ノ不備ヲ補ヘリ。

第三十八條 前二條ノ規定ニ依リ被告人ヲ代表スル者ナキトキハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ特別代理人ヲ選任スヘシ
特別代理人ハ被告人ヲ代表シテ訴訟行爲ヲ爲ス者アルニ至ル迄其ノ任務ヲ行フ

釋義 一 本條ハ法人又ハ意思無能力者カ訴訟當事者ト爲リタルトキ被告人ヲ代表スヘキ者ヲ存セサル場合ノ規定ナリ、前説明ノ如ク法人ニ於テハ其ノ代表者カ法人ノ訴訟行爲ヲ爲シ又意思能力ヲ有セサル自然人ニ於テハ其ノ者ノ法定代理人カ訴訟行爲ヲ爲スヲ以テ多數ノ場合ハ之ニ網羅セラルヘシト雖代表者又ハ法定代理人死亡其ノ他ノ理由ニ因リ現ニ被告人ヲ代表スヘキ者存セサル場合ナキヲ保セス、本條ハ之ヲ救済スル爲メ特ニ設ケタルモノニシテ斯ル場合ニハ特別代理人ヲ選任スヘキモノトセリ。

二 特別代理人ノ權限ハ法人ノ代表者又ハ未成年者並禁治產者ノ法定代理人ノ權限ト同一ニシテ特別代理人ノ任期ハ裁判所ノ選任ニ始マリ被告人ヲ代表シテ訴訟行爲ヲ爲スモノアルニ至ル迄存續ス。

三 特別代理人ノ選任ヲ爲スヘキ裁判所ハ受訴裁判所ニシテ該裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ特別代理人ヲ選任スヘキモノトス。

第四章 辯護及輔佐

字解 辯護トハ辯護人カ檢事ノ公訴ニ對シ被告人ノ利益ヲ擁護スルヲ謂フ、故ニ第一ニ辯護タルニハ被告人ノ利益ヲ擁護スル行爲ナラサルヘカラス、從テ假令檢事カ公訴事實ヲ非難スルコトアルモ其ノ非難ハ公訴事實ヲ輕シト爲スカ如キハ擁護ニ非サルヲ以テ辯護ト謂フヲ得ス、次ニ辯護タルニハ辯護人ニ依リテ被告人ノ利益ヲ擁護スルコトヲ

要スルヲ以テ被告人自身カ檢事ノ攻撃ニ對シテ辯解スル如キ又檢事並裁判所カ被告人ノ利益ノ爲ニ證據ヲ蒐集スルカ如キ又檢事カ被告人ノ爲上訴スル如キ行爲ハ辯護ニ非ス此等ノ行爲モ廣義ニ於テハ辯護ト稱セラレサルニ非サルモ辯護人以外ニ依リテ爲ササル被告人ノ擁護ハ本章ノ擁護ニ非ス次ニ辯護タルニハ公訴ニ對シテ被告人ノ利益ヲ擁護スルニ在ルヲ以テ公訴ノ提起ヲ前提トス從テ公訴以前ニハ未タ辯護ナルモノ存在セサルナリ。

輔佐 トハ輔佐人カ檢事ノ公訴ニ對シ被告人ノ防禦權ヲ補助スルヲ謂フ其ノ内容カ辯護ト同シク被告人ノ利益ヲ擁護スルニ在ルモ辯護ハ辯護人ニ依リテ行ハルル行爲ニシテ輔佐ハ輔佐人ニ依リテ行ハルルヲ以テ自ラ其ノ名稱ヲ異ニシタルモノナリ。

釋義 一 刑事訴訟法ハ實體的眞實發見ヲ目的トスルモノナルカ故ニ一面被告人ニモ防禦權ヲ付與シ又一面裁判所及檢事ニ於テモ被告人ノ利益ト爲ルヘキ證據ヲモ蒐集シ適正ナル裁判ヲ爲スヘキコトヲ期スヘキハ勿論ナリ然レトモ檢事ハ職務ノ性質上原告官ナルヲ以テ自ラ被告人ノ不利益ナル方面ノミニ注意スル弊ニ陥リ易ク而シテ被告人多クハ法律智識ニ乏シク又法律智識ニ通曉セルモノト雖被告人ノ地位ニ立ツトキハ其ノ身神ニ多大ノ刺激ヲ受クルノミナラス多クハ身體ヲ拘束セラレ其ノ活動ニ障害ヲ來スヲ以テ絶大ノ搜查權ヲ有シ且法律ニ通曉セル檢事ニ對抗シテ自ラ防禦權ヲ十分ニ行使シ得サル虞アリ茲ニ於テカ被告人ノ利益ヲ充分ニ擁護セシムル爲特別ノ機關ヲ設クルノ要アリ辯護人及輔佐人即チ是ナリ。

二 彈劾式訴訟ヲ認メタル近時ノ刑事訴訟ニ於テハ何レノ立法例ニ於テモ辯護人ヲ許容セ

サルモノナシ我國ニ於テハ治罪法(治罪法二六六條舊刑訴一七九條)以來被告人ニ辯護ノ爲辯護人ヲ用ウルコトヲ許セリ辯護人ノ關與ヲ豫審ニ許スヘキヤ否ニ付テハ從來議論ノ存スル所ニシテ舊法ニ於テハ豫審ハ密行主義ヲ嚴守シ其ノ進行中辯護人ノ關與ヲ許サザリシモ本法ニ於テハ豫審中ト雖一定ノ範圍内ニ於テ其ノ關與ヲ許容スルコトトセリ。

第三十九條 被告人ハ公訴ノ提起アリタル後何時ニテモ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬及配偶者並被告人ノ屬スル家ノ戸主ハ獨立

シテ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

字解 法定代理人、保佐人(二四條字解參照)

直系尊屬 トハ祖先ヲ同ウシテ直下スル血族中自己ノ上位ニ在ル者ヲ謂フ父母(實父母繼父母、養父母、嫡母)祖父母、曾祖父母、高祖父母等ノ如シ而シテ此等ノ親族關係アル以上ハ必スシモ家即チ戸籍ヲ同ウスルヲ要セス。

直系卑屬 トハ祖先ヲ同ウシテ直下スル血族中自己ノ下位ニ在ル者ヲ謂フ子(嫡子、庶子私生子、繼子、養子)孫、曾孫、玄孫等ノ如シ此ノ關係ニ於テモ戸籍ヲ同ウスルコトヲ要セス。

配偶者戸主(二四條字解參照)

獨立シテ トハ被告人ニ拘ラス自己ノ固有ノ權利トシテ爲シ得ルコトヲ謂フ。

釋義 一 辯護人ニハ裁判長ニ於テ選任スル者ト被告人及被告人ノ關係者ニ於テ選任スル者トアリ前者ハ官選辯護人ト謂ヒ後者ヲ私選辯護人ト謂フ前者ハ法律上辯護人ヲ附スルコトヲ

要スル場合ニ於テ(三三四條三三五條)辯護人出頭セサルカ若ハ被告人等ノ選任シタル辯護人ナキトキ裁判長ニ於テ職權ヲ以テ選任スル場合ニシテ後者ハ被告人等ニ於テ法律上辯護人ヲ附スルコトヲ要スル場合ナルト否トニ拘ラス自ラ進ンテ辯護人ヲ選任セル場合ナリトス本條ハ私選辯護人ヲ選任シ得ル者及選任ノ時期ヲ規定シタルモノナリ。

二 私選辯護人ヲ選任シ得ル者、私選辯護人ヲ選任シ得ル者ハ(一)被告人(二)被告人ノ法定代理人(三)同保佐人(四)同直系尊屬(五)同直系卑屬(六)同配偶者(七)被告人ノ屬スル家ノ戸主トス被告人ハ刑事訴訟法上ニ於テハ意思能力ヲ有スル以上ハ民法上行為能力ヲ有スルト否ト又刑法上責任能力ヲ有スルト否トヲ問ハス訴訟能力ヲ有スルヲ以テ被告人トシテ訴追セラレタルトキハ民法上行為能力ヲ有セス又刑法上責任能力ヲ有セサル場合モ仍ホ辯護人ヲ選任スルヲ得ヘシ然レトモ意思能力ヲ有セサル被告人ハ自ラ辯護人ヲ選任スルニ由ナキノミナラス被告人ニノミ辯護人ヲ選任ヲ委スルトキハ充分ニ被告人ノ利益ヲ保護シ得サル場合アルヲ慮リ本法ニ於テハ辯護人選任ノ權利ハ被告人ノ外以上(二)乃至(七)ノ六者ニ之ヲ賦與スルコトトシ其ノ保護ニ努メリ此等ノ六者ハ被告人ノ意思ニ拘ラス獨立シテ辯護人選任ノ權利ヲ賦與セラレタルヲ以テ被告人ハ辯護人ヲ附スルコトヲ欲セサル場合ニ於テモ仍ホ辯護人ヲ選任シテ被告人ニ附スルコトヲ得ルモノトス。

三 私選辯護人選任ノ時期、私選辯護人選任ノ時期ハ被告人ニ對スル公訴ノ提起ニ始マリ

被告人ニ對スル判決確定アリタルニ因リテ終了ス故ニ公訴ノ提起アリタル後ハ其ノ事件カ豫審ニ繫屬スルト公判ニ繫屬スルトヲ問ハス又判決確定以前ナレハ辯論前ナルト其ノ以後ナルト又判決前ナルト其ノ以後ナルトヲ問ハス辯護人ヲ選任スルコトヲ得ヘシ審法ニ於テハ豫審繫屬中ハ辯護人ノ關與ヲ全然許容セザリシモ本法ニ於テハ豫審繫屬中ト雖或範圍ヲ限リ辯護人ノ關與ヲ許シタルヲ以テ豫審繫屬中辯護人ヲ選任シタルトキハ被告人ハ辯護人ヲシテ其等ノ關與ヲ求ムル利益ヲ獲得スヘシ。

第四十條 辯護人ハ辯護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

裁判所又ハ豫審判事ノ許可ヲ得タルトキハ辯護士ニ非サル者ヲ辯護人ニ選任スルコトヲ得

字解ニ辯護士トハ辯護士法ニ依リテ辯護士名簿ニ登錄セラレタル者ヲ謂フ(辯護士法七條以下)

釋義 一 本條ハ私選辯護人ノ資格ヲ定メタルモノナリ辯護人ト爲ルコトヲ得ル者ニハ(一)辯護士(二)非辯護士ノ二種アリ辯護士カ辯護人ト爲ルニハ單ニ選任シタルノミニテ其ノ效力ヲ發シ別ニ裁判所又ハ豫審判事ノ許可ヲ要セザレトモ辯護士ニ非サル者ヲ辯護人ニ選定スルニハ裁判所又ハ豫審判事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス然レトモ裁判所又ハ豫審判事ノ許可ヲ得テ辯護人ト爲リ得ル者ニ付テハ法律上特ニ制限アルコトナシ故ニ内國人タルト外國人タルト成年者タルト未成年者タルト男子タルト女子タルトハ之ヲ問フ所ニ非サルナリ苟モ裁判所又

豫審判事ニ於テ適當ト認メタルトキハ之ヲ許可シ辯護人ト爲スコトヲ得ヘシ。
二 舊法ニ於テ辯護士ニ非サル者ヲ辯護人ニ選任スルニハ其ノ許可ノ權ヲ裁判所ノミニ與ヘタルモ前述ノ如ク本法ハ豫審ニ於テ辯護人ノ關與ヲ許シタルヲ以テ豫審繫屬中ノ被告人カ辯護士ニ非サル者ヲ選任スルニ付テハ豫審判事ニ其ノ許可ノ權ヲ與フルコトトセリ。

第四十一條 辯護人ノ選任ハ審級毎ニ之ヲ爲スヘシ

豫審中爲シタル辯護人ノ選任ハ第一審ノ公判ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス

字解 審級毎ニ 審級トハ裁判所カ或事件ノ審理ヲ爲スヘキ訴訟上ノ階級ヲ指稱スル

ニシテ審級毎ニトハ階級ヲ異ニスルコトキ其ノ各階級ヲ指稱スモノトス

釋義 一 本條ハ私選辯護人ノ選任手續ヲ定メタルモノナリ私選辯護人ノ選任ハ各審級毎ニ爲スヘキモノトス故ニ第一審ニ於テ辯護人ヲ選任スルトキ同時ニ他ノ上級審ニ通スル辯護人ヲ委任スルモ其ノ效力ハ選任シタル際ノ審級ノミニ止マリ他ノ審級ニ及フコトナシ從テ第二審ニ於テ第一審ト同一辯護人ヲシテ辯護セシメントスルニハ新ニ辯護人ヲ選任スル場合ト同シク更ニ同一辯護人ヲ選任セサルヘカラス。
二 私選辯護人ノ選任ハ各審級毎ニ爲スヘク各審級ヲ通シテ爲シタル辯護人ノ選任ノ效力ハ他ノ審級ニ及ホササルコト前叙ノ如シ豫審ト第一審公判トハ同シク第一審ニ選任シテ其ノ審級ヲ異ニスルモノニ非サルヲ以テ豫審中ニ爲シタル辯護人ノ選任ハ第一審ノ公判ニ於テモ其ノ

效力ヲ有スルモノトセリ但シ被告人カ辯護人ヲ選任スル際豫審ノミノ辯護人ト爲シタルコトヲ明示シタルトキハ此ノ限ニ在ラサルナリ。

第四十二條 辯護人ノ選任ハ辯護人ト連署シタル書面ヲ差出シテ之ヲ爲スヘシ

字解 連署 トハ二人以上ノ者カ同一文書ニ氏名ヲ書キ連署スルコトヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ私選辯護人ノ選任ノ方式ヲ定メタルモノナリ辯護人ノ選任ハ口頭ヲ以テ爲スコトヲ許サス必ス辯護人ト被告人又ハ其ノ他ノ選任者トカ連署シタル書面ヲ作成シ該書面ヲ裁判所又ハ豫審判事ニ差出シテ爲スヘキモノトス是レ一ニ辯護人選任ノ手續ヲ鄭重ナラシメ過誤ヲ避クルコトニ出テタルモノトス。

二 被告人其ノ他ノ選任者及辯護人カ自ラ署名スルコト能ハサルトキハ他人ヲシテ代書セシメ代書シタル者其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スルヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得(七四條)

第四十三條 第三百三十四條又ハ第三百三十五條ノ規定ニ依リ附スヘキ辯護人ハ裁判所所在地ニ

在ル辯護士又ハ司法官候補ノ中ヨリ裁判長之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

字解 裁判所所在地ニ在ル辯護士 トハ辯護士法ニ依リテ辯護士名簿ニ登錄セラレタル者ニシテ現ニ裁判所所在地ニ於テ其ノ業務ニ從事シ居ル者ヲ謂フ其ノ裁判所所屬ノ辯護士タルト否トハ之ヲ問ハサルナリ例ハ東京地方裁判所所屬辯護士ナルモ現ニ大

阪市内ニ於テ辯護士ノ業務ニ從事スルトキハ大阪地方裁判所又ハ大阪控訴院所在地ノ辯護士ト謂フヲ得ヘシ。

司法官候補トハ判事檢察事登用試験規則ニ依リ成規ノ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ司法大臣ニ依リテ任命セララルル者ヲ謂フ。(職務五八條)

釋義 一 本條ハ官選辯護人ヲ選任スル者及官選辯護人ニ選任セラレタル者ヲ規定シタルモノナリ。

第一、官選辯護人ヲ選任スル者ハ(一)區裁判所ニ於テハ單獨判事(二)地方裁判所控訴院及大審院ニ於テハ裁判長ナリトス。

第二、官選辯護人ニ選任セラルル者ハ(一)裁判所所在地ニ於テ其ノ業務ニ從事スル辯護士

(二)裁判所所在地ニ於テ事務修習中ニ在ル司法官候補トス。司法官候補ヲ官選辯護人ニ選任スル制度ハ本法ニ於テ創設シタルモノニ屬ス。從來官選辯護ハ無報酬ニシテ辯護士ノ純然タル義務ニ屬シタルヲ以テ特ニ有名ナル事件ニ非サレハ事件ノ調査冷淡ニ失シ被告人ノ利益ヲ充分ニ防禦シ得サル弊アリタリ。司法官候補ハ未タ實務ノ修習中ナリトハ云ヘ成規ノ試験ニ合格シタルモノニシテ法律智識ニ於テ十分素養アルノミナラス專心其ノ命セラレタル辯護ニ從事シ得ル利益アルヲ以テ私選辯護ノ傍ハラ官選辯護ニ從事スル辯護士ニ比シ必スシモ優劣アルモノニ非ス。其ノ運用宜シキヲ得レハ却テ效果ヲ奏スルコト多カルヘシ。

二 官選辯護人ハ被告人一人毎ニ各一人ヲ選任スルヲ原則トスレトモ被告人ノ利害相反セ

サルトキニ限り同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得セシメタリ。其ノ一人ニテ一人ノ被告ヲ辯護スルヲ單數辯護ト稱シ一人ニテ數人ノ被告ヲ辯護スルヲ共通辯護ト稱ス。以上兩者ハ單數辯護ノ場合ニシテ之ニ對シテ數人ノ辯護人ニテ一人ノ被告ヲ辯護スルヲ複數辯護ト謂フ。私選辯護ノ場合一人ニテ數名ノ辯護士ヲ選任シ得ルハ論ヲ俟タス而シテ官選辯護ハ普通單獨辯護ナレトモ法ハ複數辯護ヲ禁シタルモノニ非サルヲ以テ裁判長ニ於テ複數辯護ヲ必要ト認メタルトキハ一人ノ被告ニ對シテ二名以上ノ辯護人ヲ選任スルモ敢テ違法ニ非サルナリ。

第四十四條 辯護人ハ被告事件公判ニ付セラレタル後裁判所ニ於テ訴訟ニ關スル書類及證據物ヲ閱覽シ且其ノ書類ヲ謄寫スルコトヲ得

釋義 一 本條ハ辯護人ノ書類及證據物ヲ閱覽謄寫スル權利ヲ規定シタルモノナリ。其ノ權利ハ被告事件カ公判ニ付セラレタル前後ニ依リ差違アリ。左ニ區別シテ説明スヘシ。

第一、被告事件公判ニ付セラレタル後ノ辯護人ノ權利。被告事件公判ニ付セラレタル後ニ於テハ辯護人ハ裁判所ニ於テ(一)訴訟ニ關スル一切ノ書類及證據物ヲ閱覽スル權利(二)其ノ

書類及證據物ヲ謄寫スル權利ヲ有ス、右書類ノ謄寫ニハ單ニ裁判所ニ申出ツルノミニテ別ニ裁判長ノ許可ヲ受クルヲ要セサルモ證據物ノ謄寫ニ付テハ裁判長ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス、是レ證據物ノ取扱ヲ尊重ニスル趣旨ニ出テタルモノトス。

第二、被告事件豫審ニ繫屬中ニ於ケル辯護人ノ權利、豫審ニ於テハ辯護人ノ立會フコトヲ得ヘキ豫審處分ニ關スル書類及證據物ニ限リ閱覽竝謄寫スル權利ヲ有ス、故ニ例ヘハ豫審判事カ公判ニ於テ召喚シ難シト思料スル證人ヲ訊問スル場合ハ辯護人モ之ニ立會フコトヲ得ルヲ以テ(三〇二條)斯ル證人ノ訊問調書ハ豫審繫屬中ト雖辯護人ニ於テ閱覽又ハ謄寫ヲ爲スコトヲ得ヘク、又辯護人ハ豫審中ニ行ハルル押收、搜索、檢證及鑑定ニモ立會フコトヲ得ルヲ以テ(二五八條一七八條二二七條)此等ノ書類モ閱覽又ハ謄寫ヲ爲スコトヲ得ヘク尙ホ其ノ際押收シタル證據物ヲモ閱覽又ハ謄寫スルコトヲ得ヘシ、但シ此等ノ場合ニ於テモ證據物ノ謄寫ハ豫審判事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス、是レ前項ト同シク證據物ノ取扱ヲ尊重ニスル趣旨ニ出テタルモノトス。

二、辯護人カ豫審繫屬中ノ事件ニ付自己ノ立會フコトヲ得ヘキ豫審處分ニ關スル書類及證據物ノ閱覽ハ豫審判事ニ申出ツルノミニテ爲スコトヲ得ルノミナラス其ノ他ノ書類及證據物ト雖豫審判事ノ許可ヲ受クルトキハ仍ホ閱覽スルコトヲ得ヘシ(三〇三條三項)

第四十五條 被告事件公判ニ付セラレタル後ニ於テハ辯護人ト拘留ヲ受ケタル被告人トノ接見及

信書ノ往復ヲ禁スルコトヲ得ス

字解 拘留 トハ勾留狀ノ執行ニ依リ一定ノ監獄ノ拘留監ニ拘禁スルヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ辯護人ト勾留ヲ受ケタル被告人トノ交通ニ關スル規定ナリ、裁判所ハ罪證ヲ遁滅シ又ハ逃亡ヲ圖ル虞アルトキハ勾留セラレタル被告人ニ付他人トノ接見及信書ノ往復ヲ禁スルコトヲ得レトモ(一一二條)辯護人ト被告人トノ間ニモ無制限ニ此ノ規定ヲ適用スルハ被告人ノ辯護權ヲ尊重スル所以ニ非サルヲ以テ被告事件カ公判ニ付セラレタル以後ニ於テハ辯護人ト勾留ヲ受ケタル被告人トノ間ニハ接見及信書ノ往復ヲ禁スルコトヲ得サル旨ヲ明記シ被告人ノ辯護權ノ行使ニ障害ヲ來ササルコトヲ期セリ。

二 辯護人ニ對スル本條ノ制限禁止ハ被告事件公判ニ付セラレタル後ノミニ規定ナルヲ以テ被告事件豫審ニ繫屬中ナルニ於テハ豫審判事ノ見込ニ依リ辯護人トノ間ノ接見及信書ノ往復ヲ禁止スルハ毫モ妨ケサル所ナリ。

第四十六條 辯護人ハ別段ノ規定アル場合ニ限リ獨立シテ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ得

釋義 一 本條ハ辯護人カ獨立シテ訴訟行爲ヲ爲シ得ル場合ニ關スル規定ナリ、辯護人ハ被告人ノ代理人ニ非サルモ被告人ノ利益擁護ノ爲ニ行動スル者ナレハ被告人ノ意思ヲ尊重スルコトヲ要シ特別ノ事情存スルニ非サレハ被告人ノ意思ニ反シテ行動スルコトヲ許スヘキモノニ非ス、故ニ本條ニ於テハ其ノ趣旨ヲ明カニシ辯護人ノ行動ハ被告人ノ意思ニ反セサルコトヲ原

則トシ法律ニ例外規定存スル場合ニ限り被告人ノ意思ニ拘泥スルコトナク獨立シテ訴訟行爲ヲ爲シ得ルコトトセリ。

一 本法ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケ辯護人ニ獨立シテ訴訟行爲ヲ爲シ得ルコトヲ許シタル重ナル場合左ノ如シ。

- (一) 勾留シタル被告人ノ爲ニ保釋ヲ請求スル權(一一五條)
- (二) 公訴提起後押收、搜索、檢證及鑑定ニ立會フ權(一五八條、一七八條、二二七條)
- (三) 豫審判事公判ニ於テ召喚シ難シト思料スル證人ノ訊問ニ立會フ權(三〇二條)
- (四) 豫審中必要トスル處分ヲ豫審判事ニ請求スル權(三〇三條)
- (五) 公訴提起後ニ於ケル書類及證據物ノ閱覽並謄寫ヲ爲ス權(四四條、三〇三條)
- (六) 公判ノ準備トシテ證據物若ハ書類ノ提出ヲ命スル處分又ハ證人、鑑定人、通事若ハ翻譯人ヲ召喚スル處分ヲ裁判所ニ請求スル權(三二四條)
- (七) 公判期日前證據物又ハ證據書類ヲ裁判所ニ提出スル權(三二五條)
- (八) 公判調書ニ必要ト認ムル事項ノ記載ヲ請求スル權(六〇條、一〇號)
- (九) 公判廷ニ於テ被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ヲ訊問スル權(二三八條)
- (十) 裁判長ノ處分ニ對シテ異議ノ申立ヲ爲ス權(三四八條)
- (十一) 公判廷ニ於テ證據調終リタル後意見ヲ陳述スル權(三四九條)等トス、此等ノ場合ハ辯護人カ

被告人ノ意思如何ニ拘泥スルコトナク獨立シテ其ノ訴訟行爲ヲ爲シ得ルヲ以テ學者此等ノ權利ヲ辯護人ノ固有權又ハ傳來的權利ト謂フ。

第四十七條 被告人ノ法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬及夫並被告人ノ屬スル家ノ戸主

ハ被告事件公判ニ付セラレタル後何時ニテモ輔佐人ト爲ルコトヲ得

輔佐人タラントスル者ハ審級毎ニ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

輔佐人ハ被告人ノ爲スコトヲ得ヘキ訴訟行爲ヲ獨立シテ爲スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合

ハ此ノ限ニ在ラス

字解 法定代理人、保佐人、戸主、輔佐人(二四條字解參照) 直系尊屬、直系卑屬(三九條字解參照)

釋義 一 本條ハ輔佐人ニ關スル規定ナリ。

第一、輔佐人ト爲リ得ル者、輔佐人ト爲リ得ル者ハ被告人ノ(一)法定代理人(二)保佐人(三)

直系尊屬(四)直系卑屬(五)夫及(六)被告人ノ屬スル家ノ戸主ノ六者トス、第三九條ノ被告人

ニ獨立シテ辯護人ヲ選任シ得ル者ト大約其ノ範圍ヲ同ウスレトモ第三九條ノ場合ニハ配偶

者ト規定シ夫ノ外妻ヲモ包含セシメタレトモ本條ニ於テハ夫ト爲シ配偶者中妻ヲ除外セリ、

然レトモ保佐人中ニハ被告人ノ妻ノ存スル場合民法九〇九條九〇二條在リ又法定代理人、直

系尊屬直系卑屬、戸主等ニハ一面妻及婦人カ別個ノ資格ニ於テ輔佐人ト爲リ得ルニ拘ラス特

ニ此ノ場合ノミニ配偶者ト爲サスシテ夫ト爲シ對等ノ地位ニ在ルヘキ妻ヲ除外シタルハ其

ノ當ヲ得サルモノト信ス。

第二、輔佐人ト爲リ得ル時期、叙上ノ資格アル(一)乃至(六)ノ六者ニ於テ輔佐人ト爲リ得ル時期ハ事件カ公判ニ付セラレタル後ナリトス、故ニ公訴提起セララルモ事件カ未タ豫審ニ繫屬中ハ輔佐人ト爲ルヲ得ス、公訴提起後ハ豫審中ナルト否トニ拘ラス辯護人ヲ附シ得ルトハ其ノ趣ヲ異ニス。

第三、輔佐人ト爲ルヘキ手續、輔佐人タラントスル者ハ書面ヲ以テ輔佐人ト爲ルヘキ旨ヲ被告事件繫屬ノ裁判所ニ届出ツヘキモノトス、從テ口頭ノ届出ハ其ノ効ナシ、而シテ輔佐人ノ届出ノ効力ハ其ノ届出ノ内容如何ニ拘ラス届出ヲ爲シタル審級ノミニ限り其ノ効力存スルモノトス、故ニ上級審ニ於テモ輔佐人タラントスルニハ更ニ上級審ニ於テ其ノ届出ヲ爲ササルヘカラス。

二 輔佐人ノ權限ハ公訴ニ對シテ被告人ノ防禦權ヲ補助スルモノニシテ被告人ノ爲スコトヲ得ヘキ一切ノ訴訟行爲ヲ被告人ノ意思ニ拘泥スルコトナク獨立シテ行フコトヲ得、但シ法律ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス。

第五章 裁判

釋義 一 裁判ノ意義 裁判トハ裁判所又ハ或判事カ事實ニ法律ヲ適用シテ其ノ意見ヲ發表

スルヲ謂フ、例ヘハ茲ニ殺人ノ事實ニ付起訴アリタルトキ裁判所カ其ノ殺人ノ事件ニ對シ殺人ノ法條(刑法一九九條)ヲ適用シテ刑ノ言渡ヲ爲スカ如キ、又裁判所カ公訴ヲ受ケタル被告人ニ對シテ召喚ニ關スル法條(八三條八四條)ヲ適用シテ召喚狀ヲ發スルカ如キ、又裁判所カ住所不定ノ被告人ニ對シ勾引又ハ勾留ニ關スル法條(八七條九〇條)ヲ適用シテ勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スルカ如キ何レモ或具體的事實ニ對シ法律ヲ適用シテ裁判所ノ意思ヲ表示シタルニ外ナラサルヲ以テ裁判ナリトス、裁判ハ一種ノ意見ニ外ナラサレトモ裁判所又ハ判事カ或具體的事實ニ關シテ爲シタルモノニ非サレハ裁判ニ非ス、故ニ單純ニ學者ノ發表シタル意見ノ如キハ假令具體的事實ニ關シテ法律ヲ適用シテ爲シタルモノトスルモ訴訟法上ノ裁判ニ非ス、檢事モ裁判所ノ發スルモノト同一効力ヲ有スル勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スルコト(二二條一二九條)ヲ得ルモ檢事ノ發シタル勾引狀及勾留狀ハ檢事ノ意思ノ發表ニシテ裁判所ノ意思ノ發表ニ非サルヲ以テ是亦訴訟法上ノ裁判ニ非サルナリ、又裁判タルニハ或事實ニ法律ヲ適用シテ其ノ意見ヲ發表スルコトヲ要スルカ故ニ單純ノ意思表示ハ裁判ニ非サルナリ、例ヘハ裁判所ニ於テ被告人及證人ヲ訊問スル行爲ノ如キモ裁判所ノ意思表示ニ外ナラサレトモ特ニ或事實ニ法律ヲ適用シテ其ノ意見ヲ發表スルモノニ非サルヲ以テ裁判トハ稱スル能ハサルナリ。

二 裁判ノ種類 裁判ハ形式上ヨリ區別シテ(一)判決(二)決定及(三)命令ノ三種トス、判決トハ裁判所カ判決ノ方式ヲ以テ言渡ス裁判ニシテ法律ニ於テ之ヲ明定ス、(イ)管轄違ノ判決(三)

五五條(ロ)刑ノ言渡ノ判決(三五八條)(ハ)刑ノ執行猶豫ノ判決(三五八條)(ニ)刑ノ免除ノ判決(三五九條)(ホ)無罪ノ判決(三六二條)(ヘ)免訴ノ判決(三六三條)(ト)公訴棄却ノ判決(三六四條)(チ)控訴棄却ノ判決(四〇〇條)(リ)第一審ニ差戻ス判決(四〇二條)(四四九條)(ヌ)上告棄却ノ判決(四四六條)(ル)破毀判決(四四七條)(五二〇條)(ヲ)移送ノ判決(四五〇條)(ワ)非常上告棄却ノ判決(五一九條)(カ)私訴ニ對スル判決(五九二條)等ナリ故ニ判決ハ或審級ニ於ケル訴訟關係ヲ終局スル爲ニ爲ス裁判ナリトス決定ハ裁判所カ決定ノ方式ヲ以テ爲ス裁判ニシテ多クハ法律ニ其ノ旨ヲ明記スルモ裁判所ノ爲スヘキ裁判ニシテ特ニ法律ニ明記ナキモノハ決定ノ形式ニ依ルヘキモノトス但シ豫審終結決定ノ裁判ハ豫審判事ノ資格ニ於テ爲ス裁判ニシテ裁判所ノ爲ス裁判ニ非サレトモ該裁判ハ(イ)管轄違ノ言渡(三〇九條)(ロ)公判ニ付スル言渡(三一二條)(ハ)免訴ノ言渡(三一三條)(ニ)四條ニシテ訴訟手續上重要ノ裁判ナルヲ以テ裁判所ノ爲ス裁判ト同シク該裁判ニ限リ決定ノ方式ニ依ラシムルコトトセリ命令トハ裁判長受命判事受託判事及豫審判事カ其ノ資格ニ於テ爲ス裁判ニシテ法律ニ特ニ明文ナキモノヲ總稱ス故ニ決定ト命令トノ主タル差違ハ合議裁判所ヲ標準トシテ觀察スレハ前者ハ合議體ナル裁判所其ノモノノ爲ス裁判ニシテ後者ハ合議體ノ機關タル裁判長又ハ受命判事ノ爲ス裁判ナリ合議體ヲ組織セサル區裁判所ニ於テハ其ノ判事カ決定及命令ヲ併セ爲スモノナレトモ裁判所トシテ爲シタル裁判ハ決定ニシテ合議裁判所ニ於ケル裁判長ト同資格ニ於テ爲シタル裁判ハ命令ナリ例ヘハ區裁判所ニ於テ對審

ノ公開ヲ停ムル裁判ハ區裁判所ノ爲スヘキ裁判ナルヲ以テ決定ノ方式ニ依ルヘキモノナレトモ公開ヲ停メタルトキ特種ノ者ニ入廷ヲ許可スル裁判婦女兒童及相當ナル衣服ヲ著セサル者ヲ法廷ヨリ退去セシムル裁判審問ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨリ退去セシムル裁判及其ノ者ヲ勾引シ罰金ニ處シ若ハ拘留ニ處スル裁判ノ如キ不當ノ言語ヲ用ウル辯護士ニ對シ陳述ヲ禁スル裁判ノ如キ裁權一〇五條乃至一一一條ハ何レモ裁判長ノ爲スヘキ裁判ニシテ命令ノ方式ニ依ルヘキモノナルヲ以テ區裁判所判事カ爲シタルトキモ仍ホ命令タルカ如シ豫審判事ノ爲ス裁判ハ前叙豫審終結決定ノ如ク特ニ明文アル場合ヲ除キ他ハ總テ命令ナリトス同一實質ヲ有スル裁判ナルモ裁判所カ爲シタル裁判ハ決定ニシテ裁判長豫審判事受命判事及受託判事カ爲シタルトキハ命令ナリ從テ之ニ對スル不服ノ方法ヲ異ニス前者ハ決定ナルヲ以テ抗告ノ方法ニ依ルヘク後者ハ決定ニ非サルヲ以テ裁判ノ取消又ハ變更ノ方法ニ依ルヘキモノトス例ヘハ(一)忌避ノ申立ヲ却下スル裁判(二)勾留保釋押收又ハ押收物ノ還付ニ關スル裁判(三)鑑定ノ爲被告ノ留置ヲ命スル裁判(四)證人鑑定人通事又ハ翻譯人ニ對シテ過料又ハ費用ノ賠償ヲ命スル裁判ノ如キ此等ノ裁判ヲ裁判所ニ於テ爲シタルトキハ決定ノ方式ニ依ルヘキモノナレトモ裁判長受命判事又ハ豫審判事受託判事ニ依リテ爲サルトキハ命令ノ方式ニ依ルヘキカ如シ(四七〇條)

三 以上ハ裁判ヲ形式上ヨリ區別シタルモノナルカ之ヲ性質ヨリ區別セハ(一)終局裁判ト

中間裁判又ハ(二)實體的裁判ト形式的裁判ト爲スコトヲ得終局裁判トハ訴訟ヲ終局セシムル裁判例ヘハ刑ヲ言渡ス判決管轄違又ハ免訴ノ豫審終結決定ノ如キ裁判ヲ謂ヒ中間裁判トハ訴訟ノ進行ニ付生シタル事項ニ對シ裁判ヲ爲スヲ謂フ多數ノ決定命令ハ之ニ屬ス又實體的裁判トハ實體的請求權即チ公訴ニ於テハ刑罰權ノ存否私訴ニ在リテハ私訴請求權ノ當否ヲ決スル裁判ヲ謂ヒ形式的裁判トハ訴訟關係ノ存否又ハ訴訟手續ノ當否ヲ決スル裁判ヲ謂フ例ヘハ刑ノ言渡ヲ爲ス裁判ノ如キハ前者ニ屬シ多クノ決定及命令ハ後者ニ屬ス

四 裁判ハ各審級ヲ通シテ爲スヘキモノナレハ裁判ニ關スル一般ノ規定ハ總則ニ置クヲ妥當ト認メ特ニ一章ヲ設ケ四八條乃至五三條ニ於テ之カ規定ヲ爲セリ

第四十八條 判決ハ口頭辯論ニ基キテ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

決定ハ公判廷ニ於テ申立ニ因リ之ヲ爲ストキハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽クヘシ其他ノ場合ニ於テハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ爲スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

命令ハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ爲スコトヲ得

決定又ハ命令ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得

前項ノ取調ハ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ區裁判所判事ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受命判事又ハ受託判事ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ

字解 口頭辯論 トハ裁判所及當事者ノ訴訟行為ヲ聽テ口頭ニテ爲シ口頭審理ニテ得

タル訴訟材料ノミヲ裁判ノ基本ト爲ス審理方法ヲ謂フ口頭辯論ニ對シテ書面審理ノ方法存ス書面審理トハ書面ニ依ル意思表示ノミヲ訴訟材料ト爲シ裁判ノ基本ト爲ス審理方法ヲ謂フ口頭辯論タルニハ裁判所ハ直接口頭ヲ以テ當事者雙方ノ陳述ヲ聽キ當事者モ口頭ノミヲ以テ答辯ヲ爲シ又互ニ攻撃防禦ノ方法ヲ講スヘク證據ト爲スヘキ證人、鑑定人ノ訊問ヲ原則トシテ法廷ニ於テ直接ニ之ヲ爲ササルヘカラス從テ口頭辯論タルニハ必ス判事、檢事、被告人出庭ノ上判事ノ面前ニ於テ其ノ辯論ヲ爲スヘキモノトス

訴訟關係人 トハ訴訟ニ付利害ノ關係ヲ有スル者ヲ謂フ(一)檢事(二)被告人(三)私訴當事者(四)私訴ニ於ケル主參加人及從參加人(五)被告人ノ代表者(六)辯護人及(七)輔佐人ノ如キハ何レモ訴訟ニ付利害ノ關係アルヲ以テ訴訟關係人ナリトス

受命判事(二一條字解參照) 受託判事(二四條字解參照)

釋義 一 裁判ハ形式上ヨリ區別シテ(一)判決(二)決定及(三)命令ノ存スルコト前説明ノ如シ此ノ區別ノ大體ノ標準ハ裁判スヘキ事項ノ輕重ニ依リ其ノ差違ヲ設ケタルモノニシテ事ノ最モ重大ナルモノハ判決ノ方式ニ依リ之ニ次テ重要ナルモノハ決定ノ方式ニ依リ最モ輕微ナルモノハ命令ノ方式ニ依ラシムルモノトス從テ其ノ内裁判ヲ爲スヘキ手續ニ付テモ形式ノ異ルニ依リ自ラ差違ヲ設ケル必要アリ本條ハ其ノ各種ノ裁判ヲ爲スヘキ手續ヲ規定シタルモノナリ

二 第一式判決ヲ爲スヘキ手續 判決ヲ爲スニハ口頭辯論ニ基キテ爲スヲ原則トス故ニ公判廷ヲ開カスシテ書面審理ノミニ依リテ下シタル判決及假令公判廷ヲ開キタルモ當事者一方

ノ陳述ノミヲ聽キテ下シタル判決ハ其ニ口頭辯論主義ニ依ラサル判決ナルヲ以テ違法タルヲ免レズ但シ法律ニ於テ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス例ヘハ三五二條ノ判決四四二條ノ上告ノ判決及五一二條ノ再審ノ判決ノ如キ是ナリ其ノ他三六六條三六七條ノ場合モ裁判所カ被告人ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ下シ得ル場合ナルヲ以テ其ノ例外ニ屬ス

第二、決定ヲ爲スヘキ手續、決定ハ公判廷ニ於テ申立ニ因リ之ヲ爲ス場合ハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽クコトヲ要スルモ其ノ他ノ場合ニ於テハ別段ノ規定アル場合ノ外訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ爲スコトヲ得故ニ例ヘハ公判廷ニ於テ訴訟關係人ヨリ證據調ノ請求アリタルトキハ之カ許否ノ決定ヲ爲スニハ必ス相手方ノ意見ヲ聽クコトヲ要スルモ公判期日前ニ於テ之カ申請アリタルトキ其ノ許否ノ決定ヲ爲スニハ相手方ノ意見ヲ聽クヲ要セサルカ如シ又公判廷ニ於ケル決定ニ付テモ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽クヲ要スルハ訴訟關係人ノ申立ニ因リ之ヲ爲ス場合ニ限ルヲ以テ裁判所カ職權ヲ以テ證據調ノ決定ヲ爲スカ如キハ公判廷ニ於テ之ヲ爲スモ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽クヲ要セサルナリ之ニ反シテ管轄移送ノ決定ノ如キ三條六條管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求ニ對スル決定ノ如キ二三條保釋責付ノ決定ノ如キ一八條一一九條抗告裁判所ノ決定ノ如キ四六四條ハ法律ニ於テ特別ノ規定アルヲ以テ公判廷以外ニ於テ爲ス場合ナルモ檢事ノ意見ヲ聽カサルヘカラス

第三、命令ヲ爲ス手續、命令ハ最モ輕微ノ裁判ナルヲ以テ常ニ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシ

テ爲シ得ルコトトセリ

三、前説明ノ如ク判決ハ口頭辯論ニ基キテ爲スヲ原則トスレトモ之ニ反シテ決定及命令ハ口頭辯論ニ依ラスシテ書面審理ニ依ルヲ原則トセリ然レトモ決定命令ヲ爲ス場合ニ於テモ書面ノ審理ノミニテハ仍ホ盡ササル場合アルヘシ斯ル場合ニ於テハ裁判所ニ於テ自ラ進ンテ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得サルヘカラス第四項ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノトス事實ノ取調ハ其ノ部員ヲシテ之ヲ爲サシメ合議裁判所ノ場合又ハ區裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲サシムルコトヲ得受命判事又ハ受託判事力之ニ應シテ取調ヲ爲シタルトキハ其ノ結果ヲ報告セサルヘカラス

第四十九條 裁判ニハ理由ヲ附スヘシ

上訴ヲ許ササル決定又ハ命令ニハ理由ヲ附セサルコトヲ得

釋義 一、本條ハ裁判ノ方式ヲ規定シタルモノナリ上訴ヲ許ササル決定命令ヲ除ク外總テ裁判ニハ理由ヲ附セサルヘカラス從テ判決ヲ爲スニハ理由ヲ附スヘキヤ勿論ナリ判決ニ如何ナル理由ヲ附スヘキヤニ付テハ第二編第四章第三節公判ノ裁判ノ部ニ於テ説明スヘシ

二、上訴ヲ許ササル決定トハ裁判所ノ管轄又ハ訴訟手續ニ關シ判決前ニ爲シタル決定ニシテ法律ニ於テ特ニ即時抗告ヲ爲シ得ヘキコトヲ規定セサルモノヲ謂フ例ヘハ總則ニ規定スル管轄ニ關スル決定ノ如キ證據調ニ關スル許否ノ決定ノ如キ是ナリ但シ勾留保釋押收又ハ押收

物ノ還付ニ關スル決定及鑑定ノ爲ニスル被告人ノ留置ニ關スル決定ハ判決前ニ於テ爲ス決定ナレトモ上訴ヲ許スヲ以テ右ノ例外ナリトス。

三 命令ハ普通上訴ヲ許ササルヲ原則トス從テ命令ニハ普通理由ヲ附スルヲ要セサルモ

(一)忌避ノ申立ヲ却下スル裁判 (二)勾留保釋押収又ハ押收物ノ還付ニ關スル裁判 (三)鑑定ノ爲被告人ノ留置ヲ命スル裁判 (四)證人鑑定人通事又ハ翻譯人ニ對シテ過料若ハ費用ノ賠償ヲ命スル裁判ニ付テハ上訴ヲ許シ不服アル者ニ於テ裁判ノ取消又ハ變更ヲ請求シ得ルヲ以テ此等ノ命令ニ付テハ其ノ命令ヲ發シタル理由ヲ附セサルヘカラス、

四 四判決ニ付テハ法律ハ其ノ附スヘキ理由ニ付特別ノ規定ヲ設ケ(三五五條以下)タレトモ決定命令ニ付テハ其ノ附スヘキ理由ニ付特別ノ規定ナシ故ニ決定命令ニ附スル理由ニ付テハ其ノ決定命令ヲ爲シタル事由ヲ明示スルヲ以テ足ルモノトス、特ニ判決ニ於ケルカ如ク證據ニ依リテ詳細ニ説明スルヲ要セス、

第五十條 裁判ノ告知ハ公判廷ニ於テハ宣告ニ依リ之ヲ爲シ其ノ他ノ場合ニ於テハ裁判書ノ謄本ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

字解 宣告トハ裁判所又ハ判事カ言渡ノ方法ニ依リテ裁判ノ意思表示ヲ爲スヲ謂フ 謄本(二〇條字解参照)ハ口頭裁判ニ於テモ謄本ヲ送達スルモノトス

釋義 一 本條ハ裁判ノ告知ノ方法ヲ規定シタルモノナリ、裁判ノ效力ハ告知ニ依リ外部ニ對

シテ發生スルモノニシテ其ノ告知ノ方法ニ二種アリ、公判廷ニ於テハ總テ宣告即チ言渡ノ方法ニ依リテ之ヲ爲スヘク、其ノ他ノ場合ニ於テハ裁判書ヲ作成シ其ノ謄本ヲ送達シテ之ヲ爲スヘキモノトス、

二 外部ニ對スル裁判ノ效力ハ告知ニ依リテ發生スルコト前項説明ノ如シ、然レトモ裁判其ノ者ノ成立ハ必スシモ之ト一致セサルナリ、裁判ハ裁判所ノ意見ノ發表ニ外ナラサルヲ以テ裁判所ニ於テ其ノ意見ヲ確定シ之ヲ發表シタル以上ハ裁判ハ其レニ依リテ成立スヘク敢テ宣言又ハ送達ニ依リテ之ヲ告知スルヲ要セサルナリ、例ヘハ裁判所カ審理ノ結果或事件ニ付有罪ト評定シ之ニ基キテ言渡前既ニ判決書ヲ完成シタル以上ハ其ノ判決ハ之ニ依リテ成立スヘキカ如シ故ニ斯ル場合ニ於テハ審理評決ニ關與セサル判事ト雖其ノ判決ヲ爲スコトヲ得ヘシ(三五四條)明治三七年八月六日大審院判決但シ判決ノ如ク言渡ヲ必要トスル裁判ハ言渡以前ニ於テハ當事者ニ對シテ何等ノ效力ヲ發生セサルヲ論テ俟タス、然レトモ送達ヲ要セサル決定命令ハ外部ニ對スル其ノ效力ノ發生ニ送達ヲ要セサルヲ以テ其ノ意思ヲ表示シタル裁判書ヲ作成シ其ノ裁判ヲ成立セシメタル時ニ於テ外部ニ對スル裁判ノ效力モ發生スルモノト謂ハサルヘカラス、
叙上説明セル所ヲ要言セハ、
(一) 裁判書カ言渡又ハ送達以前ニ作成セラレタルトキハ其ノ裁判ハ裁判書ノ完成ト同時ニ成立シ外部ニ對スル效力ハ言渡又ハ送達ニ因リ發生スヘク、

- (二) 裁判言渡後ニ裁判書カ作成セラレタルトキハ言渡ニ因リ裁判成立シ同時ニ外部ニ對スル效力ヲ發生スヘク、
- (三) 送達ヲ要セサル裁判ハ裁判書ノ完成ニ因リテ成立シ之ト同時ニ外部ニ對スル效力モ發生スヘク、

第五十一條

裁判ノ宣告ハ裁判長之ヲ爲スヘシ

裁判ノ宣告ヲ爲スニハ主文及理由ヲ明讀シ又ハ主文ノ明讀ト同時ニ理由ノ要旨ヲ告クヘシ

字解 裁判書トハ裁判ノ爲スル事項ヲ謂フ

釋義 一 本條ハ裁判宣告ノ方式ヲ規定シタルモノナリ、裁判ノ宣告即チ言渡ハ裁判長之ヲ爲

スヘキモノトス、但シ單獨判事カ裁判ヲ爲ス場合ハ其ノ判事ナリトス

又ニ決定命令ニ付テハ之カ言渡ヲ爲スニ當リ單ニ其ノ主文ヲ爲スヘキ裁判ノ結果ノミヲ言

渡スヲ以テ可ナリト爲セトモ判決ハ事態最モ重要ナル裁判ナルヲ以テ其ノ言渡ニ付テモ鄭重

ノ規定ヲ設ケ主文ノ外ニ其ノ主文ノ因テ生シタル理由ヲ朗讀スヘク、若シ理由ノ全部ヲ朗讀セ

サル場合ニハ其ノ理由ノ要旨ヲ告クヘキモノトセリ

第五十二條 檢事ノ執行指揮ヲ要スル裁判ヲ爲シタルトキハ速ニ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調

書ノ謄本又ハ抄本ヲ檢事ニ送付スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

字解 裁判書トハ裁判所又ハ判事カ或事實ニ法律ヲ適用シテ其ノ意見ヲ發表スルニ

當リ判事ニ於テ特ニ作成シタル文書ヲ總稱スルモノニシテ其ノ内容カ命令又ハ決定タ

ルト將又判決タルトハ之ヲ問ハサルナリ、裁判書中判決ヲ記載シタルモノヲ判決書ト稱

ス(六七條六九條)此ノ如ク裁判書ハ裁判ヲ記載シタル文書ナレトモ裁判ヲ爲ス爲判事ニ

於テ特ニ作成シタル文書ニ非サレハ裁判書ト稱セス從テ訴訟手續ヲ記載スル公判調書

ノ如キハ裁判所書記ノ作成スルモノナレハ假令其ノ中ニ裁判ヲ記載スルコトアルモ該

文書ハ依然トシテ公判調書ニシテ裁判書ニ非ス、故ニ本法ハ斯ル調書ハ單ニ裁判ヲ記載

シタル調書トノミ稱セリ

釋本 二〇條字解參照

抄本 トハ原本ノ一部分ヲ拔萃シタルモノヲ謂フ

釋義 一 裁判ノ執行ハ檢證、搜索又ハ證據決定ノ執行ノ如ク其ノ裁判ノ性質上裁判所又ハ裁

判長受命判事、豫審判事又ハ區裁判所判事ノ爲スヘキモノヲ除キ其ノ裁判ヲ爲シタル裁判所ノ

檢事之ヲ指揮スヘク、檢事カ裁判執行ノ指揮ヲ爲スニハ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄

本又ハ抄本ヲ添附スルコトヲ要スルヲ以テ(五三五條五三六條)檢事ノ執行指揮ヲ要スル裁判ヲ

爲シタルトキハ速ニ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ送付スル要アリ、本條

ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ

二 以上ハ一般ノ原則ヲ規定シタルモノニシテ檢事ノ執行指揮ヲ要スル裁判ヲ爲シタルト

キハ通常裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ檢事ニ送付スルヲ以テ足ル

モ法律ハ特別ノ場合ニハ檢事ノ執行指揮ニ裁判書ノ原本ヲ要スルコトヲ規定スルコトヲ斷

ル場合ニ於テハ裁判書ノ原本ヲ送付セサルヘカラス、例ヘハ檢事ノ指揮ニ依リ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テ之ヲ發シタル官署カ其ノ原本ヲ檢事ニ送付セサルヘカラサルカ如キ即チ是ナリ。(二〇〇條)

第五十三條 被告人其ノ他訴訟關係人ハ其ノ費用ヲ以テ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ原本

又ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

字解 訴訟關係人(四八條字解參照) 裁判書ノ原本(五二條字解參照) 抄本(二〇條字解參照)

釋義 一 本條ハ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ交付請求權ニ關スル規定ナリ、舊法ニ於テハ判決ニ付テノミ其ノ規定ヲ設ケタルモ(舊刑訴二〇六條)其ノ他ノ裁判ニ付テモ特ニ其ノ交付ヲ禁スヘキ理由ナキヲ以テ本法ニ於テハ其ノ範圍ヲ擴張シテ一般ノ裁判書及裁判ヲ記載シタル調書ニ付其ノ交付請求權ヲ認メタリ。

二 本條ノ原本又ハ抄本ノ交付請求權者ハ(一)被告人及(二)其ノ他ノ訴訟關係人トス、故ニ被告人其ノ他ノ訴訟當事者ハ勿論辯護人及輔佐人モ其ノ請求權ヲ有スルモノトス。

第六章 書類

釋義 一 舊法ニ於テハ書類作成ノ方式ノミヲ總則中ニ規定シタレトモ(舊刑訴二〇條)二一條ニ本法ニ於テハ獨立ノ一章ヲ設ケ書類ニ關スル一般ノ通則ヲ規定スルコトトセリ。

二 刑事訴訟法上ノ書類ニハ廣狹二義アリ、廣義ニ於テハ刑事訴訟法上效力ヲ及ボスヘキ一切ノ文書ヲ指シ、狹義ニ於テハ刑事訴訟ニ依リテ作成スヘキ文書ノミヲ指ス、三四〇條ニ所謂書類ノ如キハ前者ニ屬シ、本章ノ書類ハ後者ニ屬ス。

第五十四條 訴訟ニ關スル書類ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所書記之ヲ作成スヘシ

字解 訴訟ニ關スル書類 トハ刑事訴訟法ノ規定ニ依リテ作成スヘキ文書ヲ謂フ、公訴狀、私訴狀、告訴調書、豫審調書、公判調書、受命判事ノ報告書、上訴狀、裁判書、檢證調書、搜索調書等ノ如キ何レモ訴訟ニ關スル書類ナリ。

釋義 本條ハ訴訟書類ノ作成者ニ關スル規定ナリ、訴訟ニ關スル書類ハ原則トシテ裁判所書記ニ於テ作成シ且整理スヘキモノトス、但シ書類ノ性質上裁判所書記ノ作成シ得サルモノ及裁判所書記ノ關與セサルモノハ此ノ限ニ在ラス、例ヘハ裁判書ノ如キハ判事之ヲ作成スヘク(六七條)公判請求書、豫審請求書ハ檢事之ヲ作成スヘク(二七八條)二九〇條又裁判所書記ノ立會ナクシテ取調又ハ處分ヲ行フ場合ノ書類ハ其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者ニ於テ作成スヘキカ如シ。

第五十五條 訴訟ニ關スル書類ハ公判開廷前ニ於テハ之ヲ公ニスルコトヲ得ス

字解 公判開廷前 トハ第一回ノ公判ヲ開カサル以前ヲ謂フ、假令事件カ公判ニ付セラレ期日ヲ指定スルモ未タ事件ノ審理ニ着手セサル以前ハ仍ホ公判開廷前ナリトス。

釋義 公判ハ公開スヘキモノニシテ裁判所ニ於テ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル虞アリト認メタル場合ノ外之ヲ停ムヘキモノニ非ス、憲法五九條、裁權一〇五條從テ被告事件公判ニ付セラレ審

理ニ著手シタル以上ハ當然公ニセラルルヲ以テ之ニ關スル訴訟書類モ特ニ差支ナキ限リハ之ヲ公ニスルハ何等差支ナキ所ナリト雖公判開廷以前ニ於テ之ヲ公ニスルハ審理ノ妨害ト爲ルノミナラス、徒ラニ訴訟關係人ノ名譽ヲ毀損シ回復スヘカラサル損害ヲ生スルコトアルヘキヲ慮リ本條ニ於テ公判開廷以前ニ於テハ訴訟ニ關スル書類ハ一切公ニ爲シ得サルコトヲ明規セリ新聞紙法ニ於テ公判ニ付スル以前ニ豫審ノ内容及其ノ被告事件ニ關スル事項ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ禁止シタルト其ノ立法ノ精神ヲ同ウス(新聞紙法一九條)

第五十六條 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ

調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問及供述
- 二 證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人宣誓ヲ爲ササルトキハ其ノ事由

調書ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ

供述者増減變更ヲ申立テタルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載スヘシ

調書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムヘシ

字解 被告人 トハ檢事ヨリ起訴セラレ訴訟ノ當事者ト爲リタル者ヲ謂フ。
被疑者 トハ起訴以前犯罪ノ嫌疑ヲ受ケタル者ヲ謂フ。

證人、鑑定人(二四條字解参照)

通事 トハ裁判所ニ於テ國語ニ通セサル者及聾者啞者ノ供述ヲ通譯スル者ヲ謂フ。(二三四條)

釋義 一 本條ハ(一)被告人(二)被疑者(三)證人(四)鑑定人(五)通事又ハ(六)翻譯人ノ訊問

ニ付調書ヲ作成スヘキコト及其ノ記載事項ヲ規定シタルモノナリ、此等ノ者ヲ訊問シタルトキハ必ス調書ヲ作成シ次ノ事項ヲ記載セサルヘカラス。

第一、以上六者ノ訊問及供述ハ之ヲ具體的ニ調書ニ記載スルヲ要スレトモ必スシモ速記的ニ一問毎ニ一答ヲ記載スルヲ要セス其ノ訊問及供述ノ要領ヲ記載スルヲ以テ足ルモノトス(明治三七年一〇月二五日大審院判決)而シテ此等ノ者ノ供述ニ付テハ判事ノ問ニ對シテ爲シタルモノハ勿論自ラ進ンテ爲シタルモノト雖其ノ要領ヲ記載セサルヘカラス。

第二、證人、鑑定人、通事、翻譯人宣誓ヲ爲ササルトキハ其ノ事由 證人、鑑定人、通事、翻譯人ニ付テハ宣誓ヲ爲シ得ルモノト然ラサルモノトアリ、二〇一條ノ一乃至六號ニ該當スル者ハ宣誓ヲ爲サシメスシテ之ヲ訊問スヘキモノトス、斯ル場合ニ於テハ其ノ何レノ條項ニ該當スヘキヤニ付其ノ事由ヲ記載セサルヘカラス。

二 右ノ調書ヲ作成シタルトキ該調書ハ裁判所書記ヲシテ之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ニ閱覽セシメタル上供述者ニ對シテ其ノ記載ニ相違ナキカ否ヲ問フヘキモノトス、供述

者若シ増減變更ヲ申立テクルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載セサルヘカラス、而シテ該調書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムヘキモノトス、是レニ調書ノ正確ヲ期スルニ在リ、故ニ以上ノ方法ヲ講スルニ當リテハ供述者ヲシテ充分調書ノ内容ヲ了解セシメサルヘカラス、叙上ノ讀聞ケ又ハ閱覽モ供述者ヲシテ其ノ内容ヲ了解セシムル爲ニ爲スモノナレハ文字ノ知識アル者ニハ兩者何レノ方法ヲ採用スルモ可ナリト雖文字ノ知識ナキモノニ對シテハ之ヲ閱覽セシムルモ何等ノ效ナキヲ以テ必ス讀聞ケノ方法ニ依ラサルヘカラス、供述者署名捺印ヲ肯シセス又ハ署名捺印ヲ爲シ得サルトキハ其ノ旨ノ附記ヲ要ス。

第五十七條 檢證、押収又ハ搜索ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ

押収ヲ爲シタルトキハ其ノ品目ヲ調書ニ記載シ又ハ別ニ目錄ヲ作り之ヲ調書ニ添附スヘシ

字解 檢證 トハ五官ノ作用ニ依リテ物件ヲ實見シ證明ヲ授クル手續ヲ謂フ、實見ヲ爲シ得ヘキモノハ動産タルト不動産タルトハ之ヲ問ハス一切物件ニ付之ヲ爲スコトヲ得ヘシ、必要アル場合ニ於テハ人ノ身體ノ檢査、死體ノ解剖、墳墓ノ發掘及物ノ毀壞等ヲモ爲スコトヲ得ルモノトス(一七五條一七六條)
押収 トハ證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スル物件ヲ占有スル手續ヲ謂フ、該物件ヲ占有スルニ付強力ヲ用キテ占有スル場合ト所有者、所持者若ハ保管者カ任意ニ提出シ又ハ遺失物ナリシ爲強力ヲ用キスシテ占有スル場合トアリ、前者ヲ差押ト謂ヒ後者ヲ領置ト謂フ。(一四〇條一四二條)

搜索 トハ證據物件又ハ沒收スヘキ物ト思料スル物件若ハ被告ノ所在ヲ發見スル爲人ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ヲ點檢スル手續ヲ謂フ。(一四三條)

釋義 本條ハ檢證、押収、搜索ニ付調書ヲ作ルヘキコト及記載ノ方法ヲ規定シタルモノナリ、檢證、押収及搜索ヲ爲シタルトキハ之ニ關スル調書ヲ作成スヘク押収ヲ爲スヘキ物件存スルトキハ其ノ物件ヲ明確ニスル爲其ノ物件ノ名稱ヲ調書ニ記載シ又ハ別ニ目錄ヲ作り之ヲ調書ニ添附セサルヘカラス。

第五十八條 前二條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル年月日及場所ヲ記載シ其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ但シ公判期日外ニ於テ裁判所取調又ハ處分ヲ爲シタルトキハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ

前條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル時ヲ記載スヘシ

釋義 本條ハ前二條ノ規定ニ依リ作成スヘキ調書ニ共通ノ要件ヲ定メタルモノニシテ一ニ調書ノ正確ヲ期スル爲ニ出テタルモノトス、其ノ要件左ノ如シ。

第一、取調又ハ處分ヲ爲シタル年月日ヲ記載スルコト、但シ檢證、押収又ハ搜索ニ關スル調書ニハ年月日ノ外其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル時間ヲモ記載セサルヘカラス、蓋檢證、押収又ハ搜索ニ付テハ時間ニ規定ノ制限アリ、原則トシテ日出前日没後ニハ取調又ハ處分ヲ爲シ得サルヲ以テ(一五五條一七七條特ニ其ノ時間ヲ明確ニスル必要アレハナリ、故ニ此ノ場合ニハ著

手時間及終了ノ時間ヲモ記載シ其ノ處分ノ時間ヲ明確ニ爲ササルヘカラス。
第二、其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル場所ヲ記載スルコト、是レ其ノ取調又ハ處分カ管轄地域内ニ於テ行ハレタリヤ否ヲ明確ニスル必要アルヲ以テナリ。

第三、其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者ニ於テ調書ノ作成者ト共ニ署名捺印スルコト、是レ該調書ノ正確ナルコトヲ認證スルニ出テタルモノナリ、裁判所カ公判廷内ニ於テ被告人、證人等ヲ取調ヘ又ハ檢證、押收ヲ爲シタルトキハ公判調書ヲ作成スヘク、公判調書ノ作成ニハ特別ノ方式アリ(六〇條六一條六三條)本條及前二條ノ規定ニ依ルヲ要セサルモ公判期日外ニ於テ前二條ノ取調又ハ處分ヲ爲シタルトキハ仍ホ該規定ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ裁判長ハ裁判所書記ト共ニ調書ニ署名捺印スヘキモノトス、區裁判所ニ於テハ裁判所長ノ職務ヲ行フハ單獨判事ナルヲ以テ其ノ判事ニ於テ裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ。

第五十九條 裁判所書記ノ立會ナクシテ取調又ハ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記ノ行フヘキ職務ハ其ノ取調又ハ處分ヲ爲ス者自ラ之ヲ行フヘシ

釋義 本條ハ裁判所書記ノ立會ナクシテ行ハレタル場合ノ調書ノ作成者ヲ規定シタルモノナリ、被告人、被疑者、證人、鑑定人、通事、翻譯人ノ訊問及檢證、押收又ハ搜索ヲ爲スニ付テハ裁判所書記ノ立會ヲ原則トシ(一三六條一三九條二〇七條二二八條二二九條一六八條一七八條)裁判所書記立會ヒタル場合ニ於テハ五四條乃至五八條ノ規定ニ從ヒ調書ヲ作成シ供述者ニ讀聞ケ又ハ閱覽セシムヘキコト前説明ノ如クナリト雖此等ノ取調又ハ處分ハ現行犯ノ場合ノ如ク檢事又ハ司法警察官ニ依リテ行ハルルコトアリ(一二七條一二九條一七〇條一八〇條二一四條二二八條二三六條)此等ノ場合ニハ裁判所書記ノ立會ナクシテ行ハルルヲ以テ右ノ規定ニ依ラシムルヲ得ス故ニ其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者ニ於テ自ラ裁判所書記ノ行フヘキ職務ヲ行ハシムルコトトセリ從テ其ノ場合ノ調書作成者ハ取調又ハ處分ヲ爲シタル檢事又ハ司法警察官ナルヲ以テ此等ノ官吏其ノ調書ヲ作成シタルトキハ自ラ供述者ニ其ノ調書ヲ讀聞ケ又ハ閱覽セシメタル上其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問ヒ供述者増減變更ヲ申立テタルトキハ其ノ供述ヲ記載スヘク且調書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシメサルヘカラス。

第六十條 公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ付テハ公判調書ヲ作ルヘシ

公判調書ニハ左ノ事項其ノ他一切ノ訴訟手續ヲ記載スヘシ

- 一 公判ヲ爲シタル裁判所及年月日
- 二 判事、檢事及裁判所書記ノ官氏名並被告人、代理人、辯護人、輔佐人及通事ノ氏名
- 三 被告人出頭セザリシトキハ其ノ旨
- 四 公開ヲ禁シタルトキハ其ノ旨及理由
- 五 被告事件ノ陳述及公判開廷中口頭ノ起訴アリタルトキハ其ノ要旨
- 六 辯論ノ要旨

- 七 第五十六條第二項ニ掲ケル事項
- 八 朗讀シ又ハ要旨ヲ告ケタル書類
- 九 被告人ニ示シタル書類及證據物
- 十 公判廷ニ於テ爲シタル檢證及押收
- 十一 裁判長ノ記載ヲ命シタル事項及訴訟關係人ノ請求ニ因リ記載ヲ許シタル事項
- 十二 被告人若ハ辯護人最終ニ陳述シタルコト又ハ被告人若ハ辯護人ニ最終ニ陳述スル機會ヲ與ヘタルコト

十三 判決其ノ他ノ裁判ノ宣告ヲ爲シタルコト

字解 公判期日 トハ裁判所及訴訟關係人カ公判廷ニ於テ訴訟行爲ヲ爲スニ付裁判所ノ定メタル日時ヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ公判ニ付調書ヲ作ルヘキコト及其ノ調書ニ記載スヘキ事項ヲ規定シタルモノナリ、公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判廷ニ於テ爲スヘキモノニシテ公判廷ニハ常ニ裁判所書記ノ立會ヲ要スルヲ以テ(三二九條)之カ訴訟手續ニ關スル調書ハ裁判所書記ノ作成スヘキモノトス(五四條)該調書ハ之ヲ公判調書ト稱ス、而シテ該公判調書ハ立會書記ニ於テ各公判開廷毎ニ之カ作成ヲ爲ササルヘカラス。

二 公判調書ニ記載シテ明確ニスヘキ事項左ノ如シ。

- (一) 公判ヲ爲シタル裁判所及年月日、公判開廷毎ニ其ノ公判ヲ開キタル裁判所ノ名及其ノ公判ヲ開キタル年月日ヲ記載スヘキモノトス、開廷ノ時間ハ別ニ明記スルニ及ハサルナリ、公判ヲ開キタル裁判所又ハ年月日ト別個ノ裁判所又ハ年月日ノ記載アルトキハ、調書自體ニ於テ其ノ記載カ誤記ニ出テ眞實ノ裁判所又ハ年月日ヲ推知シ得ヘキトキハ格別然ラサルトキハ全然記載ヲ缺キタル場合ト同視セサルヘカラス(大正二年一月一二日大審院判決)
- (二) 判事檢事及裁判所書記ノ官氏名並被告人代理人辯護人輔佐人及通事ノ氏名、以上總テ辯論ニ立會ヒタル者ノ氏名ヲ記載セサルヘカラス、判事檢事、裁判所書記ニ付テハ氏名ノ外官名ノ記載ヲ要スルヲ以テ單ニ官名ノミヲ記載シ氏名ヲ脱漏シタル場合若ハ氏名ノミヲ記載シ官名ヲ脱漏シタルトキハ有效ノ記載ニ非ス(大正三年一〇月二〇日大審院判決)又調書作成者トシテ裁判所書記ノ官氏名記載シアルモ其ノ書記カ公判ニ立會ヒタルコトノ記載ヲ缺如スルトキハ是亦立會ヒタル裁判所書記ノ官氏名脱漏シタルモノニシテ有效ノ記載ニ非ス(明治三四年一二月一二日大審院判決)
- (三) 被告人出頭セザリシトキハ其ノ旨、本法ニ於テハ被告人公判期日ニ出頭セザルトキハ開廷セサルヲ原則トシ(三三〇條)被告人出頭セサルニ拘ラス開廷シテ審理判決ヲ爲ス場合ハ特別ノ場合(三三一條三六七條)ナルヲ以テ其ノ特別ノ場合ニ限り公判調書ニ明記スルコトト爲セリ。

(四) 公開ヲ禁シタルトキハ其ノ旨及理由、辯論ハ特ニ禁止スル場合ノ外公開スヘキモノナルカ故ニ(憲法五九條本法ニ於テハ公開ヲ禁シタルトキニ於テノミ其ノ旨及理由ヲ記載スルコトトセリ、而シテ此ノ場合ニ於テハ公開ヲ禁止シタル旨ヲ記載スル外其ノ公開禁止ハ安率秩序ヲ害スル爲ニ出テタルカ或ハ風紀ヲ害スル爲ニ出テタルカ其ノ禁止ノ理由ヲ記載セサルヘカラス、公開禁止ハ裁判所ノ決定ニシテ(裁構一〇五條裁判所書記ノ爲スヘキモノニ非ス、從テ裁判所ニ於テ公開禁止ノ決定ト同時ニ其ノ理由ヲ言渡スニ非サレハ裁判所書記方其ノ記載ヲ爲スニ由ナシ、故ニ此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ公開禁止ノ理由モ決定ト同時ニ言渡ササルヘカラス。

(五) 被告事件ノ陳述及公判開廷中口頭ノ起訴アリタルトキハ其ノ要旨、檢事ハ裁判長カ被告人ニ對シテ人違ナキコトヲ確メタル後被告事件ノ要旨ヲ陳述スヘク(三四五條)又第一審ニ於テハ公判開廷中何時ニテモ口頭ノ起訴ヲ爲シ得ルヲ以テ檢事ノ被告事件ノ陳述及右ノ口頭ノ起訴ノ要旨ヲ公判調書ニ記載スヘキコトト爲セリ。

(六) 辯論ノ要旨、公判ニ於テ訴訟當事者タル檢事及被告人ノ爲シタル事實上及法律上ノ供述ハ勿論訴訟ニ關與セル其ノ他ノ訴訟關係人ノ爲シタル一切ノ辯論ニ付テモ其ノ要旨ヲ具體的ニ記載スヘキモノトス、特ニ法律上犯罪ノ成立ヲ阻却スヘキ原由又ハ刑ノ加重減免ノ原由タル事實上ノ主張ノ如キハ判決ニ於テ判斷スヘキ事項ナルヲ以テ其ノ主張アリタルトキハ其ノ事項ヲ記載セサルヘカラス(三六〇條)

(七) (イ)被告人被疑者證人鑑定人通事又ハ翻譯人ノ訊問及供述 (ロ)證人鑑定人通事又ハ翻譯人宣誓ヲ爲ササルトキハ其ノ事由、

(八) 朗讀シ又ハ要旨ヲ告ケタル書類、三四〇條三四一條二項ノ書類ヲ指ス。

(九) 被告人ニ示シタル書類及證據物、三四〇條三項ノ書類及三四一條ノ證據物ヲ指ス。

(十) 公判廷ニ於テ爲シタル檢證及押收、

(十一) 裁判長ノ記載ヲ命シタル事項及訴訟關係人ノ請求ニ因リ記載ヲ許シタル事項、

(十二) 被告人若ハ辯護人最終ニ陳述シタルコト又ハ被告人若ハ辯護人ニ最終ニ陳述スル機會ヲ與ヘタルコト、三四九條ニ關スル記載事項ナリ被告人若ハ辯護人ノ最終ノ陳述ハ必スシモ其ノ内容ヲ記載スルノ要ナク單ニ被告人若ハ辯護人ヲシテ最終ニ陳述ヲ爲サシメ若ハ陳述スル機會ヲ與ヘタリトノ記載ヲ以テ足ル。

(十三) 判決其ノ他ノ裁判ノ宣告ヲ爲シタルコト、判決ハ原則トシテ法廷ニ於テ爲スヘク其ノ他ノ裁判ニ付テモ公判廷ニ於テ宣告シタルモノハ其ノ事實ヲ公判調書ニ記載セサルヘカラス。

(十四) 以上(一)乃至(十三)ハ公判調書ニ記載スヘキ重要ナル事項ヲ列舉シタルモノナルカ公判廷ニ行ハレタル訴訟手續ハ一ニ公判調書ノミニ依リ證明スヘキモノナルヲ以テ其ノ他ノ公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ付テモ重要ナルモノハ一切之ヲ公判調書ニ記載セサルヘカラス。

第六十一條 公判調書ニ付テハ第五十六條第三項乃至第五項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スコトヲ要セ
ス

供述者ノ請求アルトキハ裁判所書記ヲシテ其ノ供述ニ關スル部分ヲ讀聞カサシメ増減變更ノ申
立アリタルトキハ其ノ供述ヲ記載セシムヘシ

釋義 本條ハ公判調書ト公判期日外ニ於テ作成スル調書トノ方式ノ差違ヲ規定シタルモノナ
リ、公判調書ハ公開ノ法廷ニ於テ裁判所訴訟當事者及其ノ他ノ訴訟關係人ニ於テ實見シタル事
項ヲ記載スルモノナルヲ以テ公判期日以外ニ於テ作成シタル調書ノ如ク特ニ嚴密ナル手續ニ
依ラサルモ調書ノ公正ヲ害スルコトナキモノト認メ公判調書ニ付テハ五六條三項乃至五項ノ
手續ヲ爲スコトヲ要セサルコトトセリ、故ニ公判調書ハ別ニ供述者ニ讀聞ケ又ハ閱覽セシムル
ニ及ハサルナリ、但シ供述者ノ請求アルトキハ之ヲ拒否スヘキ理由ナキヲ以テ此ノ場合ニ於テ
ハ裁判所書記ヲシテ其ノ供述ニ關スル部分ヲ讀聞カサシメ増減變更ノ申立アリタルトキハ其
ノ供述ヲ記載セサルヘカラス。

第六十二條 公判調書ハ公判開廷ノ日ヨリ五日内ニ之ヲ整理スヘシ

釋義 本條ハ公判調書ノ整理ノ期間ヲ規定シタルモノナリ、公判調書ハ各公判開廷毎ニ其ノ開
廷ノ日ヨリ五日内ニ整理スヘキモノトス、舊法ニ於テハ公判調書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ整理
スヘキモノトシ(舊刑訴二一〇條)公判ノ開廷數回ニ亙リタルトキモ其ノ調書ハ判決言渡ノ日ヨ

リ三日内ニ整理スルヲ以テ足り數回ノ公判調書ヲ纏メテ一通ノ調書ト爲スモ散テ違法ニ非サ
リシモ(明治四一年一二月一五日大審院判決)斯ノ如キハ公判調書ノ正確ヲ缺ク虞アルヲ以テ本
法ニ於テハ之ヲ改メ各公判開廷毎ニ其ノ開廷日ヨリ五日以内ニ整理スヘキモノト爲シタリ、調
書整理ノ五日ノ期間ハ裁判所書記ニ於テ固ヨリ遵守セサルヘカラサル處ナルモ病氣其ノ他ノ
事故ニ因リ其ノ期間ヲ經過シテ調書ヲ整理スルモ調書ノ效力ニハ影響ヲ及ホスコトナシ。

第六十三條 公判調書ニハ裁判長裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘシ

裁判長差支アルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

區裁判所判事差支アルトキハ裁判所書記其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

裁判所書記差支アルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

釋義 本條モ公判調書作成ノ方式ヲ定メタルモノナリ、公判調書ニハ其ノ公正ヲ證スル爲裁判
長(區裁判所ニ於テハ單獨判事)ニ於テ之カ作成者タル裁判所書記ト共ニ署名捺印スヘキモノト
セリ、然レトモ判事及裁判所書記カ病氣其ノ他ノ事故ニ因リ署名捺印ヲ爲シ得サルコトアリ此
ノ場合ニ付テハ次ノ方法ニ依ルコトトセリ。

- (一) 裁判長差支アルトキハ上席判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ、本號ハ裁判長差支
アルトキ之ニ代リテ署名捺印スヘキ判事ノ順序ヲ定メタルモノナルヲ以テ裁判長差支アリ
而モ之ニ代ルヘキ官等最モ高キ陪席判事亦差支アルトキハ其ノ次席ノ判事之ニ代リテ署名

捺印スヘキハ當然ナリ、又裁判長ノ署名ト裁判所書記ノ署名トハ必スシモ同時ニ爲スヘキモノニ非ス、故ニ裁判所書記カ調書作成當時未タ裁判長ニ差支ナシトスルモ現ニ署名ヲ爲スヘキ日時ニ於テ裁判長ニ差支ヲ生シタルトキハ次席ノ判事之ニ代リテ署名捺印セサルヘカラス。

(二) 區裁判所判事差支アルトキハ裁判所書記其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ 區裁判所ハ單獨判事ニテ事務ヲ行フヲ以テ判事差支アルトキ之ニ代リテ署名捺印スヘキ立會判事ハ他ニ存スルコトナシ、故ニ區裁判所判事ニ付テハ特ニ此ノ便法ヲ設ケタルナリ。

(三) 裁判所書記差支アルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ 裁判所書記ハ多ク公判調書ノ作成ト同時ニ署名捺印ヲ爲スヘキモノナレハ裁判所書記ニ調書ニ署名捺印スルニ差支ヲ生スル場合ハ稀ナルヘシ、然レトモ公判調書ニ爲ス裁判所書記ノ署名ハ必スシモ裁判長ノ署名前ニ爲スヲ要セサルヲ以テ自己ノ署名ニ先立チテ公判調書ヲ裁判長ノ手元ニ差出シテ署名ヲ求ムルコトアルヘク、而シテ裁判長カ公判調書ヲ手元ニ留置キテ閱覽中裁判所書記ノ署名ニ差支ヲ生スル場合ナキヲ保セス、故ニ本法ハ此等ノ場合ノ救済法トシテ本條ノ規定ヲ設ケタルモノトス。

第六十四條 公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ證明スルコトヲ得

釋義 一 本條ハ公判調書ノ效力ヲ規定シタルモノナリ、公判調書ハ裁判所ノ構成及訴訟手續

カ適法ニ行ハレタリヤ否ヲ證明スヘキ唯一ノ文書ナルヲ以テ舊法ニ於テハ特ニ明文存セザリシモ解釋上同一趣旨ニ依ルヘキモノト爲シタリ、本法ハ明文ヲ設ケ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニセリ。

二 本條ニ依レハ公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ證明スルコトヲ得ヘキモノナルヲ以テ他ノ證據ハ總テ之ヲ許サス、故ニ例ヘハ判決ニ摘示セル證言ト公判調書ニ記載セル證言ト相抵觸スルトキハ假令眞實ノ證言ハ判決ニ摘示セル如クナル場合ト雖他ニ反證ヲ許ササルヲ以テ判決ノ記載ハ證人ノ供述セサルコトヲ記載シタルモノト看做サルルニ至ルヘシ、又裁判ノ言渡カ眞實公判廷ニ於テ行ハレタル場合ニ於テモ其ノ記載カ公判調書ニ缺如スルトキハ其ノ裁判カ公判廷ニ於テ言渡サレタルモノナルコトヲ證明スルニ由ナカルヘシ。

第六十五條 辯護人ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ速記者ヲシテ公判ニ於ケル被告人又ハ證人ノ供述ヲ筆

記セシムルコトヲ得

字解 一 速記者 トハ一種ノ簡單ナル符合ヲ使用シテ人ノ供述ヲ其ノ儘書取ル者ヲ謂フ。

釋義 本條ハ辯護權ヲ適正ニ行ハシムル爲辯護人ニ賦與シタル一ノ特權ニシテ本法ニ於テ新ニ設ケタル規定ナリ、被告人又ハ證人ノ供述ヲ正確ニ知得シ得ルコトハ辯護權ヲ適正ニ行使スル上ニ於テ最モ重要ナル事項ノ一トス、事件複雑ナルカ又ハ被告人若ハ證人ノ供述曖昧ナル場合ノ如キニ於テハ單ニ一遍ノ供述ヲ聽取スルノミニテハ充分其ノ供述ノ趣旨ヲ了解シ難キコ

トナキヲ保セス、故ニ斯ル場合ニ對スル救済ノ方法トシテ本條ノ規定ヲ設ケ辯護人ヲシテ裁判所ノ許可ヲ得テ公判廷ニ於ケル被告人又ハ證人ノ供述ヲ速記者ヲシテ筆記セシムルコトヲ得セシメタリ、然レトモ該速記者ノ筆記シタルモノハ單ニ辯護ノ參考ニ供スヘキモノニシテ訴訟法上ノ一ノ證據力ヲ有スルモノニ非ス、又公判調書ノ補足ト爲スモノニモ非サルナリ。

第六十六條 裁判ヲ爲ストキハ裁判書ヲ作ルヘシ但シ決定又ハ命令ヲ宣告スル場合ニ於テハ裁判書ヲ作ラスシテ之ヲ調書ニ記載セシムルコトヲ得

釋義 本條ハ裁判ノ方式ヲ規定シタルモノナリ、凡ソ裁判ヲ爲シタルトキハ其ノ裁判カ判決タルト決定タルト將又命令タルトヲ問ハス總テ其ノ裁判ヲ記載シタル文書即チ裁判書ヲ作成スヘキヲ以テ一般ノ原則トス、特ニ判決ノ如キハ裁判中最モ重要ナルモノナルヲ以テ殆ント例外ヲ認メス（三六一條ハ唯一ノ例外）然レトモ決定、命令ニハ事態重要ナラサルモノ存スルノミナラス全部ニ付一々裁判書ヲ作成スルハ事件ノ審理ヲ徒ラニ遅延セシムル虞アルヲ以テ裁判所ニ於テ言渡ニ依リテ告知スル決定、命令ニ付テハ別ニ裁判書ヲ作成セスシテ之ヲ公判調書ニ記載スルヲ以テ足ルモノトセリ、例ヘハ公判廷ニ於テ宣告スル證據決定ノ如キ公開禁止ニ關スル決定ノ如キ是ナリ、但シ例外規定ハ宣告ヲ爲シタル決定、命令ノミニ關スルモノナルヲ以テ宣告ヲ爲ササル決定、命令ニ付テハ常ニ裁判書ヲ作成セサルヘカラス。

第六十七條 裁判書ハ判事之ヲ作ルヘシ

釋義 本條ハ裁判書ノ作成者ヲ規定シタルモノナリ、裁判書ハ裁判所カ審理調査ノ結果或事實ニ法律ヲ適用シテ爲シタル意見ヲ記載スル文書ニシテ普通ノ調書ニ於ケルカ如ク其ノ見聞シタル事項ヲ記載スルモノニ非ス、故ニ其ノ裁判ニ關與シタル判事ニ非サレハ之ヲ作成スルコト能ハス、從テ裁判書ニ付テハ一般ノ書類ノ作成ニ付例外ヲ設ケ判事ニ於テ之ヲ作成スヘキコトト爲シタリ之ヲ作成スヘキ判事ハ其ノ裁判ノ合議ニ關與シタル判事トス、合議裁判所ニ於テ作成スル裁判書ハ關係各判事カ共同シテ作成スヘキモノナルカ故ニ苟モ其ノ合議ニ關與シタル判事ナルニ於テハ何人ニテモ適法ニ之ヲ作成シ得ヘキモノナリ、故ニ必スシモ其ノ作成者ハ事件ノ主任者タルコトヲ要セス、又裁判書ハ合議ノ結果ヲ一人ノ判事ニテ作成スルヲ普通トスレトモ各自分擔シテ作成スルモ敢テ違法ニ非サルナリ、從テ判決ノ挿入削除ノ如キモ合議ニ關與シタル判事ナルニ於テハ本文ヲ作成者ト異ル判事モ亦之ヲ有效ニ爲シ得ルモノトス、然レトモ單ニ裁判ノ言渡ニノミ關與シ合議ニ關與セサル判事ハ裁判書ヲ作成スル權限ヲ有セサルナリ、何ントナレハ單ニ言渡ニノミ關與スル判事ハ合議ノ結果作成セラレアル裁判書ニ基キ其ノ裁判ノ效力ヲ外部ニ發生セシムル權限ヲ有スルニ過キサレハナリ。

第六十八條 裁判書ニハ裁判ヲ爲シタル判事署名捺印スヘシ裁判長署名捺印スルコト能ハサルトキハ上席ノ判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印シ他ノ判事署名捺印スルコト能ハサルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

釋義 本條ハ裁判書作成ノ方式ヲ定メタルモノナリ、裁判書ニハ裁判ヲ爲シタル全部ノ判事署名捺印スヘキモノトス、然レトモ裁判書ハ合議ト同時ニ作成スヘキモノニ非サルノミナラス、必スシモ言渡前ニ作成スルヲ要セス、故ニ裁判ヲ爲シタル判事ニ於テ事實上又ハ法律上ノ理由ニ因リ裁判書ニ署名捺印ヲ爲シ得サル場合ナキヲ保セス、舊法ニハ此ノ場合ニ關シ何等規定ナク實際上不便少カラザリシヲ以テ本條ニ於テ次ノ規定ヲ設ケ其ノ不備ヲ補ヘリ。

(一) 裁判長署名捺印スルコト能ハサルトキハ上席判事其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ、裁判長並次席判事共ニ差支ヲ生シタルトキハ第三席ノ判事ニ於テ署名捺印ヲ爲シ得ルハ論ナシ。

(二) 裁判長以外ノ判事署名捺印スルコト能ハサルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ。

區裁判所判事差支ノ場合ニハ他ニ其ノ裁判ニ關與シタル判事ナキヲ以テ之ヲ補充スル途ナク又合議裁判所ニ於テモ全部ノ判事差支ヘタルトキハ之ヲ補充スルニ途ナシ、故ニ斯ル場合ニ於テハ該裁判書ハ判事ノ署名捺印ヲ缺キタル違法ノ裁判書ト爲ルヲ免レス。

第六十九條 裁判書ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判ヲ受クル者ノ氏名、年齢、職業及住居ヲ記載スヘシ裁判ヲ受クル者法人ナルトキハ其ノ名稱及事務所ヲ記載スヘシ

判決書ニハ前項ニ規定スル事項ノ外公判ニ關與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載スヘシ

釋義 一 本條ハ裁判書ニ記載スヘキ一般要件ヲ規定シタルモノナリ、裁判書ニハ (一) 裁判ヲ受クル者ノ氏名 (二) 其ノ者ノ年齢 (三) 其ノ者ノ職業 (四) 其ノ者ノ住所又ハ居所 (五) 裁判ヲ受クル者法人ナルトキハ其ノ名稱及事務所ヲ記載スヘキモノトス、是レニ裁判ヲ受クル者ト他ノ者トノ區別ヲ明確ニセントスルニ出テタルモノトス、但シ裁判書ノ記載方ニ付別段ノ規定存スルモノハ其ノ記載方ニ依ルモノトス、例ハ召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ノ如キニ付テハ特別規定存シ(九七條) (一) 被告事件 (二) 被告人ノ氏名 (三) 被告人ノ住居ヲ記載スルノミヲ以テ足リ別ニ被告人ノ年齢、職業ヲ記載スルニ及ハサルノミナラス被告人ノ住居分明ナラサルトキハ其ノ住居ヲモ記載スルニ及ハス、又被告人ノ氏名分明セサルトキハ其ノ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ以テ被告人ヲ指示スルニ止メ、必スシモ被告人ノ氏名ノ記載ヲ爲スヲ要セサルカ如シ。

二 以上總テ裁判書ニ共通スル一般ノ要件ナルカ檢事ハ被告事件ニ於ケル原告官ニシテ公訴ノ當事者ナルヲ以テ被告事件ニ關スル重要ナル判斷ヲ記載スヘキ判決書ニ付テハ其ノ事件ノ公判ニ關與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載スヘキモノトセリ、一事件ノ審理判決ヲ爲スニ當リ數名ノ檢事更迭シテ關與ヲ爲シ又ハ數名ノ檢事同時ニ關與シタル場合、判決書ニ其ノ關與シタル檢事全部ノ官氏名ヲ記載スレハ固ヨリ有效ナレトモ斯ル場合ニテハ其ノ内一名ノ檢事ノ官氏名ヲ記載スルヲ以テ足レリトス、何ントナレハ檢事ハ同一體ナルヲ以テ檢事ノ更迭ニ因リテ審理ヲ更新スヘキモノニ非サルノミナラス、被告事件ニハ單ニ檢事ノ立會アルヲ以テ足リ數名ノ

檢事立會ヲ爲スモ事件ノ審理ニ何等影響ヲ及ホスモノニ非サレハナリ、又判決ノ言渡モ公判ノ一部ナルヲ以テ判決ノ言渡ノミニ關與シタル檢事モ仍ホ公判ニ關與シタル檢事ニ外ナラサルニ依リ判決ニ其ノ檢事ノ官氏名ノミヲ記載スルモ違法ニ非ス、然レトモ公判ニ全然關與セサル檢事ノ官氏名ヲ記載スルハ違法ナリ、故ニ審理ノ更新ヲ爲シタル場合、更新前ノ審理ノミニ關與シ更新後ノ審理ニハ全然關與セサル檢事ノ官氏名ヲ記載スルカ如キハ違法タルヲ免レス

第七十條 裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ原本又ハ謄本ニ依リ之ヲ作ルヘシ

字解 原本 トハ其ノ基礎タル書類即チ原書ヲ謂フ、故ニ裁判書ノ原本ト謂フトキハ法定ノ要件ヲ具備シテ作成シタル裁判書其ノモノヲ指稱スルモノトス。

謄本 トハ原本全部ヲ寫シタルモノヲ謂フ。

抄本 トハ原本ノ一部ヲ拔萃シタルモノヲ謂フ。

釋義 本條ハ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ノ作成ニ關スル規定ナリ、裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ裁判ノ告知ヲ爲ス爲(五〇條)又ハ檢事ニ送付スル爲(五二條)又ハ被告人其ノ他ノ訴訟關係人ニ交付スル等ノ爲(五三條)其ノ作成ヲ必要トスルモノトス、此ノ場合一々裁判書又ハ調書ノ原本ノミニ依リテ之ヲ作成ヲ爲スヘシトスルトキハ實際ノ不便尠カラス故ニ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本及抄本ノ作成ハ其ノ原本ノ外謄本ニ依リテモ有效ニ作成スヘキコトヲ許セリ、從テ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本及抄本ハ單ニ原本ノ存在スル裁判所ノ外其ノ謄本ノ存在スル裁判所ニ於テモ之ヲ有效ニ作成シ

得ルモノトス。

第七十一條 官吏又ハ公吏ノ作ルヘキ書類ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外年月日ヲ記載シテ

署名捺印シ其ノ所屬ノ官署又ハ公署ヲ表示スヘシ

書類ニハ毎葉ニ契印スヘシ

字解 官吏 トハ任命ノ形式ニ依リテ採用セラレ國家ノ事務ヲ執行スル者ヲ謂フ、天皇親ラ任命シ給フ官吏ハ親任官ト稱シ、天皇ノ發意ニ係ルモ其ノ任命ハ天皇親ラスルニ非

スシテ内閣總理大臣勅命ヲ奉シテ行フ官吏ヲ勅任官ト謂ヒ、天皇ノ發意ニ係ラスシテ、其ノ任命ハ内閣總理大臣又ハ各省大臣ノ奏薦ニ依リテ行ハルル官吏ヲ委任官ト謂ヒ、其ノ任命ヲ本屬長官ニ委任シテ行ハシムル官吏ヲ判任官ト謂フ、待遇官ハ官吏ニ非ス。

公吏 トハ公共團體ノ吏員ヲ謂フ、故ニ府、縣、市、區、町、村ノ如キ地方自治團體ノ吏員ハ總テ公吏ナリ、例ヘハ市、區、町、村長、收入役、書記ノ如シ。

官署 トハ一人又ハ數人ノ官吏ヲ以テ組織シ一定ノ範圍ヲ限リ國家ノ事務ヲ處理スル機關ヲ謂フ、例ヘハ某省某府縣廳、某地方裁判所ト謂フカ如シ。

公署 トハ一人若ハ數人ノ公吏ヲ以テ組織シ法律ノ規定ニ依リ公共團體ノ事務ヲ行フ所ヲ謂フ、例ヘハ某市役所、某町村役場ト謂フカ如シ。

契印 トハ書類カ二葉以上ヨリ成レル場合ニ於テ各葉カ順次ニ結合セルコトヲ證スル爲第一葉ヨリ第二葉ニ第二葉ヨリ第三葉ニ、順次兩紙ニ懸ケ押捺スル印影ヲ謂フ。

釋義 一 刑事訴訟法ニ從ヒ作成スヘキ書類ニハ官公吏ノ作成スヘキモノト官公吏ニ非サル

者ノ作成スヘキモノトアリ、其ノ作成者ヲ異ニスルニ從ヒ其ノ書類ノ形式ニ多少ノ區別ヲ設ケ
タリ、本條及次條ハ官公吏ノ作成スヘキ書類ニ關スル形式ヲ規定シタルモノナリ。

二 官公吏ノ作成スヘキ書類ニ付テハ左ノ要件ヲ具備スルヲ要ス。

(一) 作成ノ年月日ヲ記載スルコト 是レ一面官公吏カ其ノ書類作成ノ當時果シテ之ヲ作成ス
ヘキ權能ヲ有シタルヤ否ヲ明カニシ又一面書類ノ正確ヲ期スル爲必要ナルヲ以テ之ヲ要件
ノ一ニ入レタルナリ、然レトモ作成ノ時期ニ關シ單ニ年月日ノミヲ必要トシ時間ノ記載ヲ必
要トセサルヲ以テ特ニ規定ナキモノニ付テハ時間ヲ明記スルヲ要セサルナリ。

(二) 署名捺印スルコト 是レ其ノ書類ヲ作成シタル官公吏ノ誰ナルヤヲ明カニシ署名者ノ作
成ニ係ルコトヲ明確ナラシメン爲ナリ、官公吏ノ作成スル文書ニハ官公吏ノ氏名ノ外官公吏
ノ官職ヲ記載スルヲ普通トス、然レトモ官職ノ明記ハ法律ニ於テ要求セサル所ナルノミナラ
ス官公吏ノ官職ノ如キハ公知ノ事實ニ屬スルヲ以テ之カ記載ヲ缺クモ必スシモ無効ニ非ス
ト解スルヲ穩當トス、署名トハ自書ヲ意味ス、然レトモ自書スルニハ自ラ手記スレハ足ルヲ以
テ其ノ方法如何ハ之ヲ問ハサルナリ、故ニ毛筆ヲ以テスルハ勿論鐵筆又ハ鉛筆ヲ以テスルモ
妨ケナシ署名ヲ爲スニハ氏ト名トヲ自署スルヲ普通トス、然レトモ署名ハ其ノ書類ノ真正ヲ
確保セシムル爲ニ爲スモノナレハ常ニ必スシモ氏ト名トヲ併セテ自署スルヲ要セス氏ハ他
人ノ記載ニ係ルモ名カ自署ニ係ルトキハ仍ホ有效ノ署名トス、捺捺ノ印章ハ作成者ノ職務上

使用スル印ナル以上ハ官印タルト認印タルトハ之ヲ問ハス但シ私人ノ印トシテハ、花押又ハ
捺印ヲモ包含スレトモ官公吏ノ印トシテハ此等ノモノヲ包含スルコトナシ。

(三) 官公吏所屬ノ官署又ハ公署ヲ表示スルコト 是レ官公吏カ其ノ職務ヲ以テ作成シタルコ
トヲ明確ニセンカ爲ナリ、舊法ニ於テハ所屬官署ノ印ヲ用ウルコトヲ要件トシタレトモ(舊刑
訴二〇條)本法ニ於テハ單ニ所屬ノ官署ヲ表示スルノミヲ要件トシタルヲ以テ別ニ官公署ノ
印ヲ捺捺セサルモ有效ナリ。

(四) 每葉ニ契印スルコト 是レ後日其ノ紙數ヲ増減シ又ハ用紙ヲ變換スルコトヲ防止スルニ
在リ、其ノ印モ捺捺ノ印ト同シク官印ハ勿論認印ニテモ可ナリ、然レトモ契印ハ作成者ノ職務
上使用スル印ヲ用ウヘキモノナリ、故ニ作成者以外ノ者ノ契印アルモ作成者ノ契印ヲ缺クト
キハ其ノ效ナシ例ヘハ判決原本ハ判事ノ作成スヘキモノナレハ判事ノ契印ヲ缺クトキハ裁
判所書記ノ契印アルモ無効ナリ、但シ作成者ノ職務上使用スル印ナル以上ハ署名ノ下ノ印ハ
契印ノ印ト異ルモ其ノ效力ニ差違ナシ、又合議裁判所ニ於テ作成スル裁判書ノ如ク數名合同
シテ作成スヘキ文書ニ於テハ作成者ノ一人ノ契印存スルヲ以テ充分ナリトス、何ントナレハ
一人ノ契印存スルトキハ追加脱漏ヲ防止スル目的ヲ充分ニ達スルコトヲ得ヘケレハナリ、又
該規定ハ數葉ヲ合シテ一通ト爲ス書類ニ適用スヘキモノナレハ各通相異ル書類ニ於テハ其
ノ間ニ契印ヲ要セサルハ勿論ナリ。

三 以上ハ官公吏ノ作ルヘキ書類ノ方式ニ關スル一般要件ナリ、法律ニ於テ別段ノ規定アルモノニ付テハ其ノ規定ニ從フヘキハ論ヲ俟タス、例ヘハ一〇九條ノ場合ノ如シ、舊法ニ於テハ明文ヲ以テ書類ノ作成ノ方式ニ違背シタルモノニ付テハ無効ノ制裁ヲ付シタレトモ(舊刑訴二〇條一項)本法ニ於テハ此ノ主義ヲ採用セス、假令以上ノ方式ニ違背スルモ正當ノ文書ト認メ得ヘキモノニ付テハ仍ホ有效ノ文書トシテ取扱フコトヲ得ヘキ餘地ヲ存セシメタリ。

第七十二條 官吏又ハ公吏書類ヲ作ルニ文字ヲ改竄スヘカラス挿入、削除又ハ欄外記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘシ但シ削除シタル部分ハ之ヲ讀得ヘキ爲字體ヲ存スヘシ

字解 改竄 トハ最初書シタル文字ヲ改メ其ノ上ニ再ヒ他ノ文字ヲ書スルヲ謂フ、例ヘハ文ノ字ニ筆ヲ加ヘテ大ノ字ニ改ムルカ如キ是ナリ。
挿入 トハ既ニ書シタル文字ノ傍ニ或文字ヲ添記スルヲ謂フ、貼紙ノ上ニ文字ヲ記スル亦挿入ノ一ナリ。
削除 トハ既ニ書シタル文字ヲ塗抹スルヲ謂フ、貼紙ヲ以テ蔽ヒタルモ亦削除ノ一ナリ、欄外記入 トハ本文ノ脱字若ハ補字ヲ野外ニ添記スルヲ謂フ、從テ改訂又ハ削除シタル字數ヲ欄外ニ記入シタル場合ノ如キハ本文ニ入ルヘキ文字ノ添記ニ非サルヲ以テ欄外ノ記入ニ非ス。

釋義 一 本條ハ官公吏ノ作成スヘキ書類ノ記載ノ要件ヲ規定シタルモノニシテ其ノ要件左

ノ如シ。

(一) 文字ヲ改竄スヘカラスレコトニ文字ヲ改竄スルトキハ分明ニ讀得ヘカラスアルヲ以テ之ヲ禁シタルナリ、故ニ若シ文字ニ改訂スヘキモノアルトキハ挿入削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲スヘシ。

(二) 文字ノ挿入削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘキコト此等ノコトハ後日ニ到リ何人ニテモ之ヲ爲シ得ヘキニ依リ之ヲ防カンカ爲作成者ニ認印セシメ且其ノ字數ヲ記載セシメテ作成者ノ所爲ナルコトヲ明確ナラシメタリ、此ノ認印ハ挿入又ハ削除ヲ爲シタル個所又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタル個所ニ爲スヘキモノナルヲ以テ改訂又ハ削除ノ字數ヲ欄外ニ記載シタルトキハ其ノ改訂ノ個所若ハ欄外ノ記載ノ何レカ一方ニ押印スルヲ以テ足レリトス。

(三) 削除シタル部分ハ之ヲ讀得ヘキ爲字體ヲ存スヘキコト 全然ノ塗抹ハ原字幾許ナリヤ不明ニシテ詐偽ノ行ハルル虞アルヲ以テ削除シタルトキハ之ヲ讀得ヘキ爲字體ヲ存スヘキコトヲ必要トシタルナリ。

二 舊法ニ於テハ此ノ場合ニ關シテモ其ノ規定ニ背キタル變更増減ニ關シ無効ノ制裁ヲ付シタレトモ(舊刑訴二一條)本法ハ此ノ場合ニ付テモ前條ト同シク事實問題ニ委シ當然ノ無効ヲ來ササルモノト爲シタリ。

第七十三條 官吏又ハ公吏ニ非サル者ノ作ルヘキ書類ニハ年月日ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

釋義 一 本條ハ官公吏ニ非サル者ノ作成スヘキ書類ノ方式ヲ定メタルモノナリ、該書類ニハ(一)作成ノ年月日ヲ記載スルコト及(二)作成者ノ署名捺印スルコトノミヲ以テ要件トセリ、故ニ官公吏ニ非サル者ノ作成スヘキ書類ニ付テハ契印ノ如キハ要件ニ非ス、又増減變更ニ付テモ前條ノ手續ニ依ルヲ要セサルナリ、是レ一私人ニハ往々法律上ノ知識ニ乏シキ者アリテ其ノ書類ニ付官公吏ノ書類ノ作成ト同一手續ニ依ラシムルトキハ要件ヲ缺キタル多數ノ書類存在スルコトト爲リ有效ナリヤ否ノ問題ヲ生シ刑事訴訟ノ手續上却テ不便ヲ感スル虞アレハナリ、官公吏ノ身分アル者モ官公吏ノ資格ニ於テ作成セサル書類ハ仍ホ本條ノ規定ニ依ルヘキモノトス。

二 本條ノ規定ニ違背シタル書類モ當然無効ヲ來スコトナシ、事實問題トシテ裁判所ニ於テ審理シ本人ノ承諾ニ出テタル書類ナルコトヲ認メ得サル場合ニ於テノミ無効ナリトス、故ニ署名公他人ノ記載ニ係ルモ本人ノ捺印存スルトキハ本人ノ承諾ニ出テタルモノト認メ得ヘキニ付本條ノ要件ニ違背スルモ仍ホ有效ト解スルヲ得ヘシ。

第七十四條 官吏又ハ公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ於テ署名スルコト能ハサルトキハ

他人ヲシテ代書セシメ捺印スルコト能ハサルトキハ花押又ハ拇印スヘシ

他人ヲシテ代書セシメタル場合ニ於テハ代書シタル者其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

字解 花押 トハ書判ト同意義ニシテ一種ノ草體ヲ以テ己ノ名又ハ其ノ他ノ文字ヲ記

載シ自筆ノ證ト爲スモノヲ謂フ。

拇印 トハ拇指ノ腹ノ先ニ蓋又ハ印肉ヲ著ケテ押捺シ實印ノ代リト爲スモノヲ謂フ。

釋義 一 官公吏ニ自署シ得サル者及印ヲ有セサル者アラサルヘキニ依リ官公吏ノ署名捺印スヘキ場合ニ付テハ之ニ代ルヘキ規定ヲ要セサレトモ官公吏ニ非サル一私人中ニハ自署署名シ得サル者アルヘク又印章ヲ有セサル者モアルヘシ、故ニ一私人ニ對シ常ニ署名捺印ヲ強ユルハ不可能ナル場合ヲ生スヘキニ依リ本法モ舊法ト同シク(舊刑訴二一條ノ二)本條ニ於テ之ニ代ルヘキ規定ヲ設ケタリ。

一 官公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ於テ署名又ハ捺印スルコト能ハサル場合之ニ代ルヘキ規定左ノ如シ。

第一、署名スルコト能ハサル場合ニ於テハ他人ヲシテ代書セシメ代書シタル者其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スヘキコト、署名ノ不能ハ其ノ事由ノ如何ヲ問ハサルナリ、署名ハ書類ノ真正ヲ確保スル爲ニ爲スモノナレハ本人ノ自署ニ出テタルトキハ必スシモ氏ト名トヲ共ニ自署スルヲ要セス一方ノミノ自署ニテモ署名トシテ有效ナリ、從テ名ノミニテモ自署シ得ル場合ニハ本號ニ依ルヲ要セサルナリ、代書人ニ付テハ何等ノ制限ナキニ依リ未成年者ニテモ親族ニテモ固ヨリ可ナリ。

第二、捺印スルコト能ハサルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲スヘキコト、捺印不能モ印章ヲ全然有

セサル爲ナルト遺忘ノ爲ナルトヲ問ハス捺印ノ當時現ニ印章ノ持合セナキ爲捺印シ得サル
場合ハ總テ本號ニ依ルコトヲ得ヘシ。

三 本條ハ官公吏ニ非サル者カ署名捺印スヘキ場合ニ關スル一般ノ規定ナルカ故ニ管ニ官
公吏ニ非サル者カ作成スル書類ニ作成者トシテ署名捺印スヘキ場合ノミニ限ラス自己ノ作成
シタル書類ニ非サルモ刑事訴訟法ノ規定ニ從ヒ官公吏ニ非サル者カ署名捺印スヘキ場合ハ本
條ニ依ルコトヲ得ルモノトス、故ニ例ヘハ五六條ノ裁判所書記ノ作成シタル調書ニ供述者トシ
テ署名捺印スル場合及證人、鑑定人、通事、翻譯人カ宣誓者トシテ宣誓書ニ署名捺印スル場合ニ九
八條二二八條二三六條ノ如キモ本條ノ規定ニ依ルヘキモノトス。

第七章 送達

釋義 一 送達トハ一定ノ方式ニ依リテ當事者又ハ第三者ニ書類ヲ送付シテ告知スル手續ヲ
謂フモノニシテ其ノ目的ハ受送達者ヲシテ送付スヘキ書類ノ内容ヲ知ラシムルニ存ス、然レト
モ法律ハ送達ニ付テハ一定ノ方式ヲ規定シ其ノ法式ニ依リテ送達カ行ハルルニ於テハ受送達
者カ現實ニ其ノ文書ノ内容ヲ了知シタルト否トニ拘ラス之ヲ了知シタル場合ト同一ニ取扱ヒ
有效ナル送達ト爲セリ、蓋送達ニ付受送達者ノ現實ノ了知ヲ必要トスルニ於テハ訴訟ノ遅延ヲ
來ス虞アルヲ以テナリ、斯ノ如ク送達ハ訴訟上當事者又ハ第三者ニ書類ノ告知ノ效力ヲ生セシ

ムルモノナルヲ以テ其ノ手續ハ最モ確實ノ方法ニ依リテ爲ササルヘカラス、本法ハ實際ノ便益
ニ鑑ミ刑事訴訟ニ特有ナルモノニ付テハ本法ニ特別ナル規定ヲ設ケ、然ラサルモノニ付テハ民
事訴訟法ノ送達ノ規定ヲ本法ニ準用スルコトト爲シタリ。

二 送達ノ書類 刑事訴訟法ニ於ケル送達ニハ六種アリ (一) 執達吏ニ依ル送達 (二) 郵便
送達 (三) 郵便ニ付スル送達 (四) 直接ノ送付ニ依ル送達 (五) 公示送達及 (六) 囑託ニ依ル送達即
チ是ナリ、執達吏ニ依ル送達トハ執達吏ヲシテ書類ノ交付ヲ爲サシムル送達ヲ謂ヒ(民訴一三六
條二項)郵便送達トハ郵便配達人ヲシテ書類ノ交付ヲ爲サシムル送達ヲ謂ヒ(同條三項)郵便ニ付
スル送達トハ郵便ニ付シタル時ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス送達ヲ謂ヒ(七六條二項)直接
ノ送付ニ依ル送達トハ裁判所カ檢事ニ對シテ爲ス送達ニシテ送達機關ニ依ルコトナク直接裁
判所ヨリ檢事局ニ送付シテ爲ス送達ヲ謂ヒ(七七條)公示送達トハ被告人ノ住居、事務所及現在地
知レサルトキ書類ヲ裁判所ノ揭示場ニ公示シテ爲ス送達ヲ謂ヒ(七八條、七九條)囑託ニ依ル送達
トハ官廳又ハ官吏ニ囑託シテ爲ス送達ヲ謂フ(民訴一五二條乃至一五四條)執達吏ニ依ル送達郵
便送達及郵便ニ付スル送達ハ共ニ裁判所書記ニ於テ職權ヲ以テ爲スヘク、直接ノ送付ニ依ル送
達ハ裁判所カ直接ニ之ヲ行フヘク、公示送達ハ裁判所ノ命ニ依リ裁判所書記之ヲ取扱フヘク、囑
託ニ依ル送達ハ裁判長ニ於テ之カ囑託ヲ爲スヘキモノトス、又送達ノ施行ハ執達吏ニ依ル送達
ニ付テハ執達吏、郵便送達ニ付テハ郵便配達人、郵便ニ付スル送達ニ付テハ裁判所書記直接ノ送

付ニ依ル送達ニ付テハ裁判所囑託ニ依ル送達ニ付テハ囑託ヲ受ケタル吏員之ヲ爲スモノトス

三 送達ハ送達ヲ受クヘキ者ニ書類ノ交付ヲ爲スヲ以テ有效ノ送達ト爲スヲ原則トス然レトモ法律ハ或場合ニハ直接本人ニ交付スルヲ以テ公益ヲ害スル虞アリト認メ左ノ如キ例外ヲ設ク

(一) 豫備後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人軍屬ニ對スル送達ハ其ノ所屬長官又ハ隊長ニ其ノ送達ヲ爲ササルヘカラス(民訴一三九條蓋此等ノ者ニ直接送達ヲ執行スルトキハ軍紀ヲ紊ス虞アルヲ以テナリ)

(二) 囚人ニ對スル送達ハ監獄署ノ首長ニ其ノ送達ヲ爲ササルヘカラス(民訴一四〇條蓋囚人ニ直接ノ送達ヲ執行スルトキハ獄則ヲ紊ス虞アルヲ以テナリ故ニ以上二個ノ場合ニ於テ有效ノ送達ヲ爲サントスルニハ必ス長官隊長又ハ首長等ニ直接ノ送達ヲ爲スヘキモノニシテ此等ノ者ニ送達ヲ爲ササルトキハ假令本人ニ送達スルモ其ノ效ナキモノトス)

四 訴訟關係人法人ナルカ又ハ意思能力ヲ有セサル者ナルトキハ其ノ訴訟行爲ヲ代表スル法定代理人ニ送達ヲ爲ササレハ其ノ效ナキモノトス故ニ斯ル場合被告人ヲ代表スル者ナキトキハ特別代理人ヲ選任セサルヘカラス(三六條乃至三八條民訴一三八條)

五 送達ハ送達ヲ受クヘキ者ニ書類ノ内容ヲ告知スルニ在ルヲ以テ送達ヲ受クヘキ者ニ書類ノ交付ヲ爲スヲ原則トス然レトモ送達受領者ヲ本人ノミニ限定スルトキハ實際上不便ナル

ヲ以テ左ノ數者ハ本人ノ外送達ヲ受クヘキ權限ヲ有スル者トセリ

(一) 成長シタル同居ノ親族又ハ雇人(民訴一四五條)

(二) 送達受取人及其ノ者ノ同居ノ親族又ハ雇人ニシテ成長シタル者(七五條)

(三) 住居ノ外ニ事務所ヲ有スル人ニ對スル送達ノ場合ニハ其ノ事務所ニ在ル營業ノ使用人辯護士ノ場合ニハ其ノ筆生(民訴一四六條)人

六 送達ヲ爲スヘキ場所ニ關シテハ送達ヲ受クヘキ者ノ住居又ハ事務所ニ於テ爲スヲ原則トス然レトモ法律ハ實際ノ便宜又ハ必要上送達ノ場所トシテ次ノ數者ヲ認ム

(一) 送達ヲ受クヘキ者ニ出會ヒタル場所ニ送達ハ何レノ地ヲ問ハス送達ヲ受クヘキ人ニ出會ヒクル地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得然レトモ其ノ人カ其ノ地ニ住居又ハ事務所ヲ有スルトキハ其ノ住居又ハ事務所ニ於テ爲シタル送達ハ其者カ受取ヲ拒マサリシトキニ限り效力ヲ有ス(民訴一四四條)

(二) 送達受取人ノ住居又ハ事務所(七五條)

(三) 市町村役場ニ送達ヲ受クヘキ人ニ住居ニ於テ出會ハサルトキハ其ノ住居ニ於テ爲ス送達ハ成長シタル同居ノ親族又ハ雇人ニ之ヲ爲スコトヲ得レトモ若シ此ノ規定ニ依リテ送達ヲ施行スルコトヲ得サルトキハ其ノ送達ハ交付スヘキ書類ヲ其ノ地ノ市町村長ニ預置キ送達ノ告知書ヲ作り之ヲ住居ノ戸ニ貼付シ且近隣ニ住居スル者二人ニ其ノ旨ヲ口頭ヲ以テ通知

シテ爲スコトヲ得セシメタリ(民訴一四五條第二項)

七 送達ヲ爲スヘキ日時ニ付テハ民事訴訟法一五〇條ニ規定セリ、同條ニ依レハ日曜日及一般ノ祝祭日ニハ執達吏ノ爲ス送達ハ特ニ判事ノ許可ヲ受ケタルトキ外之ヲ施行スルコトヲ得サルモノトシ、又郵便ニ付シテ爲ス送達ヲ除ク外夜間ニ於テハ特ニ判事ノ許可ヲ得タルトキ外ハ送達ノ施行ヲ爲シ得サルモノトセリ、而シテ夜間トハ日出ヨリ日没マテノ時間ヲ謂フ、直接ノ送付ニ依ル送達、公示送達及囑託送達ニハ其ノ性質上本號ノ適用ナシ。

八 送達ヲ適法ニ爲シタルコトヲ證明スル爲之ヲ施行スル吏員ハ送達證書ヲ作成セザルヘカラス、送達證書ニハ(一)送達ノ場所(二)年月日時、方法及受取人ノ受取證並送達吏ノ署名捺印ヲ具備スルコトヲ必要トス、而シテ受取人カ受取ヲ拒ミ若ハ受取證ヲ出スコトヲ拒ミタルトキ又ハ受取證ヲ作ルコト能ハサル旨ヲ述フルトキハ之ヲ送達證書ニ記載スヘキモノトス(民訴一五一條)

第七十五條 被告人、私訴當事者、代理人、辯護人又ハ輔佐人ハ書類ノ送達ヲ受クル爲書面ヲ以テ其ノ住居又ハ事務所ヲ裁判所ニ届出ツヘシ裁判所所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有セザルトキハ其ノ所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有スル者ヲ送達受取人ニ選任シ其ノ者ト連署シタル書面ヲ以テ之ヲ届出ツヘシ

前項ノ規定ニ依ル届出ハ同一ノ地ニ在ル各審級ノ裁判所ニ對シ其ノ効力ヲ有ス

前二項ノ規定ハ在監者ニ之ヲ適用セス

送達ニ付テハ送達受取人ハ之ヲ本人ト看做シ其ノ住居又ハ事務所ハ之ヲ本人ノ住居ト看做ス

字解 被告人(五六條字解参照) 私訴當事者(二四條字解参照) 代理人(其ノ代理人トハ被告ノ代理人ニ代リテ訴訟行爲ヲ爲ス者ヲ謂フ、法定代理人及任意代理人モ共ニ包含ス、法定代理人トハ法律ノ規定ニ依リテ代理權ヲ生スル場合ニシテ法人ノ代理人(二六條乃至三八條)ヲ謂ヒ、任意代理人トハ被告人ノ授權ニ因リ代理權ヲ生スル場合ヲ謂フ、例ヘハ三三一條ノ代理人ノ如シ) 辯護人(トハ檢事ノ公訴ニ對シ被告人ノ利益ヲ擁護スル者ヲ謂フ、ハ事務所ニ在ル者トハ事務所ノ公訴ニ對シ被告人ノ利益ヲ擁護スル者ヲ謂フ、ハ事務所ニ在ル者トハ事務所ノ公訴ニ對シ被告人ノ利益ヲ擁護スル者ヲ謂フ) 住居(トハ住所及居所ヲ包含ス、(一條字解参照) 事務所(トハ住居以外ニ於テ事務ノミヲ執ル爲ニ設ケラレタル場所ヲ謂フ) 裁判所所在地(トハ裁判所ノ建物ノ存在スル獨立ノ最小行政區劃タル市町村ヲ謂フ、或ハ裁判所所在地ヲ解シテ裁判所管轄地ト同一トシ、或ハ凡里以内ノ地ヲ指シ、或ハ一市一町村内ノ小區劃タル區大字等ト爲ス者アトトス此等ハ普通ノ用例ニ反スル者ニテ送達ニ餘リニ廣狹ニ失スルヲ以テ共ニ非ナリ) 送達受取人(トハ民事訴訟法上ノ書類ノ送達ヲ受取ルコトヲ代理權ヲ賦與セラレタル者ヲ謂フ) 連署(四二條字解参照) 同一ノ地ニ在ル各審級ノ裁判所(トハ同一ノ地ニ在ル各審級ノ裁判所ヲ指稱ス、例

一 東京市、東京府、東京府裁判所、東京地方裁判所、東京控訴院及大審院、關東、關西、關北、各地方裁判所、東京市ニ在ル各審級ヲ異ニスル裁判所ナリト稱フヲ得ヘシ。

二 監獄ニ拘禁シテ居ル者、既決囚トシテ未決囚トシテ居ル者、其ノ間ハ、本人及本人ノ住居ニ在リテ送達ヲ受クル者、其ノ間ハ、本人及本人ノ住居ニ在リテ送達ヲ受クル者トシテ之ヲ認メ、其ノ反證ヲ許サズトス。

三 本條ハ訴訟關係人ノ住居ノ届出及送達ノ受取人ニ關スル規定ナリ。(一)被告人(二)私訴當事者(三)代理人(四)辯護人及(五)輔佐人ノ五者ハ送達ニ關シ直接利害關係ヲ有スルヲ以テ其ノ送達ヲ確實ナラシムル爲法律ハ本條ニ於テ此等ノ者ニ對シテ送達ヲ受クヘキ住居又ハ事務所ニ付届出義務ヲ負ハシメタリ此等ノ者ハ裁判所所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有スルト

否トニ依テ届出方法ニ差違アルニ依リ左ニ區別シテ説明スヘシ。

(一) 以上五者カ訴訟關係ノ裁判所所在地内ニ住居又ハ事務所ヲ有スルトキハ書類送達ノ場所

トシテ其ノ住居又ハ事務所ヲ届出ツヘク。

(二) 以上五者カ訴訟關係ノ裁判所所在地内ニ住居又ハ事務所ヲ有セサルトキハ其ノ所在地ニ

住居又ハ事務所ヲ有スル者ヲ送達受取人ニ選任シ其人者選任シタル書面ヲ以テ届出義務ヲ

ルヘカラス其ノ届出ノ裁判所ハ訴訟關係中ノ裁判所ニシテ何レモ書面ヲ以テ爲スヘク口頭

ノ届出ハ之ヲ許サス住所ノ外ニ居所又ハ事務所數ヶ所ヲ有スルトキハ届出人ニ於テ隨意ニ

之ヲ選定シテ其ノ一ヲ届出ツルヲ以テ足ルモノトス送達受取人ニ付テハ其ノ資格ニ何等ノ

制限ナシ送達ヲ受クヘキ意思能力ヲ有スル者ナルニ於テハ未成年者タルト女子タルトハ之

ヲ問ハサルナリ。

二 檢事ハ原告官ニシテ訴訟當事者ナルヲ以テ訴訟ニ付直接ノ利害關係ヲ有スルコト勿論

ナリト雖檢事ハ總テ同一體ニシテ職務ヲ行フヘキ場所ハ當ニ檢事局ナリ而シテ檢事局ハ各裁

判所ニ附置セラルルコト裁判所構成法上同法六條明カニシテ檢事ハ送達ハ檢事局ニ直

接書類ヲ送付シテ爲スヘク(七七條)送達方法ニ依ルヲ要セサルヲ以テ本條ノ届出義務者

中檢事ヲ除外シタルナリ。

三 送達受取人ヲ届出テタルトキハ左ノ效力ヲ生ス。

(一) 送達ニ關シテハ送達受取人ハ本人ト全然同一視セラレ。

(二) 其ノ者ノ住居又ハ事務所ハ本人ノ住居ト全然同一視セラレヘシ從テ送達受取人ハ送達ヲ

受クル權限ヲ有スルノミナラス其ノ者カ住居又ハ事務所ニ不在ノトキハ其ノ者ノ同居ノ親

族又ハ雇人ニシテ成長シタル者モ其ノ送達ヲ受クル權限ヲ有スルニ至ルモノトス(民訴一四

五條)

四 送達受取人ノ届出ノ效力ハ各裁判所カ其ノ所在ノ土地ヲ異ニスルトキハ届出ヲ爲シタ

ルニ依リテ之ヲ認メ、其ノ反證ヲ許サズトス。

ル各審級ノミニ止マルモ各裁判所ノ所在地カ同一地内ニ存スル場合ハ各上級審ノ裁判所ニ對シテモ其ノ届出ノ效力存續スルモノトス蓋各裁判所カ同一地内ニ存スル場合更ニ届出ヲ爲サシムルハ徒ニ同一届出ヲ反覆セシムル外殆ント實益ナケレハナリ尤モ此ノ場合ト雖送達受取人ノ送達受領ノ權限ヲ或審級ノミニ制限シタルトキハ其レニ依ルヘキハ論ヲ俟タス。

五 被告人在監スル場合ニ付テハ特別ノ規定ヲ設ケ既決囚タル場合ト未決囚タル場合トヲ問ハス其ノ送達ハ監獄ノ首長ノミニ爲スヘク其ノ他ノ者ニ爲シタル送達ハ送達ノ效ナキモノト(民訴一四〇條)シタルヲ以テ本條ノ届出義務モ在監者ニ免除シタリ。

第七十六條 住居、事務所又ハ送達受取人ヲ届出ツヘキ者其ノ届出ヲ爲ササルトキハ裁判所書記

ハ書類ヲ郵便ニ付シテ其ノ送達ヲ爲スコトヲ得

前項ノ送達ハ書類ヲ郵便ニ付シタル時ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

釋義 本條ハ前條ノ届出ヲ爲ササル場合ノ送達方法ヲ規定シタルモノナリ被告人、私訴當事者代理人辯護人又ハ輔佐人カ前條ノ届出ヲ爲ササルトキハ裁判所書記ハ郵便ニ付スル送達ニ依リ書類ヲ送達シ得ルコトトセリ郵便ニ付スル送達トハ郵便送達ト同シク事實上ニ於テハ郵便配達人ニ依リテ送達スヘキ書類カ受取人ニ交付セラルルハ常ナレトモ郵便送達ニ於テハ郵便配達人カ送達吏トシテ送達ヲ爲シタルコトヲ證スル送達證書ヲ作成スルコトヲ要シ證書ニ依リテ其ノ事實カ證明セラルルニ非サレハ有效ナル送達ト爲ラサルルモ郵便ニ付スル送達ニ於

テハ斯ル送達證書ノ作成ヲ要セサルノミナラス單ニ裁判所書記カ送達スヘキ書類ヲ郵便ニ付シタル時即チ投函ノ時ニ於テ法律上送達カ完全ニ行ハレタリト看做スヲ謂フ故ニ郵便ニ付スル送達ニ依ルヘキ場合ニ於テハ其ノ受領者カ確的ノ舉證ニ依リテ現實ニ書類ノ送達ヲ受領セサルコトヲ立證スルモ其ノ立證ハ效ナキヲ以テ斯ル場合ニ於テハ現實ニ送達ヲ受ケサルニ拘ラス仍ホ法律上送達在リタルト同一ノ效果ヲ生スルニ至ルヘシ舊法ニ於テハ斯ル場合ニ付書類ノ送達ナシト雖異議ヲ申立ツルコトヲ得サル旨規定シ(舊刑訴一八條)裁判所カ送達ニ付全然何等ノ手續ヲ爲ササル場合ニ於テモ異議ヲ申立テ得サル結果ヲ生シ届出義務者ニ對スル制裁餘リニ酷ニ失シタルヲ以テ本法ニ於テハ届出義務者カ届出ヲ爲ササル場合ト雖少トモ郵便ニ付スル送達ノ方法ニハ依ラサルヘカラサルコトニ改メタルナリ斯ル場合ト雖裁判所書記ハ必スツモ郵便ニ付スル送達ノミニ拘束セラルルコトナク執達吏ニ依ル送達又ハ郵便ニ依ル送達ヲ適當ト認メタルトキハ其ノ方法ニ依リテ送達ヲ爲スハ固ヨリ妨ナキ所ナリ裁判所書記カ郵便ニ付スル送達ヲ爲シタルトキハ其ノ事實ニ付書類ヲ作成シ明確ニセサルヘカ要ス。

第七十七條 檢事ニ對スル送達ハ書類ヲ檢事局ニ送付シテ之ヲ爲スヘシ

釋義 本條ハ檢事ニ對スル送達方法ヲ規定シタルモノナリ檢事ハ原告官ニシテ訴訟當事者ナルヲ以テ書類ノ送達ハ檢事ニ對シテモ爲スヘキハ勿論ナリ然レトモ檢事ハ總テ同一體ニシテ裁判所ニ附置セララル裁權六條ヲ以テ檢事ニ對スル送達ハ其ノ他ノ訴訟關係人ニ對スル送達

如ク執達吏又ハ郵便ニ依ルノ要ナク却テ裁判所ヨリ檢事局ニ直接送付スルヲ以テ最モ便宜ナリトス舊法ノ下ニ於テモ實際ノ取扱ハ之ト同様ニ出テタレトモ明文存セザリシ爲其ノ送達ハ一般ノ取扱ト同様ニ爲スヘキヤノ疑問存シタリ仍テ本法ハ本條ニ於テ明文ヲ設ケ檢事ニ對スル送達ハ直接ニ送付スルコトニ依リテ爲スヘキコトヲ明カニシ其ノ疑ヲ避ケタリ。

第七十八條 被告人ノ住居、事務所及現在地知レザルトキハ公示送達ヲ爲スコトヲ得

被告人裁判權ノ及ハサル場所ニ在ル場合ニ於テ他ノ方法ヲ以テ送達ヲ爲スコト能ハザルトキ亦

前項ニ同シ

付字解(住居(七五條字解参照)事務所(七五條字解参照)現在地(二條字解参照))

裁判權ノ及ハサル場所 トハ帝國裁判所ノ裁判權ノ及ハサル場所即チ外國及國際慣例

又ハ條約ニ依リ特ニ裁判權ノ行使ヲ除外シタル場所ヲ謂フ例ハ大使館、公使館、領海内

ニ在ル外國軍艦及外國國用船内ノ如キ場所ハ國際法上我帝國ノ裁判權ノ及ハサル場所

ナリ

釋義 本條ハ公示送達ヲ爲シ得ヘキ場合ヲ規定シタルモノナリ本條ニ依リハ公示送達ヲ爲シ

得ルニハ次ノ二個ノ場合ニ該當スルコトヲ要ス

(一) 被告人ノ住居事務所及現在地知レザルトキ 故ニ一時行衛不明ナルモ被告ノ住居又ハ

事務所存スルコト明カナル以上ハ未タ公示送達ヲ爲シ得サルナリ又一旦公示送達ヲ爲シタ

ル被告人ニ對シテモ其ノ後住居事務所又ハ現在地ノ一カ明カニ爲リタル以上ハ其ノ以後ノ

送達ハ公示送達ノ手續ニ依ルヲ得サルナリ

(二) 被告人裁判權ノ及ハサル場所ニ在ル場合ニ於テ他ノ方法ヲ以テ送達ヲ爲スコト能ハサル

トキ 故ニ裁判權ノ及ハサル場所ニ被告人存在スルモ條約又ハ外國政府ノ承認ニ依リ送達

ヲ爲ス方法存スルトキ其ノ方法ニ從フヘキモノトス

第七十九條 公示送達ハ裁判所ノ命シタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

公示送達ハ裁判所書記送達スヘキ書類又ハ其ノ抄本ヲ裁判所ノ揭示場ニ公示シテ之ヲ爲スヘシ

公判ニ於ケル第一回ノ召喚狀ノ公示送達ハ裁判所書記召喚狀ヲ裁判所ノ揭示場ニ公示シ且其ノ

謄本ヲ官報又ハ新聞紙ニ掲載シテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ公示送達ハ最後ニ官報又ハ新聞紙ニ掲載シタル日ヨリ三十日、其ノ他ノ公示送達ハ揭示

場ニ公示ヲ始メタル日ヨリ七日ノ期間ヲ經過スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

釋義 一 本條ハ公示送達ノ手續及效力發生ノ時期ヲ規定シタルモノナリ

第一、公示送達ノ手續 公示送達ハ裁判所ノ命ヲ受テトキニ限リ裁判所書記其ノ取扱ヲ爲スヘ

キモノニシテ其ノ手續左ノ如キ

(一) 送達スヘキ書類ハ公判ニ於ケル第一回ノ召喚狀ヲトキ、此ノ場合於テ召喚狀又ハ裁

判所ノ揭示場ニ公示シ且其ノ謄本ヲ官報又ハ新聞紙ニ掲載スルニ依リテ之ヲ爲ス

所ノ揭示場ニ公示スル召喚狀ハ原本文書及謄本又ハ抄本ノ以上公示

第二編 則 第七章 送達(第七十九條)

五

テハ送達ノ效力ヲ生スルコトナシ又此ノ場合ノ公示送達場ハ揭示場ニ公示ノ外更ニ其ノ騰本ヲ官報又ハ新聞紙ニ掲載スヘキモノナルカ故ニ裁判所ノ揭示場ニ公示スルモ官報又ハ新聞紙ニ掲載セサル間ハ其ノ效力ヲ生スルコトナシ騰本ヲ掲載スヘキ官報又ハ新聞紙ハ其ノ一方ノミニテ足ルヘク又新聞紙ヲ選ミタル場合ニ於テモ其ノ掲載ヲ爲スヘキ新聞紙ハ裁判所ニ於テ隨時選擇シ得ヘク記載ノ回数モ一回ト爲スヘキカ數回ト爲スヘキカハ一ニ裁判所ニ依リテ爲スヘキモノトス

(二) 送達スヘキ書類ハ(一)號ニ該當セサルモノナルトキ此ノ場合ニ於テハ書類ノ原本又ハ抄本ヲ裁判所ノ揭示場ニ公示シテ足ルモノトス召喚狀ナルトキモ第二回以後ニハ本號ノ形式ニ依リテ爲スヘキモノトス

二 第二公示送達ノ效力ノ發生時期 效力發生時期モ送達スヘキ書類カ公判ニ於ケル第一回ノ召喚狀ナルヤ否ニ依リテ差違アリ左ニ區別シテ之ヲ述フヘシ

(一) 送達スヘキ書類カ第一回ノ召喚狀ナルトキハ最後ニ官報又ハ新聞紙ニ掲載シタル日ヨリ三十日ノ期間ノ經過ニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

(二) 送達スヘキ書類カ其ノ他ノ書類ナルトキハ揭示場ニ公示ヲ始メタル日ヨリ七日ノ期間ヲ經過スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

揭示場ノ公示期間ニ付テハ法律ニハ特ニ明文ナキモ一號ノ書類ニ付テハ最後ニ官報又ハ新聞紙ニ掲載シタル日ヨリ三十日間(二)號ノ書類ニ付テハ揭示場ニ公示ヲ始メタル日ヨリ七日間繼續シテ公示セラルルコトヲ要スルモノト解スルヲ妥當トス

第八十條 書類ノ送達ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟法ヲ準用ス但シ司法警察官ノ發スル書類ノ送達ニ付テハ裁判所書記ニ屬スル職務ハ司法警察官之ヲ行ヒ執達吏ニ屬スル職務ハ司法警察吏之ヲ行フ

字解 司法警察官 トハ司法警察ヲ行フ職務權限ヲ有スル官吏ヲ謂フ司法警察官ニハ二種アリ一ハ捜査ニ付地方裁判所檢事ト同一權限ヲ有シ檢事ト指揮ヲ受ケル司法警察官ニシテ(一)警視總監(二)東京府知事以外ノ地方長官及(三)憲兵司令官之ニ屬シ(一)檢事ノ補佐トシテ其ノ指揮ヲ受ケル司法警察官ニシテ(二)廳府縣ノ警察官(三)憲兵ノ將校、準士官及下士トス

司法警察吏 トハ檢事又ハ司法警察官ノ命令ヲ受ケ捜査ノ補助ヲ爲スモノニシテ(一)廳府縣ノ憲兵(二)憲兵卒之ニ屬ス

釋義 書類ノ送達ニ關スル規定ハ民事訴訟法ニ詳細ノ規定民訴一三六條乃至一五八條アリ本法ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル以外ニ於テハ其ノ規定ヲ準用スルヲ適當ト認メ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明記セリ然レトモ司法警察官ノ發スル書類ノ送達ニ付テハ民事訴訟法ニ依リ裁判所書記又ハ執達吏ヲ送達機關トシテ使用スルヲ得サルヲ以テ此ノ點ニ付テハ但書ノ規定ヲ設ケ裁判所書記ニ屬スル職務ハ司法警察官之ヲ行ヒ執達吏ニ屬スル職務ハ司法警察吏之ヲ行フコト

裁判官、司法警察官が職務を執行するに当たっては、法律が規定する期間を遵守し、その期限を超過して行なつた行為は、違法であると見做され、その結果として、被告人の権利を侵害するおそれがある。従つて、訴訟手続における期間の遵守は、極めて重要な事項である。本章では、訴訟手続における各種の期間について、その種類、計算方法、中断事由などを詳しく説明する。

第八章 期間

釋義 一 期間トハ訴訟行為ヲ爲スニ付定メタル一定ノ時間ノ繼續ヲ謂フモノニシテ觀察點ヲ異ニスルニ從ヒ左ノ數種ニ區別スルコトヲ得。

第一 法定期間及裁定期間ノ區別 法定期間ハ法律ヲ以テ期間ヲ繼續シ一定シ裁判所ニ於テ其ノ期間ノ伸縮ヲ爲シ得サルモノヲ謂ヒ、裁定期間トハ法律ニ於テハ專ニ一定ノ標準ヲ示スニ止マリ標準以上ノ期間ニ付テハ其ノ裁定ヲ一ニ裁判所ノ自由ニ委シタルモノヲ謂フ。

例ヘハ時効期間(二八一條)三六一條ノ判決書ノ謄本ノ請求期間(三九五條)四一八條四五九條命令ニ對スル取消又ハ變更ノ申立期間(四七〇條)ノ如キハ何レモ法定期間ニシテ猶豫期間(三二一條)ノ如キハ裁定期間ナリトス。

第二 行為期間及不行爲期間ノ區別 行為期間トハ法定期間ノ一種ニシテ法律ニ於テ訴訟行為ヲ爲スニ付定メタル期間ヲ謂ヒ、不行爲期間トハ其ノ期間内ニハ訴訟行為ヲ爲シ得サル期間ヲ謂フ。例ヘハ上訴期間(三九五條)四一八條四五九條ノ如キハ行為期間ニシテ證人鑑定人通事、翻譯人ニ對スル召喚狀ト出頭トノ間ノ猶豫期間(一九四條)二二八條二三六條第一回公判期日ト被告人ニ對スル召喚狀ノ送達トノ間ノ猶豫期間(三二一條)ノ如キハ不行爲期間ナリ。行為期間ヲ懈怠スルトキハ訴訟當事者ニ訴訟ヲ爲スヘキ權利ヲ失ハシムルカ故ニ此ノ期間ヲ失權期間ト稱シ、又不行爲期間ハ或訴訟行為ヲ爲スニ猶豫ヲ與フルモノナルヲ以テ一ニ此ノ期間ヲ猶豫期間ト稱ス。

一 法定期間中ニハ學者ノ所謂訓示期間ヲ稱スルモノアリ、例ヘハ六二條ノ公判調書ノ整理期間ノ如キ是ナリ。此ノ期間ハ單ニ訴訟行為ヲ爲ス者ニ其ノ期間ヲ遵守スヘキ義務ヲ命シタルニ過キスシテ其ノ期間ヲ懈怠スルモノ懲戒其ノ他ノ問題ヲ生スルハ格別訴訟行為ノ效力ニハ何等影響ヲ及ボササル期間ナリ。又法定期間中ニハ失權期間ト反對ニ或期間ノ經過ニ因リテ始メテ訴訟行為ノ效力ヲ發セシムルモノアリ、例ヘハ公示送達ノ效力發生ヲ關スル期間ノ如シ(七九條)。

第八十一條 期間ノ計算ニ付テハ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ之ヲ起算シ、日、月又ハ年ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セズ但シ時効期間ノ初日ハ時間ヲ論セズ一日トシテ之ヲ計算ス。月及年ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算ス。

期間ノ末日日曜日、一月一日、二月一日、三月一日、四月一日、五月一日、六月一日、七月一日、八月一日、九月一日、十月一日、十一月一日、十二月一日、十二月二十九日、十二月三十一日又ハ一般ノ休日トシテ指定セザレタル日ニ當ルトキハ之ヲ期間ニ算入セズ但シ時効期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。

字解 即時トハ即刻ト謂フト同意義ニシテ其ノ瞬間ヨリ直ニト謂ハル意義ナリトス
時效期間未トハ法定期間ノ經過ニ因リテ科刑權ノ消滅ヲ來セシムル效果ヲ生ズル期間
ヲ謂フ。(二八一條)

曆 曆ニハ大陰曆及大陽曆ノ二種アリ、前者ハ一年十五度ノ大陰ノ朔望時ヲ基トシテ十
ニ少月ニ立テ一ヶ月ノ日數ヲ二十九日或ハ三十日トシ全年ヲ凡ソ三百六十日トスルモ
ノニシテ、後者ハ月ノ朔望ニ拘ラズ大陽ノ週度ニ從ヒ月ヲ立テ全年ヲ三百六十五日(平年)
トシテ之ヲ十二ヶ月ニ分チ一ヶ月ヲ三十日(四月、六月、九月、十一月)又ハ三十一日(一月、三月、
五月、七月、八月、十月、十二月)及二十八日(二月)トスルモノヲ謂フ、大陽曆ハ明治六年一月一日
ヨリ用キラレ居ルモノニシテ(明治五年大政官布告三三七號)本法ニ於テ曆ト稱スルハ大
陽曆ヲ指ス、大陽曆ニ依レハ平年ハ三百六十五日ニシテ閏年ハ二十九日トス、而シテ神武
天皇即位紀元年數ノ四ヲ以テ整除シ得ヘキ年ヲ閏年トス、故ニ四年毎ニ閏年アル割合ナ
リ、但シ紀元年數ヨリ六百六十ヲ減シテ百ヲ以テ整除シ得ヘキモノノ中更ニ四ヲ以テ其
ノ間ヲ整除シ得サル年ハ平年トス、(明治二十一年五月勅令九〇號) 六二號、公神武天皇、
一般ノ休日 トハ日曜日、祭日、祝日(元始祭、新年宴會、紀元節、神武天皇祭、明治天皇祭、天皇節、
天皇祝日、神嘗祭、新嘗祭、春季皇靈祭、秋季皇靈祭)及特ニ一般ニ休暇ヲ賜リタル日ヲ指ス(大
正元年勅令一九號)同二年七月勅令二五九號)

釋義 一 本條ハ期間ノ計算法ヲ規定シタルモノナリ、即チ左ノ如シ。

(一) 期間ノ計算ニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算ス、時ヲ以テスル期間トハ一二七條四十八
時間内(二二九條二十四時間内)一九四條(二十四時間)二九八條(四十八時間内)ノ期間ノ如ク時間

ヲ以テスルモノヲ總テ包含シ、法定期間タルト裁定期間タルト其ノ他ノ期間タルトハ之ヲ間
ハサルナリ、時間ヲ以テスル期間ハ即時即チ或事實ノ發生シタル其ノ瞬間ヨリ起算スヘキモ
ノトス、故ニ例ヘハ證人ニ對スル召喚狀ノ送達ト出頭トノ間ノ二十四時間ノ猶豫期間(一九四
條)ニ付若シ召喚狀ノ送達カ午前十時三十分ナルトキハ猶豫期間ノ起算點ハ送達ヲ受ケタル
午前十時三十分ヨリ直ニ起算スヘク午前十時又ハ午前十一時ヨリ起算スヘキモノニ非ス。

(二) 期間ノ計算ニ日、月又ハ年ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス、但シ時效期間ノ初日ハ時間ヲ
論セス、一日トシテ之ヲ計算ス、日ヲ以テスル期間トハ二〇條(三日内)六二條(五日内)七九條(三〇
日、七日)三一八條(三日内)五日内)三一八條(三日内)五日内)三二二條(三日内)五日内)三三三條(五日以上)三六
一條(七日内)三七二條(三日内)五日内)三九五條(七日)四一八條(五日)四二二條(五日)五〇日(四)二三條(一
五日以前)四二八條(一〇日内)四五九條(三日)四七〇條(三日内)五二八條(七日内)ニ規定スル如キ期
間ヲ謂ヒ、月ヲ以テスル期間トハ一一三條(二月)五五八條(三月内)五六〇條(六月内)ニ規定スル期
間ノ如キヲ謂ヒ、年ヲ以テスル期間トハ時效期間(二八一條)及八二條ノ特別附加期間ヲ定ムル
如キ場合ヲ謂フ、斯ノ如ク日、月又ハ年ヲ以テ定メタル期間ハ或事實ノ發生シタル當日ハ時間
ノ多少ニ拘ラス之ヲ計算ヨリ除外シ其ノ翌日ヨリ起算スヘキモノトセリ、但シ民法一四〇條(於テハ
期間カ午前零時ヨリ始マル場合ニ付テハ初日モ算入セシモ)民法一四〇條(本法ハ斯ル例外ヲ
認メス、時效期間ニ付テハ特ニ被告人ノ利益ヲ慮リ初日ハ却テ時間ノ多少ニ拘ラスニ日トシ

テ計算スルコトト爲シタリ、而シテ月又ハ年ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算スヘキモノトス、故ニ計算ノ時期ハ閏月(二月)又ハ閏年ニ該當スルトキモ其レニ從テ計算セサルハカラス、月又ハ年ヲ以テスル期間カ月又ハ年ノ始ヨリ起算スルトキハ最後ノ月ノ末且大小ニ拘ラズ、又ハ最後ノ年ノ末日ヲ以テ滿了スヘク、月又ハ年ノ始ヨリ起算セサルトキハ最後ノ月又ハ年ニ於テ其ノ編算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了スヘク、若シ最後ノ月ニ應當日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ滿了スヘキモノトス、例ヘハ一一三條ノ勾留期間ニ付十二月三十日勾留セラレタリトスハ其ノ二月ノ期間ハ十二月三十一日ヨリ起算スヘク、最後ノ月ノ應當日ハ翌年ノ二月三十一日ナレトモ二月ハ二十八日若ハ二十九日(閏年)ニシテ之ニ該當スヘキ應當日ナキヲ以テ二月末日ヲ以テ滿了スルモノトス、斯ル場合ニ於テハ勾留カ十二月二十八日乃至三十一日(行ハレタルトキハ何レモ同一)ニ於テ期間滿了スルモノトス、例ントオレハ十二月三十一日ニ勾留行ハレタルトキハ翌年一月一日ヨリ起算シ二月末日ハ當然ノ滿了期日ナルニシテ、十二月二十八日ニ勾留行ハレタルトキハ十二月二十九日ヨリ起算シ最終ノ月ノ應當日ハ平年ニ於テハ存セサルヲ以テ同シク二月末日ニ於テ滿了スヘク、勾留カ十二月二十九日ニ行ハルルトキモ之ト同様ナレハナリ。

二、期間ハ訴訟行爲ヲ爲スニ付定メタル時間ナルカ故ニ期間ノ滿了カ官廳其ノ他ニ於テ普通執務セサル休日ニ該當スルトキハ其ノ日ニ於テ滿了セシムルハ穩當ナラス、故ニ期間ノ末日

カ一般ノ休日ニ該當スルトキハ其ノ日ヲ期間ノ算入ヨリ除外スルコトトセリ、本法ニ於テ休日トシテ期間ノ算入ヨリ除外セラザル日ハ日曜日、一月一日、四月、十二月二十九日、三十日、三十一日、祝日、祭日及特ニ休日トシテ一般ニ休暇ヲ賜ハリタル日ヲ指ス、此ト除外例ハ月及年ヲ以テ期間ヲ定メタルモノニ適用スヘキモノニシテ時又以テ定メタルモノニ對シテハ適用ナシ、何レトオレハ時ヲ以テ定メタル期間ハ日ヲ以テスルモノニ比スレハ特ニ迅速ヲ要スルモノトシテ之ニ適用セサルコトトセリ。

第八十二條 法定ノ期間ハ訴訟行爲ヲ爲スヘキ者ノ住居又ハ事務所ノ所在地ト裁判所所在地ト

距離ニ從ヒ海陸路二十里毎ニ一日ヲ加フ其ノ距離又ハ端數二十里ニ滿タサルモ五里以上ナルトキハ一日ヲ加フ但シ海里ハ二海里ヲ一里トシテ之ヲ計算ス

前項ノ規定ハ宣告シタル裁判ニ對スル上訴ノ提起期間ニハ之ヲ適用セズ

外國又ハ交通不便ノ地ニ在ル者ノ爲ニハ特ニ期間ヲ定ムルコトヲ得

字解 陸里 一里ハ普通ノ道程ノ名稱ニシテ三十木町即チ一萬二千九百六十尺チ一里ト

宣誓（五〇條字解參照）

外國 トハ帝國以外ノ國家ヲ指ス、帝國ノ條約國タルト無條約國タルトハ之ヲ問ハス。

釋義 一 一般期間ハ前條ニ依リテ計算スヘキモ裁判所所在地ニ在ラサル者ノ訴訟行為ニ付テハ之ヲ同様ニ取扱フコトヲ得ス、何ントナレハ之ヲ同一ニ取扱フハ實ニ公平ノ觀念ニ反スルノミナラス時ニ或ハ不能ヲ來ス虞アルヲ以テナリ、故ニ法律ハ本條ニ於テ附加期間ヲ設ケ訴訟行為ヲ爲ス期間ニ關シ距離ノ遠近ニ拘ラス平等ニ近カチシメシコトヲ期セリ。

二 附加期間トハ法定期間申行為期間ニ關シ其ノ期間満了ヲ延長スル爲特ニ附加セラレタル期間ヲ指稱スルモノキシテ其ノ附加ノ標準ハ訴訟行為ヲ爲スヘキ者ノ住居又ハ事務所ノ裁判所所在地トノ距離ニ從ヒ海陸路二十里毎ニ一日ヲ加フベシ其ノ距離又ハ端數カニ十里ニ滿タサルモ五里以上ナルトキハ尙ホ一日ヲ加フヘキモノトセリ、但シ海路ニ付テハ二海里ヲ以テ一里トシテ計算スルコトトセリ、舊法ニ於テハ八里ヲ以テ一日ノ附加期間ト爲シタルモ舊刑罰一六條海陸ノ交通舊法制定ノ當時ヨリ發達シタルヲ以テ海陸交通ノ實情ニ鑑ミ二十里ヲ以テ一日ノ附加期間ト爲シタルナリ、當事者カ住居ノ外ニ事務所ヲ有スルトキ裁判所所在地ト其ノ住居又ハ事務所トノ距離相違スルトキハ現ニ書類ノ送達ニ依リ告知ヲ受ケ期間始マリタル場所ヲ標準トシテ計算スヘク又兩距離間ニ通路兩線以上アルトキハ最短ノ線路ヲ標準トシテ之カ計算ヲ爲スヘシ、但シ海陸路兩線アルトキハ里程ノ遠近ニ拘ラス陸路ヲ以テ計算スルヲ相當

トス、蓋陸路ハ海路ニ比スレハ比較的安全確實ナルノミナラス陸路ノ往來ハ行旅ノ通常ナルニ依リ強テ乘船セシメ海路ニ就クヲ求ムル能ハサレハナリ、又裁判所所在地ト當事者ノ住居又ハ事務所所在地ノ距離ヲ計算スルニハ兩市町村ノ里程元標ヲ基點トシテ各計算スヘキモノトス。

三 附加期間モ時ヲ以テスル期間ニハ適用ナキハ勿論ナリ、又附加期間ハ裁判所カ訴訟行為ヲ發表シタル場所ト裁判所トノ間ニ距離ノ存スルニ依リテ附加スル期間ナルヲ以テ公判廷ニ於テ宣告シタル裁判ニ關シテハ斯ル附加期間ヲ認ムルノ要ナシ、從來モ判例ニ依リ大正二年一月二四日大審院判決ヲ認メラルル所ナレトモ學者間ニ議論存スルヲ以テ本法ハ本條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明カニシ宣告シタル裁判ニ對スル上訴期間ニ付テハ附加期間ヲ與ヘサルコトトセリ。

四 外國其ノ他交通不便ノ地ニ在ル者ニハ前項規定ノ附加期間ノミニテハ到底訴訟行為ヲ行フコト不可能ナル場合存スヘキニ依リ斯ル場合ニ付テハ裁判所ニ於テ適宜附加期間ヲ定ムルコトトセリ、故コト本號ノ特別附加期間ハ裁判所ノ隨意ニ定メ得ルモノナレトモ普通ノ附加期間ヲ延長セシムル被告人ノ爲ニ存スルヲ以テ普通ノ附加期間ヲ短縮スルハ法ノ許ササル所ナリ。

第九章 被告人ノ召喚、勾引及勾留

字解 召喚 トハ或者チ一定ノ日時、一定ノ場所ニ出頭セシムルコトノ命令ヲ謂フ。

第一編 總 則 第九章 被告人ノ召喚、勾引及勾留（第八十二條）

勾引 トハ訊問ノ目的ヲ以テ或者ヲ指定ノ場所ニ出頭セシムル強制命令ヲ謂フ。
勾留 トハ訴訟ヲ遂行スル目的ヲ以テ被告人ヲ拘禁スル強制命令ヲ謂フ。

釋義 被告人ハ刑事訴訟ノ當事者ニシテ訴訟ヲ開始シ事件ヲ審判スルニハ被告人ヲ列席セシムルヲ原則トシ被告人ノ列席ナクシテ訴訟ヲ開始終結スルハ例外ニ屬ス(三三一條)故ニ事件ヲ審判スルニハ被告人ヲシテ裁判所ニ出頭セシメ訴訟ノ審判ニ關與セシムル途ヲ講セサルヘカラス、通常ノ場合ニ於テハ被告人ノ召喚ノミニ依リテ其ノ目的ヲ達スルヲ得ヘケレトモ被告人ノ内ニハ其ノ召喚ニ應セサル者アリ、或ハ逃走ヲ企テ、或ハ罪證ノ湮滅ヲ謀ル等單ニ召喚スルノミニ依リテハ訴訟ヲ遂行スル目的ヲ達シ得サル場合アリ、故ニ此等ノ必要ニ應スル爲更ニ被告人ヲ勾引又ハ勾留スルノ要アリ、而シテ被告人ヲ召喚勾引又ハ勾留スルハ單ニ公判裁判所ニ於テ必要ナルノミナラス、豫審判事、檢察事又ハ司法警察官ニ於テモ必要ナル場合アリ、本章ハ其ノ各場合ニ於ケル被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關スル規定ヲ統一シテ之ヲ網羅シ先ツ裁判所ノ爲ス召喚、勾引及勾留ヲ本位トシテ規定シ、豫審判事ニハ之ニ關シ裁判所又ハ裁判長ト同一權限ヲ賦與シ、檢察、司法警察官ニハ其ノ規定ヲ準用セシムルコトト爲シタリ。

第八十三條 裁判所公訴ヲ受ケタルトキハ被告人ヲ召喚スヘシ

釋義 裁判所カ公訴ヲ受ケタルトキハ被告事件ヲ審判セサルヘカラス、而シテ被告事件ヲ審判スルニハ被告人ヲ裁判所ニ出頭セシメ之ヲ訊問スルコトヲ要ス、故ニ裁判所カ公訴ヲ受ケタル

トキハ別段ノ請求ヲ待タスシテ被告人ヲ裁判所ニ出頭セシムル手續ヲ採ラサルヘカラス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ、豫審判事モ豫審ノ請求ヲ受ケタルトキハ被告人ヲ訊問スヘキモノナルヲ以テ一、二條及本條ノ規定ニ依リ被告人ヲ召喚スヘキモノトス。

第八十四條 被告人ノ召喚ハ召喚狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

被告人ヨリ期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シ又ハ出頭シタル被告人ニ對シ口頭ヲ以テ次回ノ出頭ヲ命シタルトキハ召喚狀ヲ送達シタルト同一ノ效力ヲ有ス口頭ヲ以テ出頭ヲ命シタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ

受訴裁判所ニ近接スル監獄ニ在ル被告人ニ對シテハ監獄官吏ニ通知シテ之ヲ召喚スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被告人監獄官吏ヨリ通知ヲ受ケタル時ヲ以テ召喚狀ノ送達アリタルモノト看做ス

字解 召喚狀 トハ或者ヲ一定ノ日時ニ一定ノ場所ニ出頭スヘキコトヲ記載シタル命令ヲ謂フ。

期日 トハ裁判所及訴訟關係人カ相會シテ訴訟行爲ヲ行フニ付裁判所又ハ判事ノ定ムル日時ヲ謂フ。

近接セル監獄 トハ裁判所所在地附近ニ在ル監獄ヲ謂フ。

釋義 一 本條ハ召喚ノ方式ヲ規定シタルモノナリ、被告人ヲ召喚スルニハ裁判所カ一定ノ日

時ヲ指定シ其ノ日時ニ裁判所ニ出頭スヘキ趣旨ヲ記載シタル召喚狀ヲ作成シテ之ヲ被告人ニ送達シテ爲スヘキモノトス(九九條)然レトモ召喚狀ヲ發シテ之ヲ被告人ニ送達スルハ被告人ニ其ノ出頭ノ日時ヲ知了セシムルニ在ルヲ以テ被告人ニ於テ裁判所ノ指定シタル出頭ノ日時ヲ了知シタル場合ニハ更ニ送達ノ方法ニ依リテ告知セシムルノ要ナシ故ニ斯ル場合ニ付テハ本法ハ簡易ノ方法ヲ定メ召喚狀ノ送達ト同一ノ效力ヲ有セシメタリ。

二 召喚狀ノ送達ト同一ノ效力アル場合左ノ如シ。

(一) 被告人カ裁判所ノ指定シタル期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ裁判所ニ差出シタル場合

(二) 裁判所ニ於テ口頭ヲ以テ次回ノ期日ヲ指定シ其ノ期日ニ出頭ヲ命シタル場合
以上二個ノ場合ハ被告人ニ於テ裁判所ノ指定シタル期日ヲ了知シタルコト明カナル場合ナルヲ以テ召喚狀ノ送達ト同一ノ效力ヲ與ヘ其ノ送達ヲ省略セシメタリ(二)ノ口頭ヲ以テ出頭期日ヲ命シタル場合ニハ裁判所書記ニ於テ其ノ旨ヲ調書ニ記載シ明確ニセサルヘカラス。

三 在監セル被告人ニ對スル召喚ハ上記ノ原則ノ手續ニ從ヘハ召喚狀ヲ執達吏又ハ郵便ニ依ル送達方法ニ依リテ監獄署ノ首長ニ送達シテ爲スヘキモノ(七五條八〇條一四〇條)ナレトモ近接セル監獄ニ在ル被告人ニ對シテハ直接其ノ監獄官吏ニ通知シテ召喚セシムル方却テ迅速且正確ニ行ハルルヲ以テ斯ル場合ニ付テハ右ノ原則ニ對スル例外法ヲ設ケ其ノ簡便法ニ依ラ

シムルコトトセリ此ノ場合ニハ被告人ニ於テ監獄官吏ヨリ通知ヲ受ケタル時ヲ以テ召喚狀ノ送達アリタルト同一ニ取扱フコトトセリ監獄官吏ヨリ被告人ニ通知シタル時期ハ書類ニ依リテ明確ニセサルヘカラス。

第八十五條 召喚ニ因リ出頭シタル被告人ハ速ニ之ヲ訊問スヘシ

被告人裁判所構内ニ在ルトキハ召喚ヲ爲ササル場合ニ於テモ之ヲ訊問スルコトヲ得

字解 裁判所構内 トハ裁判所ノ區域トシテ區劃セラレタル内部ヲ謂フ從テ裁判所ノ

建物ノ内部ハ勿論建物外ナルモ門内ハ總テ構内ナリ然レトモ裁判所ノ敷地ハ全部構内

ニ非ス裁判所ノ敷地ナルモ門外ニ在スル場所ハ構外ナリ。

釋義 一 被告人ヲ召喚スルハ訊問ノ目的ニ出ツルヲ以テ召喚ニ應シテ指定期日ニ出頭シタル被告人ハ速ニ訊問セサルヘカラス本條第一項ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタリ。

二 被告人ヲ召喚スルハ裁判所ニ出頭セシムルニ在ルヲ以テ被告人裁判所構内ニ現在スルニ當リ訊問ノ必要アルトキ特ニ送達ノ手續ニ依リテ被告人ヲ召喚スルハ誠ニ迂遠ノ手續ナリ故ニ斯ル場合ニ付テハ本條第二項ニ例外ノ規定ヲ設ケ召喚ヲ爲ササル場合ニ於テモ直ニ訊問シ得ルコトト爲セリ。

第八十六條 被告人再度ノ召喚ヲ受ケ故ナク出頭セサルトキハ之ヲ勾引スルコトヲ得

字解 故ナク出頭セサルトキ 正當ノ理由ナクシテ出頭セサルヲ謂フ故ニ病氣不在其

入他ノ事由ニ因リテ出頭スルコト能ハサルトキハ假令出頭セサレハ故ナク出頭セサル
 第八十三條非ス。被告人再出頭ノ旨ヲ受ケテ出頭セサルコトハハシクモ出頭スルコトモ
 釋義 被告人ノ召喚ハ被告人ヲ裁判所ニ出頭セシムルニ在リ被告人ノ不出頭ハ事件ノ審理ニ
 障碍ヲ來スヲ以テ召喚ニ應セサル被告人ニハ強制力ヲ用キテ裁判所ニ出頭セシムル途ヲ講セ
 サルヘカラス本條ハ斯ル場合ニ應スル爲ニ設ケタル規定ナリ然レトモ被告人カ召喚ニ應セサ
 ルノ理由ニ依リ直ニ勾引スルハ被告人ニ採リテ酷ナル場合存スルコトナキヲ保セサルヲ以テ
 一回ノ召喚ニ應セサル者ハ更ニ召喚スヘキコトトシ召喚不應ヲ理由トシテ被告人ヲ勾引スヘ
 キ場合ハ再度ノ召喚ヲ以テスルモ仍ホ正當ノ理由ナクシテ出頭セサル場合ニ制限セリ正當ノ
 理由アリヤ否ハ裁判所ニ於テ職權ヲ以テ調査スヘキ事項ニシテ被告人ニ出頭ノ申出及疏明ヲ
 要求セサレトモ被告人ニ於テ召喚ニ應セサル理由ヲ裁判所ニ申出テ該事實ヲ疏明スルハ利益
 ナルヘク無届ノ催召喚ニ應セサルトキハ往々不利益ノ認定ヲ受クルヲ免レサルヘシ

第八十七條 左ノ場合ニ於テハ直ニ被告人ヲ勾引スルコトヲ得スモ裁判所ハ出頭スルコトヲ命

第六十被告人定リタル住居ヲ有セサルトキハ該住居ニ於テハ被告人ノ出頭スルコトヲ命

第二 被告人罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ

第三 被告人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ

五百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ該ル事件ニ付テハ前項第一號ノ場合ヲ除クノ外被告人ヲ勾

引スルコトヲ得ス但シ前條及第六條ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

字解 定リタル住居ヲ有セサルトキ トハ一定ノ住所ハ勿論一定ノ居所ヲモ有セサル
 ナリ謂フ故ニ現ニ逃走シ居ルモ生活ノ本據タル住所ヲ有スル者ナルニ於テハ本條ニ該當
 セス然レハ本籍又ハ寄留籍ヲ有スルコトハ住居ノ存在ニハ直接影響ナキヲ以テ本籍又
 ハ寄留籍アル者ナルモ一定ノ住居ヲ有セサル者ハ本條ニ該當スヘシ
 罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ トハ物的證憑タルト人的證憑タルトナ同ハス一切ノ證憑
 ナ消滅セシムル虞アル場合ヲ謂フ故ニ證據物件ヲ破壊セントスル場合ハ勿論證人ヲ隱
 匿セシメ又ハ鑑定人ニ虚偽ノ鑑定ヲ爲サシメントスル場合モ包含ス
 逃亡 トハ所在ヲ晦マスコトヲ謂フ故ニ遠方ニ在ルモ所在明瞭ナルトキハ逃亡ト謂ヒ
 能ハサルヘク附近ニ存在スルコト明瞭ナルモ其ノ所在ヲ晦マシ居ル場合ハ逃亡ナリト
 ス

釋義 一 本條ハ被告人ヲ召喚スルコトナク直ニ拘引スルコトヲ得ル場合ノ規定ナリ被告人

ハ訴訟ノ當事者ニシテ一面訴訟ノ主體ナリト雖一面ニハ證據方法ニ利用セララル性質ヲ有ス
 ル者ナルカ故ニ任意ノ出頭ヲ求ムルコト不可能ナル者及證據ノ湮滅ヲ謀ル虞アル者及逃亡又
 ハ逃亡スル虞アル者ニ付テハ強力ヲ用キテ裁判所ニ出頭セシメ之ヲ訊問スル要アルノミナラ
 ス訊問ノ結果尙ホ必要ト認ムル者ニ付テハ其ノ自由ヲ拘束スルノ要アリ故ニ本條ニ於テ(一)被
 告人定リタル住居ヲ有セサルトキ(二)被告人罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ(三)被告人逃亡シタルト

キ又ハ逃亡スル虞アルトキハ召喚狀ヲ發スルコトナク直ニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得セメタリ。

二 前項ハ勾引狀ヲ直ニ發シ得ル例外ノ場合ナレトモ輕微ノ事件ニ付テモ之ヲ同一ニ取扱フハ酷ニ失スルコトアルヲ認メ一面被告事件ノ性質ニ依リ更ニ勾引狀ヲ直ニ發シ得ル場合ニ制限ヲ設ケ五百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ該ル事件ニ付テハ被告人一定ノ住居ヲ有セサル場合ノ外直ニ勾引狀ヲ發シ得サルコトトセリ、五百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ該ル事件トハ實際犯人ニ言渡スヘキ刑ヲ指シタルモノニ非スシテ法定刑ヲ指シタルモノナリ、故ニ選擇刑中實際科スヘキ刑ハ五百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ナルトキト雖選擇刑中五百圓以上ノ罰金刑存スルトキハ此ノ場合ニ該當セス、刑法上此ノ場合ニ該當スル刑ハ富籤授受罪、三百圓以下ノ罰金又ハ科料、檢視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル罪、五十圓以下ノ罰金又ハ科料、過失傷害罪、五百圓以下ノ罰金又ハ科料、侮辱罪、拘留又ハ科料等ノ如シ、一定ノ住居ヲ有セサル被告人トハ一般ニ浮浪者ニシテ召喚狀ヲ發スルコト不可能ナルコトアルノミナラス召喚狀ヲ發スルモ多クハ效ナキヲ以テ直ニ勾引ヲ爲スニ非サレハ到底科刑ノ目的ヲ達シ得サル場合ニ存スヘシ、故ニ一定ノ住居ヲ有セサル被告人ニ對シテハ輕微ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テモ直ニ勾引ヲ爲スコトヲ得セシメタリ、罰金刑ニ該ル罪ヲ犯シタル被告人ト雖多額ノ罰金ヲ科シ得ル犯罪ニ付テハ直ニ勾引ヲ爲スニ非サレハ科刑ノ目的ヲ全然達シ得サル場合存スルヲ以テ懲役、禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル被告人ト同様ニ取扱フコトト爲シタルナリ。

三 前條ノ場合ニ於ケルカ如ク再度召喚狀ヲ發スルモ故ナク出頭セサルトキ及一〇六條ノ場合ニ於ケルカ如ク裁判所カ指定シタル場所ニ被告人故ナク出頭セサルトキハ勾引狀ヲ發シテ出頭セシムルニ非サレハ到底召喚ノ目的ヲ達シ得サルヲ以テ此ノ場合ニ於テハ輕微ノ罪ヲ犯シタル被告人ニ付テモ特ニ除外例ヲ設ケル必要ナシト認テ懲役又ハ禁錮ノ刑以上ニ該ル罪ヲ犯シタル被告人ト同様ニ勾引ヲ爲シ得ルモノトセリ。

第八十八條 被告人ノ勾引ハ勾引狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

字解 勾引狀 トハ或者ヲ指定ノ場所ニ出頭セシムルコトヲ強制スル令狀ヲ謂フ。

釋義 被告入再度ノ召喚狀ヲ受ケ故ナク出頭セサル場合及法律ニ特定アル場合ハ強制力ヲ用キテ指定ノ場所ニ被告人ヲ出頭セシメ得ルコト前説明ノ如シ、此ノ如ク強制力ヲ用キテ指定ノ場所ニ被告人ヲ出頭セシムルニハ裁判所ハ九七條ノ規定ニ從ヒ勾引ノ趣旨ヲ記載シタル令狀即チ勾引狀ヲ發シテ之ヲ爲ササルヘカラス、本條ハ其ノ趣旨ヲ明カニシタルモノナリ。

第八十九條 勾引シタル被告人ハ裁判所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ之ヲ訊問スヘシ其ノ時間内ニ勾留狀ヲ發セサルトキハ被告人ヲ釋放スヘシ

字解 引致 トハ國家ノ公力ヲ用キテ指定ノ場所ニ或者ヲ強制シテ出頭セシムルヲ謂フ。

勾留狀 トハ被告人チ一定ノ監獄ニ拘禁スル令狀ヲ謂フ。